

第 **10** 号
2001 March no.10

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集1 21世紀の川崎の都市像

提言論文・市民提案を読む

新時代へのメッセージ

(コーディネーター) 嶋海正泰 (パネラー) 坪井善明・真柄昭宏・真柄真美子・原尻淳一・日比野純子・瀧田 浩

提言論文・市民提案受賞作

- ◎二十一世紀コミュニティ論 真柄昭宏・真柄真美子
- ◎川崎市における戦略的NPO強化政策 原尻淳一
- ◎近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ(仮想) 日比野純子
- ◎思い出に残る帰りたいまち川崎へ 佐藤 棋子
- ◎お年寄りとすごせる学校 八木 祐美
- ◎大好きな川崎 記虎 暖世
- ◎多摩川はピンク 高橋 沙織
- ◎くらしやすいまち 羽生田ゆきの
- ◎自治体の環境行政における環境税導入に関する一考察 浅水 和宏・岩上 淳・日黒 麻子・鴻巣 玲子
- ◎市民参加型の自治体システムの創造 久保 真人
- ◎デジタル時代の「情報公開」における一考察 鈴木 照夫

特集2 新時代の課題と可能性

- 市民活動支援は自治体をどう変えるか 奥津 茂樹
- 新世紀へ健康づくりのあらたなスタート 前田 寿々子
- 「環境の世紀」における自治体政策の課題 田中 充
- 国の示す電子政府の方向性と、地方自治体の情報化について 川村 真一
- 新たな産業の創造をめざして 小泉 幸洋
- 臨海部再編のシナリオ 中村 健

成

「成熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた
「成長型」の社会システムの転換が求めら
れています。こうした時代にあつて、自治体
現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開
発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、
職員一人ひとりの課題となつてきています。
そのためには、職員個人の自由な発想による
創造的意見・提案がなによりも重要になつて
きます。本誌の刊行の狙いもそこにあります
が、行政改革をうながす多様な意見の発表・
交流の「ひろば」として、本誌に発表された
職員の論稿は、原則として職員個人の意見・
提案であることをご理解ください。(編集部)

「ガーデンシティ（庭園都市）かわさきの創造」
「仕合せの花」を咲かせるために

川崎市では新世紀という時代の大きな節目にあたり、市民の皆さんの夢と希望をはぐくみ元氣が出る、新たな十二の事業を「新世紀フロンティア事業」と位置づけ、取り組んでいます。その一環として、川崎市の将来の都市像はどうあるべきか、また、それを実現するためにはどのような対応が求められるかについて、市民の皆さんをはじめ広く全国から斬新な視点や自由な発想にたった提言、提案をいただくこととしました。最終的には五百近いご応募があり、この選考審査の経緯や今回の入選作品のすべては、別にとりまとめました「記念論文集」夢と希望をはぐくむ舞台をめざして」をお読みいただくこととし、本誌では受賞者を交えて開催された「記念シンポジウム」と入賞作品の一部をとりあげることといたしました。

今回、掲載しました入賞作品はもちろんのこと、寄せられました作品は、環境・福祉・教育の問題をはじめさまざまな分野にわたり、市民参加や市民活動に関する作品も多く、地方分権の時代にあつて、市民自らの担うべき役割を踏まえ、新たな価値観やシステムを創造していくためにはどうすれば良いかなど、建設的で前向きな提案が数多くあります。

私は、この記念シンポジウムに先立ち、二月七日に行われました「市町村シンポジウム」において「ガバナンス（市民共治）」という言葉を使いながらも、それは今回の市民の皆さんからの提言と提案にも数多く示唆されているとおり、新たな「公」をつくり出していく意思を表現しようとしたものであり、「公」を官と民、上下関係の秩序でとらえる従来の考え方を根本的に改めようと考えたからに他なりません。

「公」には歴史的に見ても「お上」や「官」のイメージが強いのですが、本来のそれは、英語のパブリックという言葉にみられるとおり、「一般の」「みんなの」という意味を持ち、ここには「お上」や「官」という意味はありません。「私」と「私」が協力してつくりあげる社会、公

共財としての政治空間ないし行政という色合いが強いのとなつています。

「公」は「お上」や「官」という縦の秩序にかかわるものではなく、より地域にかかわる概念であり、ガバナンス（市民共治）という言葉には、政治の担い手としての自覚と役割を持った良き市民が「公共財」としての川崎市政をともに担い、築き上げていくという「まちづくり」の意味をこめていきます。

あらためて、入賞作品を読み返して見ますと、そこかしこに新たな「公」、
「ガバナンス（市民共治）」の姿が見出されます。一つの事例ですが、提言論文・優秀賞受賞者の真柄氏は「みごと咲いた百万の花」と夏の盆踊りでかかる曲「川崎踊り」の「節をひきながら、「川崎が、市民それぞれの色と形で仕合せの花を咲かせる庭園であつて欲しい」と述べられ、そのためにも「自由な空気と温かなコミュニティという土壌」が必要だとされます。そして、「コミュニティという土壌をやせ細らせることなく肥沃化に努め」、「そうした努力の積み重ねをする」ことが、川崎の価値を増していくとされています。

私は真柄氏の提言をはじめとして、今回の市民のみなさんの提案と提言から、日々の執務に当たつてのたくさんの勇気を頂きました。是非、市民の皆さんとともに手をとりあいながら「仕合せの花」を川崎の街に育てていきたいと思えます。葉の上についた小さな朝露がキラキラと輝くような、そして、水辺に沿って続く小道にライラックの紫色の花が咲き出すような、世界に二つとない素敵な街、「ガーデン・シティ（庭園都市）かわさき」を創っていききたいと思えます。

巻頭のことば
「ガーデンシティ(庭園都市)かわさきの創造」
「仕合せの花」を咲かせるために

3 川崎市長 高橋 清

特集企画にあたって 6

1 21世紀の川崎の都市像 提言論文・市民提案を読む

21世紀の川崎の都市像 提言論文・市民提案「記念シンポジウム」

新時代へのメッセージ

市民提案から新たな都市像を考える

「コーディネート」 関東学院大学経済学部教授 鳴海正泰「バネラ」 早稲田大学政治経済学部教授
提言論文優秀賞受賞者 真柄真美子 提言論文優秀賞受賞者 原尻淳一 市民提案最優秀賞受賞者

坪井善明・提言論文優秀賞受賞者 真柄昭宏
日比野純子・川崎市総合企画局長 瀧田浩 8



提言論文 優秀賞

二十世紀コミュニティ論 市民三〇万の仕合せ花ひらく「庭園」都市をめざして

真柄昭宏・真柄真美子 17

提言論文 優秀賞

川崎市における戦略的NPO強化政策 参加型協働公共圏をめざして

原尻淳一 22

市民提案 一般部門 最優秀賞

近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ(仮想)

日比野純子 27

市民提案 一般部門 優秀賞

思い出に残る帰りたいまち川崎へ

佐藤根子 28

市民提案 中学生部門 最優秀賞

お年寄りとすごせる学校

大師中学校三年生 八木祐美 29

市民提案 中学生部門 優秀賞

大好きな川崎

御幸中学校二年生 記虎暖世 29

市民提案 小学生部門 最優秀賞

多摩川はピンク

下平間小学校四年生 高橋沙織 30

市民提案 小学生部門 優秀賞

くらしやすいまち

上丸子小学校五年生 羽生田ゆきの 31

提言論文 川崎市職員部門 優秀賞

自治体の環境行政における環境税導入に関する一考察

浅水 和宏・岩上 淳 32

市民提案 川崎市職員部門 優秀賞

市民参加型の自治体システムの創造 実験的な区民憲章の制定をもとに

目黒庸子・鴻巣玲子 32

市民提案 川崎市職員部門 奨励賞

デジタル時代の「情報公開」における一考察

久保真人 39

市民提案 川崎市職員部門 奨励賞

電子情報公開条例を制定し、市民との新たな関係の確立を目指す

鈴木照夫 43

2 新時代の課題と可能性

市民活動支援は自治体をどう変えるか 市民活動支援指針の策定を通じて

情報公開クリアリングハウス理事 奥津茂樹 49

新世紀へ健康づくりのあらたなスタート

「環境の世紀」における自治体政策の課題

国の示す電子政府の方向性と、地方自治体の情報化について

新たな産業の創造をめざして産学連携この一年の取り組みから

臨海部再編のシナリオ



健康福祉局健康増進課主幹 前田寿々子 51

環境局環境企画課主幹 田中充 54

川崎市情報化研究会・経済局産業政策部商業観光課主査 川村真一 59

川崎市産業振興財団産学連携推進課長 小泉幸洋 62

総合企画局臨海部整備推進室主査 中村健 66

《本市の政策展開から》

ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州との産業交流事業

経済局産業政策部国際経済担当主査 秋田達也 69

麻生水処理センターにおける高度処理の導入

建設局下水道建設部技術開発 雨水貯留管理担当 窪田雅一 71

土地開発公社経営健全化計画

財政局管財部土地審査課副主幹 間山博 74

「多摩川エコミュージアム構想」に見る新しい市民活動の兆し

総合企画局副主幹 本木紀彰 76

市民がつなぐ川崎の水とみどりのまちづくり

多摩区役所福祉課 広岡真生 81

「今、ふたたび」ガリバー地図「多摩丘陵から鶴見川・多摩川、そして海へ」

新たな世紀へ〜21世紀カウントダウンイベント報告 経済局商業観光課長 梅沢孝志 82

幸区で地域を支えるボランティア活動について

市民協働の保健・医療・福祉・教育の連携システムの構築にむけて 教育委員会幸市民館 植木賢一郎 84

《研修の窓》

川崎版ロードプライシング税の導入に向けて

課税自主権への挑戦 政策課題研修Aチーム 港湾局川崎港港務所業務課 新沼真琴 86

地域通貨の研究

〜エコマネーのある楽しい暮らしの実現へ 政策課題研修Bチーム 川崎区役所区政推進課 夏井智之 88

環境会計の研究

〜三世紀環境都市川崎をめざして 政策課題研修Cチーム 水道局経理課 大谷伸明 90

「《多元的、複眼的、有機的》なまちづくり」をめざして 政策形成まちづくり研修レポート

川崎市民 五十嵐静子・相模原市環境事業部ゴミ減量推進課 込山正義 92

政策法務研修を受講して

産学連携について シリコンバレー通信⑦ 町田市企画部政策審議室 遠藤雅子 96

富川のまち・人と出会う 韓国・富川市と川崎市との交流④

経済局産業政策部国際経済担当シリコンバレー駐在 田邊聡 98

川崎市で感じたこと 韓国・富川市と川崎市との交流の窓辺②

経済局交流推進課 大韓民国富川市派遣 塩谷葉子 100

市民の目 子供たちの科学の夢を育むために

NPO法人発見工房クリエイティブ理事長 橋本静代 105

現場の目① 婦人相談の現場から

川崎区役所福祉第3課主査(婦人相談員) 福原初恵 106

現場の目② これからの広報「もぐら博士館」

建設局中部下水道事務所主任 青木誠 107

記者の目 景気の実感

日本経済新聞社川崎支局 稲荷竜也 108

川崎元気企業紹介④ 新ものづくりベンチャーズの時代

(財)川崎市産業振興財団産学連携推進課主任 櫻井亨 109

データは語る② 未来の羅針盤、平成二年国勢調査を終えて

総合企画局都市政策部統計情報課 福井和彦 111

川崎市政日誌 川崎市地方自治研究センター編

寄稿 言葉についての想い 総務局交流推進課 朴海淑 117

編集後記 119

特集
issue

1

21世紀の川崎の都市像

提言論文・市民提案を読む

特集企画にあたって

グローバル化の展開、人口減少時代の到来、知識社会化など、自治を取り巻く環境は大きな変動の渦の中にあります。このような状況に地域社会はどのように対応していくのか、地域主権に適應できる新たな都市像の構築が求められています。

今回の特集テーマでは、ややもすると閉塞感に陥りそうな状況の打開を求め、21世紀の川崎の都市像をさまざまな観点から探ります。

「夢と希望をはぐくむ舞台をめざして、21世紀の川崎の都市像」と題し、広く一般に募集しました「提言論文」や市民の方々からいただいた「提案」の中には、市民みずからの手で築き上



げるみずみずしい川崎市の姿がありません。川崎の街をみつめ続け、確かな足場から提案された斬新な発想と微細にわたる提言は、21世紀の川崎を形づくる大きな力になります。

また、これにつづいて七つの論文を掲載しました。

市民活動の支援、健康都市かわさき、環境自治体の実現、電脳自治体への道、サイエンスシティかわさき、市街化調整区域のまちづくり、臨海部再編のシナリオ、いずれも川崎市の21世紀を規定する大きな課題です。

川崎という現場からどのような視点にたち、どのように発信していくか、各課題についての方向性を示すことで、広く議論の素材を提供します。

特集
issue

2

新時代の課題と可能性

「二一世紀の都市はどうあるべきか。市民のみなさんから寄せられた提案をもとに行われた「記念シンポジウム」の内容をお伝えします。次に、「都市コミュニティ」の意義や「戦略的NP強化策」など、市民生活に根ざしたみずみずしい提言を掲載しました。二一世紀都市をどう考えて行ったらいいか、経験に根ざした多くの智恵がちりばめられています。

新時代へのメッセージ〜市民提案から 新たな都市像を考える

表彰式・記念シンポジウムから

平成13年2月8日、高津市民館にて



●コーディネーター

関東学院大学経済学部教授
鳴海正泰

●パネラー

早稲田大学政治経済学部教授
坪井善明

提言論文 優秀賞受賞者
真柄昭宏

提言論文 優秀賞受賞者
真柄真美子



提言論文 優秀賞受賞者
原尻淳一

市民提案 最優秀賞受賞者
日比野純子

川崎市総合企画局長
瀧田 浩

鳴海 それでは、これから記念シンポジウムを始めさせていただきます。

まず、受賞者の皆さん、きょうは本当におめでとうございます。

また、残念ながら受賞に至らなかった方々も、今日は大勢出席していただいております。ありがとうございます。また、この企画に参加してくださったことに、心から敬意を表したいと思います。

私は、このシンポジウムの進行役を務めます関東学院大学の鳴海でございます。関東学院と言うと、坪井先生の早稲田大学のように有名ではありませんけれども、何があるかと言うとラグビーなんです。その大学の鳴海でございます。また、この論文の選考委員も務めさせていただきます。

さつきはちよつとかた苦しい受賞式でしたけれども、このシンポジウムは、シンポジウムというよりは発表会ということで、少しリラックスをして楽しい発表会、シンポジウムにしていきたいと思えます。

応募された方々の全部の作品を本当は紹介したいわけですが、五百編近くですから、とてもそんな時間の余裕はございません。今日は提言論文の受賞者の方、それから市民提案の最優秀賞の方に代表していただいて、その内容を発表していただくことにしたいと思います。

「二〇万の花の開いた「庭園」都市
〜真柄夫妻の共同提言論文

鳴海 まずきょうの提言論文の優秀賞の受賞者であります真柄さんご夫妻から、「二一世紀川崎コミュニティ論」市民

「二〇万の仕合わせ花開く「庭園」都市をめぐして」について、ご発表を願っていたと思います。これはご夫婦の共同作品ということでございますので、どちらからお話をいただけますか。

真柄（昭） 川崎市では女性のほうが元氣ですので、妻のほうからお話をさせていただきます。

真柄（真） このたびはすばらしい賞をいただきまして、ありがとうございます。応募のきっかけから少しお話をさせていただきます。

この募集（提言論文・市民提案）を「市政だより」で拝見した頃、私たち夫婦は川崎市に愛着を持ち始めたころでした。二年前に引越してきましたが、中原区を選んだ理由は、東京と横浜の中間で交通の便がいいということでした。

住み始めて、商店街が大変にぎやかで活気があることに驚きました。どうしてなんだろうと考えましたら、歩く人がとても多いということに気づきました。私は石川県で生まれ育ちました。石川県のほうは時々帰りますが、車で生活をしている方はかなりなので、商店街がさびれていきます。「このお店、なくなっちゃった」と寂しい思いをしています。

しかし、私たちが住んでいる町は、とてもにぎやかで盛んですから、「何かいいな」なんて思っております。私たちはマンション生活を選びましたが、今、テレビで報道されているようにマンション問題は大変なことになっています。私たちは、これは大変だということで、マンションの先輩方にお話を聞きに行きました。そこで、住人が協力しなければなら

ないか、一人一人の意識や、仲よくやっつけようという気持ちが大切だ、特に日中暮らしている主婦が大切とアドバースをいただきました。

そこで、「あつ、これだったら私にもできるな」と思い、積極的にあいさつをするように心がけ、一人一人の顔と名前が一致するように努力をしました。

いまは、町内会の運動会、盆踊り大会に積極的に参加するようになりました。盆踊りは、うちの町内会の輪の三分の一は私たちのマンションの住人でできるほどになりました。最近マンション内で野球部も設立されました。このような私たちが町内会の人たちがとても快く受け入れてくださっていることにも、私たちは感激をしました。「マンションの方は町内会になかなか入ってくれない。入ってきてくれてありがとう」とお話をうかがい、また感激でした。

今、私は婦人消防団という形で、婦人会のほうに参加しています。この前、救命講習会に参加して、そこで講師の先生から「勇気を持って行うことが一番大切なんだ」と最後にお話をいただきました。マンションに住む方々が、いろいろな形で地域に参加できたりするなど、勇気を持ってコミュニケーションに参加できる、そういう雰囲気づくりに私も貢献していきたいなと心から思っております。（拍手）

真柄（昭） それでは、私からも一言。二年前、川崎に引越しましたときに、両親から、「やめておきなさい」と言われました。やめておきなさいと言われ、逆に判官びいきと申しますか、東京と横浜のはざままで頑張っている川崎で、自分

も市民として頑張るってやろうじゃないかという思いがわいてきました。それで管理組合理事長としてマンション問題でいろいろ活動し、マンションから町内会、そして地域、川崎全域へと関心が広がっていったわけです。

私は実は鉄道ファンでして、二十八年前に一回鶴見線のチョコレート色の電車を撮りに来たことがあるのです。川崎を縦に走る鉄道には南武線がありますが、JR東海道線と京急線の間のアクセスは、尻手から浜川崎までの南武支線ただ一つだけです。二、三両の短い編成の電車で、この線しかないんです。

川崎大師には、年間一千万の方が訪れるらしいのですが、私が住む中原区から行くこうと思うと、なかなか行きづらい。JR川崎駅を出てから歩いて京急川崎駅に行かなければならない。このようにどうも川崎は一体感がないんですね。市内の横のアクセスは非常にいいんですけれども、縦のアクセスが非常に悪いのです。しかし、地図を見ていましたら、武蔵野南線という貨物線が市内の地下を縦に走っている。これを旅客化できないものだろうかということが、鉄道ファンとして、また、市民として大変に強い関心事でありました。

実は、この提案を出した後なんですけれども、昨年の年末の大晦日、JR東日本が「夢空間」号というのを走らせました。上野駅から出て品川駅に戻ってくるのですが、その間に武蔵野南線を通ってくれたのです。私も豪華な食堂車で食事しながら通ったんですが、まさに武蔵野南線は川崎にとっての夢空間なのだ

確信した次第です。あの武蔵野南線を使うことができれば、羽田空港にももっと便利に行くことができるでしょうし、成田空港にも行きやすくなるはずですよ。

JRの成田エクスプレスは新川崎駅には止まらないで横浜駅に行ってしまうから、川崎市民が海外に行くのは非常に不便です。横浜駅か東京駅など市外から乗り継いで行かなければならない。そこで、ぜひ市の縦のラインとしての武蔵野南線の旅客化を実現したいと思いが、文章を書いたわけです。

鳴海 真柄ご夫妻の共同作品で、一体お二人でどの部分をどう書いたのかなという感じます。（笑）

私もこの論文を読ませていただいたときに、サブタイトルに「庭園」都市をめぐしてとありますが、この「庭園」というのは何を言っているんだろうと思いましたが、そこで論文を読んでみましたら、一番最後に、「二十一世紀の川崎の名物は何かと問われた時、『二〇万の仕合わせの花を咲かせた市民自身である』、それを可能とする二〇万の花の咲いた「庭園」都市という結びの言葉がありました、それで納得したわけです。

じつは私もマンションに住んでいるのですが、マンションはなかなか難しいですね。この論文は、個人の自由と共同の利益をどう調整していくかということから出発していますけれども、小さいからうまくいったんですかね。私のところなんかはしょっちゅういがみ合っているんですよ。どうしてうまくいったんですか。真柄（昭） まさに三四世帯ということにポイントが一つあると思うんです。日

本の典型的農村は大体三〇軒ぐらいが平均らしいですけれども、ムラ社会とほぼ同じで、大体顔を覚えらるる範囲の三四軒だったというのが非常に幸運だったと思います。

もう一つは、マンションは入ってみてびっくりしたんですけれども、私の場合、七〇歳過ぎまでローンを組んで買ったんですけれども、壁から内側しか個別的所有権がないんですね。建物本体の主要なコンクリート部分は全部共有物で、その三四分の一しか所有権がない。そこで、壁のタイル一つもみんなまで共有しており、タイルが一つ欠けたって、その三四分の一個分は、私たち一人一人の不利益なんだということを徹底的にみんなまで理解しました。そこで折り返いをつけていきま

した。また、生活ルールもトラブルのもとになります。人は顔見知りになると物を捨てたりしなくなるところがあるので、住人同士の親睦を一所懸命日々積み重ねていきました。

鳴海 ありがとうございます。

小さなNPOを支えるメタ・ネット 〜原尻さんの提言論文

鳴海 それではつぎに原尻さんに「川崎市における戦略的NPO強化政策 ―参加型協働公共圏をめざして―」について話をお願いします。

原尻 僕がこの論文を書いたきっかけなんです。これはやっぱりボランティア活動をやっていくことが一番のポイントです。僕は大学のときに京都にいらして、阪神大震災を経験しました。そのときに阪神大震災の現場に行って、一番学んだ

ことというか、得たことは、いろいろな人に会えたことなんです。お医者さんもいたり、お坊さんもいたり、いろんな人が来るんですが、そうしたいろんな人と会えたことで、そこで学んだことが、後で考えると、人間関係が豊かになったなどという実感をもったことです。

その経験を生かしながら、二一世紀の都市像を考えたときに一番大切なのは、人間の関係性じゃないかと思った。その関係性が豊かになることが、二一世紀の都市の一つのあり方を決めるんじゃないかなと思ひまして、それを基本テーマに書いたのがこの論文です。

ボランティアをして人間関係が豊かになったということは、逆に言うと、ボランティアは人間関係を豊かにする手段になるんじゃないかと思うわけですけれども、ボランティアとかNPO活動をやっていて、ちよつと問題点にぶち当たりました。それは日本の中でNPO活動、それからボランティア活動をする、制度的な問題にぶち当たってしまったんです。

どういうことかと言うと、制度化されているNPOがあります。たとえば私立大学がそうですね、鳴海先生がいらっしゃる関東学院大学もNPOだと思います。それから病院とか、財団法人とか、社団法人とかいろいろあるのですが、これは法律で決められていて、税制優遇もありますし、マネージメントも、資金もいろいろ豊富で活動しやすいわけです。

だけど、制度化されていないNPO、僕たちがボランティアで行ったボランティア団体とか、国際NGO団体とか、国際ボランティアをやっている方々の団体

は、法律で優遇されていないわけです。そういうところのボランティアと、ちゃんと制度化されているNPOということ、NPOの状況が二極化しているんです。非常に大きいNPOと、非常に弱小のNPOと二つに分かれているわけです。

僕は弱小のNPOのほうに参加していません。そうすると、法律的にサポートがされていないものから、レベルアップができないんです。お金もないし、自分で手弁当でやらなきゃいけない状況にありました。それでいかに弱小NPOをレベルアップして、NPO活動を活性化させるか、ボランティア活動を活性化させるかというのが、僕の問題意識の中にすぐあつたわけです。

これを解決するというか、一つの答えを見出したのが、フィリピンでフィールドワークをしたときに学んだことです。バタンガス州という、マニラからちよつと南にある州に、ロサリオ教会という教会があつたんです。この教会は何をやっていたかと言うと、労働者の方が非常に過酷な労働をして、つらい思いをしていたので、労働者の方々を組織して、労働組合みたいなものをつくったわけです。

教会の方がコーディネートして労働者をまとめた。労働者の方は、自分たちは話し合う場もなければ、お金もないよということ、教会がお金や場所を貸してくれました。教会がサポートしてくれるというしくみを、そのフィールドワークの中で見つけまして、「あつ、これはいい手だな」と思ったわけです。

大きなNPOが小さいNPOを支援するというサポートのシステムがフィリピン

ンの中でできているわけです。しかも、大きいNPOが、そういうNPOを新たにつくっている。ボランティア団体をつくっているという構造が見えてきました。日本では弱小NPOは法律で優遇されていないので自立することがむずかしいのですが、フィリピンでの体験を通して、大きいNPOが小さいNPOをサポートすることが、非常に大事になってくるのかなということが見えてきたわけです。

そういつたことを基本の戦略としまして、大きいNPOが小さいNPOをサポートするところに主眼を置いて、行政がNPOを強化する。センターをつくったらどうだろうかというのが、僕の提案です。

このNPOをサポートするセンターはどういう機能があるかと言うと、フィリピンの例と同じなんです。ボランティア団体の方々は場所もなければお金もないので、まず場所を貸してほしいなということ、ネットワーク・インキュベーターという名前をつけたいんですけど、まず場所を貸してほしい。それからいろんな人と出会って、アイデアが欲しいということ、情報交流をセンターの中の機能として持ったらいいのではないかと、それが一つの提案です。

もう一つは、先ほどコミュニティと言われていたけれども、僕もコミュニティは一つのキーワードで、川崎市の中でコミュニティがこれからどんどん成長していくために、新しい提案をどんどんしていくようなシンクタンクみたいな役割が、NPOの戦略センター、ストラテジーセンターと書いたのですが、そこで持てたらいいなということ、そういつ

た中で川崎市の市民の方々の人間関係が豊かになっていくんじゃないか、ちよつと社会的な仕組みの話なんです、そういった話を書きました。

鳴海 ありがとうございます。じつは私もまちづくりに関する、まさに零細なNPOの役員をやっているんですよ。その零細なNPOというか、一生懸命やっている人たちは、ものすごく自立心が強くて誇りも高いんです。しかし、ものすごく貧乏なの。

その弱小というか、小さなNPOがうんとまとまってネットワークをつくればいいんだけど、みんなタコソボみたいに専門化しちゃって、なかなかうまくいかないんです。やっぱり小さなNPOを支える大きなNPOがないからですかね。

原尻 そうだと思えますね。というのは、多分国際NPOとか、環境NPOとか、それぞれ分野に分かれてしまってますね。でも、人間の生活って部分で成り立っているわけじゃない。もっと全体的なものですね。そういう全体的なものを見渡せる、もっと大きいレベルでのNPOが必要なんじゃないかと思うんです。

僕はメタNPOが必要だよという話をよくするんですけど、もっと大きい、全体を見渡せるようなNPOをつくられたらいいと思います。それが今の時点でできるのはどこかなと考えると、やっぱり自治体だよなという話になっちゃうんです。そういったところで、自治体に期待を持っております。

鳴海 ありがとうございます。提言論文の二席の方からお話をいただきました。

地域づくりと学校の可能性 〜日比野さんの市民提案

鳴海 次に、市民提案・一般部門の最優秀賞の「近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ(仮想)」の日比野さん、お願いいたします。

日比野 私は、川崎に住んで七年になるんです。東高根森林公園の近くに住んでいたのですが、去年、高津区のほうに家を買って、ここで住んでいこうと決意をしたんです。

というのは、二〇年ほど前から環境問題に関心を持っていて、どこに住む、どういうふうに住むということを考えていて、そのころの友だちの中には、田舎に住んで自給自足の生活をしている人もいたので、それでも、そこまではなかなか踏ん切りがつかなくて、適当に交通の便がよくて、緑も多くて、川崎っていいところだなと思って住んでいました。けれども、子供が大きくなってきたり、自分も年を取ってきたりすると、社会への責任みたいなものを感じなければいけないと思うようになりました。それで好きな場所を選んで、ヤドカリのように住んでいこうみたいなことではなくて、自分の住む地域を自分で変えてつくっていかなければいけない歳になったんだなと思います。小さな家を買って、川崎にずっと住んでいこうというのであります。

川崎を選びましたのは、便利とか、緑が多いという環境の面もいいところがあるのですが、私は、昨年、高橋市長の対話集『川崎の挑戦』を読ませていただきまして、川崎市は市民の意見を聞いて、

一緒に歩んでくださる市なんじゃないかということを感じました。

住むからには、自分の意見もちゃんと発言していかなくちゃいけない。今回の応募の件を知りましたときに、参加することに意義があると思って出させていたのです。

書きました提言論文は、学校を単位とした地域コミュニティということなんです。あまりオリジナリティみたいなものはない、自然エネルギーの活用とか、学校を開放しようとか、あっちこちで現実に行われております試みを、私の住むところの学校、私の子供の学校や地域において実際に考えてみて、こういう形であつたらいいなということを、仮想したと思います。夢見たものを文章にしてみました。

私が訴えたいと思いましたが、環境共生型の地域づくりが、今もこれからはとても必要なことだということです。

もう一つは一人一人の心と才能を生かせる、本当にこの地域に住んでいてよかつたという満ち足りた気持ちで住めるコミュニティを、大人も子供も必要としているということなんです。

環境問題で、私もコンポストを買ったり、小さな萱一枚ほどの土地に、何かちよつと植えてみたりしているんですけど、どうも限界があります。太陽光発電にしても、コンポストにしても、小さい我が家ではすぐに上にする場所がなくなるので、学校単位でやっていたら助かる、公共施設が率先してそういうものを広げていただいで、その後で各家庭に補助金があるような形になると、とても

いろんなことがやりやすくなるなと思っております。

住みよいコミュニティということについては、住民同士の交流と信頼関係がやっぱり土台だと思うんです。今は仕事とか買物、娯楽と言うと、どうしても都心部に出たりということがありますけれども、身近な関係の中にいろんな才能を持った人たちが住んでいるのに、お互いに気がつかないということもあると思うんです。

地域を充実させるということで、まず、自分が住んでいて歩いていける範囲のところ顔見知りをするのが大事じゃないかと思うのですが、そのときにその場所として一番可能性が高いのが、いろんな部屋がある、いろんな施設があることも含めまして、学校というものがいいんじゃないかと思って、この提案を書かせていただいたんです。(拍手)

鳴海 あなたの提案を読ませていただき、とっても生活感にあふれているし、大体夢がありますね。私もすっかり共感いたしました。

学校を地域のコミュニティの核にしていこう。そういう夢を語っていたでいるわけですけども、お子さんは今学校ですか。

日比野 小学校一年生と中学校一年生なんです。

鳴海 高津区の小・中学校というのは、地域での学校の利用といますか、地域のコミュニティの中心に今なっていますか、どうですか。

日比野 入れ物みたいなのは多少あります。お母さんたちのクラブ活動とか、役

員をやっておりますときに、お母さんたちが仲よくなって、そこでいろんな関係が広がっていくということがあるんです。

ただ、お役所とか、学校と言うと、ついつい私たちも構えてしまっていて、そこで自由にいろんな発想を展開して、横に楽しくつながっていくということにはなかなかなりづらい。学校は広いし、今、空き教室もありますから、例えば給食とか、図書館を開放していただけると、もっと本当にアットホームな、お互いに手をつなぎ合って、この地域でやっていくんだみたいな関係をつくりやすいんじゃないかと思ったりしています。

鳴海 そうですね。これから地域で学校は本当に大切な存在になりますね。

全ての提言論文・市民提案に 講評をつけさせてもらいました ～審査会を代表して

鳴海 これ提言論文の優秀賞の方と、市民提案の最優秀賞の方の話をつたわけてすけれども、応募なさった方は約五〇〇通ぐらいございます。その五〇〇通を一つ一つ読んでいただいて、何十時間もの時間をかけてやってくださって、それにコメントまでつけていただきました。その審査会を代表して、坪井先生から全体の感想なり、印象なりをお話し願いたいと思います。

坪井 私はベトナムの政治を勉強しています。一九八二年にフランス留学から日本に帰ってきた時に、半年ぐらい川崎市地方自治研究センターの研究員をさせていただいて、それからずっと色々な形で川崎にかかわりを持ってきました。

今回九三編の提言論文と、八二編の市民提案と、あと中学生・小学生の方の六六編、一三五編、全部で四八八編に目を通させていただきました。最初はこんなことをする気はなかったのですが、読んでいておもしろかったというのが一つありました。やるなら徹底してやるうではないかと事務局に話したところ、ぜひお願いしたいとなつてしまいました。暮れは中国に行っていたのですが、お正月休みから一月はみんなつぶれてしまいました。ただ、読んでいて非常におもしろかったというのが率直な実感です。

先ほど篠原委員長のほうからもご説明がありましたけれども、大きく言つて五つぐらいの提案なり、方向があつたと思います。最初に提言論文の話を中心にします。九三編のうち川崎市の方の提案が二八編だったそうです。これは事務局は意地悪で、誰の作品か、何歳の方か、市内市外も全然教えていただけなくて、名前も知らなくて審査員として読んだのです。ですから、後で知ったのですけれども、県外、市外の方、カリフォルニアにお住まいの方とか、フランスにお住まいの方とか、海外からも応募をいただいたそうです。

提言論文の内容としては、ITのような通信革命とか交通体系とか、新技術を活用して、いかに川崎の発展を進めていくかという問題を論じた提言が一つのグループとしてありました。伊集院さんの知的財産権も非常におもしろい。一つで、川崎DCという話もその範疇に含まれると思います。川崎を近未来にどうすればいいかという中で、運河の話とか、交通

体系の話をどうするか。そして、いかにインターネットを使って、このまちを活性化するかという二一世紀の近未来の方向の話がありました。

第二に、奨励賞をお受けになりました米沢さんの論文が典型的なのですが、ずっと川崎にお住まいで、特に川崎の中の中小企業の問題をどうしたらいいか。そのことについて具体的な提案を書いてくださった方は、米沢さん以外にも何人かいらつしゃいました。そういう意味で、歴史的な発展の中で川崎が行ってきた役割を、もう一回しっかり次の世代につなぐなくてはいけないのだという論文も、非常に心打たれるものがありました。

三番目は、人間の話で、教育や学校や大学の問題、高齢者、障害者、在日の方や、介護の問題をテーマとしたものなど、様々なトピックスがありました。特に川崎に住む人間を、バリアフリーを含めて、どういうふうにしたら一番尊重することになるのか、まちづくりの中でも、特に人と人との関係がより優しく、よりお互いに気持ちのいい関係はどうつくるのか、まちづくりでもソフトウェアのほうの提言という形が非常にありました。

特に中学校、小学校の人たちの提言で、例えば「多摩川をツツジでピンクにする」とか、「心のバリアフリーをしましょう」とか、一言心に残る、より深く考えられていて、よりよい人間関係をつくっていかうという提案が多くあつて、非常に心打たれるものがいっぱいありました。

四番目は、環境の問題を論じた論文が多くありました。昔、川崎は「公害のまち」として知られていて、それをどうい

うふう克服してきたか、これをどう生かすかという話の筋です。水の問題、海の問題、多摩川の問題、そして空気の排気ガスの問題、そして生田緑地の問題を含めた緑の問題という具合です。その中で動物との共生、例えば盲導犬というのが当たり前になるようなまちづくりをしようという提案がありました。動物との共生を含めた環境全般についての意識の高まりを強く感じました。

川崎市の人口は現在一二五万ぐらいです。ちょうど日本の一%の人が住んでいて、臨海部から黒川まで、南から北までちょうど日本の歴史の発展に応じた形できています。きょうの優秀作品の真柄ご夫妻は、新住民として、川崎に定着していただいています。マンションのコミュニティが今の川崎のマジョリティーになりつつあります。溝ノ口を含めて、宮前区や麻生区や高津区のほうに増えてきて、川崎区や幸区のほうは少し人が減っています。労働者のまちから、市民のまちへとというふうに変動しているさまが、論文をみんな読ませていただいて強く感じました。

私は、川崎がおもしろいと思うのは、市民社会が川崎に確実に育っていることです。市民という言葉は、私の恩師でもあられる篠原先生がずっと言われてきたことなんですけれども、都市に住む人というふうに変遷せずに、自分から何か声を上げて参加をして、地域なり社会をつくっていくのを市民としています。日本では古い因習や、さまざまな問題でなかなかできていない市民社会というのが、川崎に本当の意味で形成されているのではないかと。少なくともこの市政は、そ

うという声を上げる市民について、不十分だとは思いますが、一生懸命応答しようとして頑張っているところが、多分、川崎はイデオロギーを超えて、革新的と言われる原因ではないでしょうか。日本の他の都市がやっていない実験的な、おもしろいとされる、そしてみんなに支持されるような政策を、とにかく試みにやってみるとい意味で、先進性というのか、実験的なところがあります。それは今回の提案を読ませていただいても、古いものをつなげながら、何とかみんなで新しい、より幸せで、真柄さんの言葉では「仕合わせな花」を咲かせようという心意気がたくさんありました。心のバリアフリーをとった、開かれてよりみんなが参加できる社会をつくろう、横浜と東京には含まれたところでこのようにことをやってみようという意欲を非常に感じました。

審査のときには、山田太一さんにも来ていただきました。成田真由美さんには読んでいただいて、所用で審査委員会の席には出られなかったのですが、いろいろのお声を聞いて、我々はそれは受けとめたつもりです。選考委員の間では大きく二つ論点がありました。

一つは、川崎にとっていかに具体的な提案となっているか。それも自分で考えて、少しでも新しい軸とか、新しい見方という提案で、具体的にすぐ応用がきくみたいな提案のほうがいいという説の人と、他方、そうではなくて、未来を感じる、もうちょっと眼差しを上げて、川崎を世界の中で位置づけるのか、日本の中で位置づけるのか、もっと広い中に川崎

を置いて、川崎を語るんだけれども、川崎にとらわれないいいアイデアがあったほうがいいではないかという説の二派に分かれました。土着派対理論派みたいなところで、非常に激論になりました。

結局、私は提言論文九三編と市民提案八二編のうち、きょう入選されている方を除き、選に漏れた方全員に、私の責任で、私の名前でお一人ずつに講評を書かせてもらいました。必ずしも審査会全体の意見ではありませんが、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、甲乙つけがたい僅差の中での選ばなければならず、どうしても落ちたのか納得されない方も結構いらっしやると思ったので講評を書きました。提言にしても、提案にしても字数が限られているわけですから、その中でどこまでバランスよく書かれているか。歴史を長く書いて分析されるだけではやっぱりだめだし、提案と言いながら、川崎市以外のところでも応用がきく提案も結構ありました。市外から三分の二ぐらいの提案が来ているわけですが、割りと懸賞マニアと言ったら失礼なのですけれども、そういう方が応募して下さっています。何々市ということ当てはめてもみんなに応用がきくような形で書かれていると、アイデアとしてはおもしろくても、川崎市の提案としては、もう少し川崎のことを勉強していただいたり、ここに来て一回は歩いていただいて、書いていただいたほうがいいなと思いました。

もつと川崎を知ってほしいというのと、アイデア自身をもつと練ってほしいというのを強く思いました。結局、私が感じるのは、アイデアだけではなくて、川

崎にどこまで愛着があるかがポイントでした。読んでいて、その方のお人柄が感じられるとか、何か胸を打つものが結局入選しました。さつき日比野さんは非常にご謙遜しておっしゃってましたけれども、近未来のお話で平凡な提案だとおっしゃいますけれども、読んでみて日比野さんのは、やっぱり何となくその人のお人柄がにじみ出て、心打たれて、どこか記憶に残るものでした。

ここにいらっしやってくださった方の論文は、そういう意味で心打つものがあつた論文でした。きょう初めて一人ずつお目にかかるわけですが、例えば鰐淵さんに男女共同参画の進んだまじくりのジェンダーのお話をしていただきました。これは二一世紀の日本全体を考えても大事なことで、川崎のことを考えても大事なご提案をしていただいたわけです。鰐淵さんの論文は、鰐淵さん自身の男女共同参画社会に日本をどうしてもしたいし、川崎もなつてほしいという思いが感じられる論文だったので、奨励賞を獲得したことになったと思います。米沢さんのお話も非常に具体的で、奨励賞でしたが、優秀賞と随分と争った論文でした。

お人柄とか、具体的な提案の中で、こちらが襟を正すというのか、真剣に取り組まなくてはいけないなどという思いをおこすものがあつた論文が入選しています。早く書き急いでしまったもの、締切りぎりぎりを出してしまつた論文、よく練っていないものとか、自分も後から考えれば、もつと具体的な提案をすればよかつたかなと思われる論文は選に漏れている

と思います。選に入つた方は、言っていることとか、内容は他の論文とそんなに違わないのですけれども、表現としては心打つものがあつた方です。つまり、それだけ気合いを入られて、正面から取り組まれて書いた方が入賞されており、そこがちょっと足りない方は選に漏れたと思います。

我々は微力ですし、限られた時間での審査だったのでご不満もあると思いますけれども、委員会としては、誠心誠意、真面目から今回読ませていただきました。また、具体的に市の各当局の方に読んでいただいて、一つでも、二つでもちゃんとアフターケアをして、「あつ、言つたことが実現しているね」というふうに市政にも反映していただくことは、我々選考委員の責任としても、これからやっていきたいと思ひます。皆さんはますますこつた提言をしていただいて、川崎だけではなくて、日本社会なり、地球社会が少しでもよくなる契機をつくつていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。(拍手)

市民の身近な取りくみへの 自治体の支援とコーディネート 提言論文・市民提案の補足

鳴海 二一世紀の川崎の都市像でさまざまな提案をいただいているわけですが、いっぺんにできるものではないですね。とりあえずここから始めたらどうだろうとか、何か具体的な出発点といひますか、どこから始めたらいひのかということ、行政のほうに何かご提案がありましたら、お一人、一、二分でどうぞもう一度ご発

言を、補足でも結構です。

真柄（昭） 今、坪井先生は、川崎は実験的でおもしろいことをやる都市じゃないかとおっしゃられましたけれども、実はアメリカは国全体が実験的な国です。九〇年代最初の大統領就任演説でクリントンが、「経済」のことをかなり強調していたんですけれども、二一世紀最初の大統領になったブッシュの大統領就任演説は「市民」という言葉を非常に強調していました。

多分、二一世紀最初の十年のテーマは、日本でも「市民」が重要になって、川崎はその先陣を切るのではないか。きょうのシンポジウムのリーフレットで、高橋市長は「ガバメントからガバナンスへ」という言葉を使っていますが、これは「市民」社会への取り組みの決意をあらわすものだと思います。

こういう意識を市側が持っているにもかかわらず、私たち市民の側が今ひとつ追いついていないのが現状だと思うのですが、このついていけないところを、市側にどのようにしていただくか。これは多分補助金をつけるという話ではないと思うのです。難しいとは思いますが、是非、税制で対応していただきたいと思えます。先ほどNPOの話が出ましたけれども、NPOへの寄付、市民の寄付もありますし、それから、例えば企業の方に、ちよつと古くなったパソコンを川崎市に大量に寄付をしていただいで、貢献をしていただく。それを税制で優遇することをぜひ考えていただきたい。やはりお金が動かないと、NPOの市民活動はもたないですから、補助金ではなく

て、税制でぜひ対応していただきたい。

それからもう一つ、これは国政のテーマなのですけれども、民法三十四条で、公益は監督官庁の許可がなければできないとなっているのです。これが、縦割りになっていいます。東京都知事は国と闘うと言つて国に政策を訴えています。川崎市長も、真の市民社会をつくるために、ぜひ国に対して民法第三十四条改正を訴えていただきたいと思っております。

鳴海 それでは、原尻さんどうですか。どこから手をつけていくか。

原尻 どこから手をつけるというのは、僕のやつは、一つの事業みたいなモデルをつくつたという形になるので、ちよつと難しいかもしれないですね。ただ、僕の話もちよつとわかりやすく話したいと思えますけれども、最近、僕のうちに子供が生まれまして、女の子の赤ちゃんだったんですが、非常に小さい未熟児でした。

うちの奥さんが非常に心配しちやつて、ちゃんと育つかなどという形ですごく心配しているんです。僕も心配して、会社で仕事をしながら、上の空になつちやたりすることもあつたんです。自分のケースで恐縮なんです。病院の中で、お母さんたちが未熟児の子を心配しているケースはあります。

そういうときに、未熟児で非常に小さいケースで、でも元気に成長している人たちはいっぱいいると思うんです。そういう人たちを一人でも、二人でも紹介してもらつたら、とても助かるわけです。「私たちの子供はこんなにちよつちよつたけど、今はこんなに大きくなつていよ」

ということ、そういつた人たちをちよつとも紹介してくれるシステムがあつたらなど、僕は病院に行つて思つたんですけれども、結局そういうことなんです。

ちよつとした心配があつたときに、病院が未熟児でもちゃんと育つたお母さんをネットワークして、そういうお母さんを紹介してくれるシステムがある。大きい病院がそういったお母さん方を支援してくれている、サポートしてくれているシステムみたいなのがあつて、紹介していただければ、うちの奥さんはちよつとは心配はなくなつたかな、僕も上空で仕事をやらないでいいみたいなことがあつたのかな。

そういう関係性を、もう少し大きいNPOの方々が考えられるような仕組みもできなかなとか、そういったことを具体的な話として思つていました。川崎市の方々が、僕がここで書いているNPOの戦略センターのようなものをつくつてくださつて、コーディネーター役として、例えば未熟児のお母さん方を支えてくれるネットワークがつけられたりしたら、もつと幸せになれるかなと具体的に思うことができたらいなと思つています。

鳴海 赤ちゃんは、今元気に育つていますか。

原尻 今はぶくぶく育つて、ちよつと太りぎみです。

鳴海 よかつたですね。日比野さん、いろんな提案をなさつていますけれども、どこから手をつけたらいいでしょうね。

日比野 とても難しい。どこからというか、すぐたくさんのものを盛り込んでしまつたので。現実的には不可能なこと

ではなくて、どこかでやつていよことであつたりとかするのですが。ただ、総合的にそれを進めていくことは、人れ物だけではなくて、私たち市民の心も変えていかなければ一緒にやつていけない取り組みなんじゃないかと思つておりますので、とても難しいんです。

それで夢物語という書き方になつてしまつたんですが、ただ、今回申し上げたいと思ひますのは、今回の応募は「市政だより」ではなくて、「公募ガイド」という雑誌で知つたんです。それで「市政だより」の募集ので書くと、多分、もつとかたいものにしなげやいけないとか、ちよつと型にはまつたものを考えてしまつたと思ひますが、たまたま公募の雑誌だつたので、おもしろ半分と言つてはふまじめで申しわけないんですが、自由に書けたのが、自分ではとても楽しかつたんです。

私はふだん主婦ですから、あまりこういうところで発言する機会なんかないし、市に対して何か出すという機会もあまりないので、公募の機会とか、提案を受け入れてくださるような広い窓口があると、もつと自由に発言もできるし、考えをまとめるときに、私が住みたかつたところはこういうところだつたんだと、書くときにそういう考えがまとまるような効果もありますので、そういうことでお役所の垣根みたいなものもつと低くなつて、一緒に地域をつくつていけるよにならばいいと思つております。

鳴海 ありがとうございました。提言論文で優秀賞の二席の方、市民提案の最優秀賞の日比野さんにお話をいただいたの

ですが、提言論文の奨励賞で、米沢さんと鰐淵さんにきょうういらしていただいてるんです。

男女共同参画を感性の言葉で 鰐淵さんの奨励賞提言論文

鳴海 鰐淵さん、あなたの「エンターテイメント性を視野に入れた男女共同参画の進んだまちづくり」の論文を、私はうんと押したのよ。まなじりを決したジェンダー論じゃなくて、楽しくやろうというのはいと思うんですが、ちょっと一言。司会 今こちらにいらつしやるのが鰐淵美理さんです。一言お願いできますか。

鰐淵 鰐淵です、初めまして。今、日比野さんがおっしゃった、おもしろ半分というキーワードが私もじつは大好きで、ふまじめというんじゃないんですけれども、私は平凡な主婦と、雑誌のライターと、男女共同参画の座間市の仕事の三つのわらじを今はいてやっているんですけれども、感覚としては、雑誌のライター感覚が一番強くて、今、日比野さんが「公募ガイド」で見たとおっしゃったんですけれども、そういったエンターテイメント的な雑誌の果たす役割というか、それは世の中をおもしろくしようとか、楽しければいいじゃないとか、そういった側面から全部考えていたらいいなと日々思っています。

きょう来て、小・中学生の皆さんの受賞のタイトルを読ませていただいて、自分の娘と同じような子どもたちなんですけれども、誰ひとりとして男女平等とか、女性問題とかいうことに触れていないんですね。それはおそらく今不満がないか

らだと思うんです。中学生とか、高校生とか、「女の子でいて不利なことってある」と聞くと、多分「ない」という答えが返ってくると思うんです。不満もなければ、ただ、制服でスカートをはかなきゃいけないということぐらいかなみたいな、そんな程度だと思うんですけれども、これが社会に出て、結婚して、出産してというころになって、突然男女の差が出てきちゃう世の中なんです。

そういうところが何でかなという感じで、私は子育てをしながらずっと働いてやってきた過程で、男女共同参画というところが一つのポイントだととらえて、この問題を感覚的にとらえて、感性とか、楽しさ、おもしろさという側面から考えていけば、自治体と市民の垣根もすごく低くなると確信して、この論文を書いてみました。そういうふうになってほしいなと切に願っています。

定年後の技術者の知恵を生かす 米沢さんの奨励賞提言論文

鳴海 もう一方、中小企業の問題をお書きになった米沢さん、今、不況の中で大変でございます。どうですか。司会 こちらにいらつしやいますのが米沢さんです。

米沢 出身は大企業なんですけど、定年後は中小企業関係で、異業種交流というよくな、新しいものづくりのお手伝いをしてきて、たまたま川崎市がこういう提言論文を募集されたので、今まで思っていたことを、あまり整理もしないで書いて出したんです。

相当にいいアイデアが出てきて、現

状ではなかなかものになっていないのは、日本の国が新規開発になれていない現状にあるからだろうと思うんです。

国は相当金を使っているんだけど、ものになっていない。それはどこが悪いのかというところは、自分で携わっているかと非常によくわかるんですが、まず評価をお役人がやっているんです。実際に苦勞している中小企業の関係の人が、民間から評価するならいいのですが、そうではなくて、全然別な角度から見ているために、非常にロスが多いわけです。

それかどうか、自分なりの提言をしたわけなんですけど、これは結局、評価基準をもっと厳しくしなくてはいけないというのが一番のポイントなんだと思います。自分の発明となると絶対的にいいものだという評価をしている人が多いんです。だから、それをいろいろな角度から十分評価して、将来性のあるものをピックアップして、重点的に援助、支援するような制度を、川崎市でとられたらいいんじゃないかなろうかというのが主眼でした。

日本の今の新規開発に対しても、能力がよその国に対しておけているかと言うと、全然そういうことじゃないだろう。一つの支援策としては、大企業も含めて技術者は、我々の友だちなんかも定年後はほとんど何もしていないという人が非常に多いわけです。まだどんなふうにするかを、そういう人にボランティアを願って、いいアイデアを生かしてもらう。

ずっと携わってきた、実際のものづくりは非常に根の深いものがあるわけですが、

から。新しいと言いましても、宙に舞うような考え方をしているようなことではだめなんです。

古い人の知識が入ればよかったのに、途中で伝承が切られていくようなところが多々見られるということで、定年を過ぎてても能力はまだありますから、ボランティアでもいいから、大いに今後利用してもらいたいということを提言したわけです。(拍手)

課題研究から生まれた 小・中学校の市民提案

鳴海 中学生、小学生の方にもいろいろな提案をしていただきました。その中で、中学生部門で学校賞を取られた大師中学の山田先生がお見えになっていますので、ちょっと一言ご感想を。

山田 中学校の三年生では、社会の中で公民分野があり、その中で地方自治に関してもかなりの部分を学びます。授業の中では川崎市を取り上げて、いろんな形で授業を行った最後のまとめとして、三年生の課題研究として、今回の市民提案の作文を提示しました。

生徒たちは今三年生なんですけど、今までのさまざまな川崎の授業で、例えば指導要録の開示は川崎市が全国に先駆けてやったよということや、市民オンブズマン制度も川崎が一番最初にやった。さらには今度策定されましたけれども、「子どもの権利条例」も川崎が初めてだよ。こんなにかつばい全国に先駆けてやっている川崎に、何か一つ提案をしてみようよということ、私のほうから子供たちに提示をしました。

中学三年生の目で自分の周りを見て、何か川崎市にやってみたらえそうなことを詳しく書いてみようということで、生徒に言ったところ、大変数多くの作文が集まりました。老人問題や人権の問題、環境問題、それぞれ子供たちの視点でいい作文がいろいろ出たと思います。作文を学校の教員が提出すると、よく赤を入れて、子供に書き直させて、それを提出するという形が見られると思うんですが、私は全部読みましたけれども、一切訂正を加えないで、すべて総合企画局のほうに私が持ち込ませていただきました。

今回は、学校賞並びに生徒も賞をいただきます。大変ありがたく思っております。ありがとうございます。(拍手)

鳴海 その最優秀賞の八木祐美ちゃん、賞では図書券なんだけれども、どんな本を買いますか。

八木 今、福祉のことについてすごく興味を持っているから、それに関する本を買いたいと思っています。(拍手)

鳴海 老人と一緒に過ごせる、そういうまことにしたいということですね。小学生部門では最優秀賞の『多摩川はピンク』の高橋沙織ちゃんは、どんな気持ちかな。

司会 今どんなことを思いながら聞いていましたか。ちょっと難しかったかな。沙織ちゃんは大きくなったら何になりたいですか。先生、どうでしょう。私、困らせてしまっておりますが、ここですごくピンクのほっぺになっちゃっています。四年生なんです。

鳴海 多摩川をピンクの花でいっぱいにしたいって、とっても夢があるじゃない。お花は好き。

高橋 はい。
鳴海 あなたのところでお花は植えている。
高橋 はい、植えています。
鳴海 そう、どうもありがとう。よく勉強してください。(拍手)

提言論文・市民提案を受けて 市の決意表明

鳴海 それでは、時間がちようど迫っておりますので、こうしたさまざまな提言や、提案について、川崎市が行政としてこれをどういうふうに受けとめて、二一世紀の都市づくりを生かしていくかというのを、瀧田総合企画局長から、その決意表明をひとつ。

瀧田 瀧田でございます。役所の人間というのはいかに上に、決意表明を、と言われますと、もつとかたくなってしまうんですが、今回、提言を中心に行けるだけたくさん読ませていただきました。

特に感じましたのは、約一〇〇編の提言、これは実は九月から募集して、年末までに何点集まるかと心配しておりましたが、最初一号が来たときにはやっと思っただけです。そのうちどんどん来て、特に年末に圧倒的に集中したということ、先生方には大変ご迷惑をおかけしたのですが、正直言って、本当にうれしく思いました。

そのうち約三分の二が市外の方で、それを読ませていただきますと、やはり川崎に対する期待というものが非常に大きいという点で、頑張らなくてはいけないなど改めて思いました。

それから、市民の方々からは、自分たちが川崎市を支えていくよという力強い、

小・中学生にはちよつと難しい言葉で申しわけないんですが、市民自治の都市を目指していくという意味で、大変な手ごたえといましようか、川崎市の将来は明るいなど強く思いました。

また、小・中学生からは三〇〇編を超える提案をいただきました。これは本当に先生方のお力もございませうけれども、私としては心温まる、そして本当に大切にしていきたい内容ばかりだと思いました。これらのいただきましたご提案をどう生かしていくかは、お隣の坪井先生から、これからの行政課題だということでご指摘をいただきましたが、そのとおりだと思っております。当面、四点ほど考えております。

まず一つは、広く我が川崎市役所の職員に読んでもらうことが大切だろうと思っております。そこで印刷物にして各局・区に配布したいと思いますが、とりあえず今週中に入選作品はすべて一冊の本にいたしました。各局と各区役所に配布をさせていただきます。

二つ目といたしまして、直接、自分たちの業務にかかわる提言、提案につきましては、担当局、担当区役所でどう受けとめるのか検討していただいて、それに対して、ある意味でどう受けとめたかという報告と言うとかた苦しいのですが、きちんとコメントをもらいたいと思っております。

三つ目としては、今、新しい世紀となり、市職員に一番大切なのは、政策の形成能力を高めることであるということで、職員研修に力を入れています。したがって、入選作品を中心に、これを川崎市で

どう実現させていくかというテーマで、議論をしてみようかと思っております。

その二環として、四ポイントになりますけれども、年二回、『政策情報かわさき』という職員研究誌を出しております。これは全国的にも自治体の中で大変先進的な研究誌であるという高い評価を受けていますが、今度は第一〇号を出します。そこで入選作品、特に本日パネラーになっていた方々には、ご登壇いただくような機会をぜひ設けたいと思っておりますので、その節はひとつよろしくお願いたします。

鳴海 私も皆さんの提案や論文を読ませていただいて非常に感じたことは、市民として自分たちが主体的にネットワークを組んで、市民参加していこうという思いが、それぞれの論文に全部共通しているということでした。川崎に市民社会が成熟してきているなということ強く感じた次第であります。

こうした市民を信頼して、行政は市民をよきパートナーとして、これから二一世紀の川崎の都市づくりに役立てていただきたいということを、私からもお願いいたしました。このシンポジウムを終わりにしたいと思います。

司会 どうもありがとうございました。本日に自分の思いを提言にし、そしてそれを言葉にする。きょうのシンポジウムで、皆さんもまた大きな、高いうねりを感じていただけたんじゃないかと思えます。本日はまことにありがとうございました。

二十一世紀コミュニティ論

市民二二〇万の仕合わせ花ひらく「庭園」都市をめざして

真柄昭宏・真柄真美子

はじめに

私たち夫婦は二年前に川崎のマンションに移り住んだ。住む前の川崎の印象といえば、東京で生まれ育った夫にとっては工場と公害の街であり、石川県で生まれ育った妻にとっては東京と同じであった。そして、この二年間は私たちが本当の川崎を「発見」する日々が続いた。同じような世代の者同士が自身の手で築き上げるマンション・コミュニティ、伝統ある祭り・盆踊り・運動会などの活動が石川県に勝るとも劣らぬ活発な地域コミュニティ、長十郎梨発祥の地である果実の里・川崎、外国人市民との共存に先進的な川崎、等々。

川崎では「都会的な快適空間」と「伝統的な快適空間」が融合している。この空間を二十一世紀の都市像としてどう発展させていったら良いのだろうか。私たち自身のこの二年間の「発見」に基づきながら、以下、都市コミュニティとしての川崎のあり方を描いてみたいと思う。

都市コミュニティ単位としてのマンション

私たちにとって、マンションは「運命共同体」として意識できる最も基礎的な単位である。マンション居住者というと、一般的に「買い換え派」が多く地域に定住しないというイメージが強いようだ。しかし、今、景気低迷の中でマンションの資産価値が下がり続けることを前提に人生設計をしなければならなくなっている中で、定住可能な比較的広い面積のマンションが販売されるようになってきている。このため、バブル崩壊後のマンション居住者には「定住派」が多数を占めるようになってきたといわれる。私たちのマンションでもそうした傾向を確かめることができる。

私たちのマンションでは二年前に、三代を中心とする世代の人々が、老後や子供代まで付き合うだろうという思いの中で新生活を始めた。人々が「定住」しようと思えば自然にコミュニティ意識が醸成される。コミュニティという単語の語源は「お互いに贈り物を与え合うこと」なのだそう

だが、実際、とりの子供を保育園に迎えにいったり、テレビ番組の録画ビデオや醬油の貸し借りをしたり、実家から送られた果物のおすそ分けをするなどの行為がマンション内で日常化している。私たちのマンションは三十四世帯と丁度、日本の典型的ムラ社会と同じ規模である点も幸いしているかもしれない。

マンションには、一戸建て住宅以上にコミュニティ性を強める条件がそろっている。それはマンション所有者が敷地や建物を「共有」しているという点である。マンション所有者は資産価値の維持・向上という利益を共有しているのである。また、私的自治団体である管理組合は、生活ルールの維持のための強制力を区分所有法で認められている。管理組合は居住者の資産を強制的に処分することもできる。憲法が保障する私的財産権を制限する力を、マンション管理組合に認めているのである。

近年のマンション建設ブームの中、このようなマンション・コミュニティが川崎市全域で次々と形成されているのである。そこでは、私たちのマンション同様、居住者同士のやり取りの中で、個人個人の自由と共同の利益とのバランスの調整が行われているはずである。このような積み重ねの中で都市コミュニティの生活文化が形成される。マンションを基礎単位として、新たな都市コミュニティを川崎全域へと空間的に拡大していくことができるのではないだろうか。

日常生活の中の地域コミュニティ

私たちが属するコミュニティは、マンション

から日常生活空間である地域コミュニティへと広がっていく。最近、地域コミュニティ復興の必要性が指摘されることが多い。その理由は、コミュニティこそが自己実現の重要な場の一つだからではないだろうか。

相手の笑顔を報酬として、自分が人々や社会に役立っていることを実感することは、人間の仕合わせの本質といえるだろう。コミュニティは市民が個性を発揮して自己実現を図る場なのである。

1 歩ける範囲の日常生活上のコミュニティ
私たちが実感できる地域コミュニティはどの範囲だろうか。一つは町内会を基礎とした歩ける範囲の地域である。

子供のいる世帯では幼稚園や学校などで子供を通じた親のネットワークが形成されている。夏祭の際に、町内会の担当者の予想を超える数の子供たちが毎年参加するようになってきているのも、そうしたネットワークにおける「クチコミ」を通じてのものらしい。

明治時代には、学区単位に地域が統合されたが、今日においても子供を通じた人々のつながりは強く、今後は介護のネットワークも加わりつつ、小学校区あるいは中学校区というものが私たちが生活の中で実感できる地域の単位として再認識されるのではないかと。

IT(情報技術)は地域の壁を超えて世界を結びつけるというが、現状では、携帯電話は同じ学校に通う子供の親同士のコミュニティなどに活用されているようだ。携帯電話は親しい人の絆をより緊密にする。ITは地域内のコミュニティを深化さ



基礎コミュニティの単位として注目されるマンション

せる道具として活用されるだろう。

それはIT革命の時代でも、直接会うことによる「皮膚感覚」で伝わる情報の重要性は変わらないことを示しているように思われる。それは、会いたい時に会える範囲、すなわち、自動車や電車を利用しなくても行ける範囲が大切であることを示しているのではないか。私たち現役世代にとっても交通ラッシュや電車の終電の時間を気にしないで会うことができる範囲というものは

非常に大切である。

また、電車で川崎市外に通勤する人々も、駅から自宅までは歩く人となる。移動の際に容易に自動車を利用できない子供、高齢者、車椅子利用者などにとってやさしい街は、あらゆる人にとってやさしい街である。歩く人が多くいる街では、商店街が空洞化するのではないのか。現在、全国では郊外の大規模店舗建設により都市中心部の商店街が空洞化する現象が起きてい

る。しかし、川崎の商店街は、東急線沿線をはじめとして活気に満ちている。それは「歩く人」が多いからではないか。活気がありサービスの良い商店街、個性的な店のある地域は、地域外からも集客可能である。しかし、地域を通過していく人々のために作られた産業用道路は、歩くことができず範囲を寸断しているように思われる。

道路だけではない。橋も、歩くことができる範囲を寸断している。郷土の歴史に詳しい人によれば、多摩川ではかつて渡し船の自由な往来により川崎側と東京側で多摩川両岸コミュニティを形成していたという。しかし、橋の開通と渡し船の廃止の結果、コミュニティが分断されてしまった。今再び、渡し船を復活することはできないだろう。しかし、多摩川の各所に「人・車椅子・神輿・自転車だけが渡ることのできる橋」をかけることができれば、それは通過する自動車のための橋ではなく、多摩川流域住民のための橋となり、新たな両岸コミュニティをつくることにもつながるだろう。

2 IT時代の新たな地域コミュニティの

「絆」

定住者が増えたとはいえ、人の出入りが多く、お互いの自由やプライバシーを重視すべき時代において、どのようにして地域コミュニティの「絆」を再生すれば良いのだろうか。ITを活用することで新たな地域コミュニティの「絆」を導入できないだろうか。

(1)「川崎コミュニティ通貨」の導入

元来、コミュニティ内でのやり取りは金銭が発生しないものである。コミュニティは金銭取引が行われるようになると衰退す

るといわれている(注1)。

確かに、コミュニティでのやり取りには金銭は発生しない。しかし、長期的な関係の中でお互いの「持ちつ持たれつ」の関係は存在している。そうした関係を取り持つ「絆」の再生がコミュニティ再生の鍵になるのではないか。そこで注目されるのが地域通貨やエコマネーなどと呼ばれるコミュニティ通貨である。現在の通貨による金銭取引がコミュニティを崩壊させるものだとすれば、コミュニティ通貨はコミュニティを再興するものといえよう。

日本・米国・欧州におけるコミュニティ通貨の実験から、コミュニティ通貨導入により、現在の市場原理の中では必ずしも評価されない市民一人一人の能力が発揮されることにつながる事が分かっている。コミュニティ通貨を通じて、高齢者の買い物代行、幼児の保育所・幼稚園への送り迎え代行等のサービスが日常化していく。企業もコミュニティ通貨に参加できる。市場のなかで余剰となった施設・製品・人員等の活用により、企業が良き企業市民としてコミュニティに貢献することができるようになる。

川崎市も、このようなコミュニティ通貨導入を検討してはどうだろうか。

(2) ICカードの活用

コミュニティ内においては、日常生活を維持するための金銭取引も行なわれる。こうしたコミュニティ・ビジネスを復興させることも、コミュニティ活性化のために重要な課題である。

かつて、コミュニティ内の小売りは、顔見知りの顧客の嗜好、家族構成などを熟知して、「かゆいところに手が届く」商売を

行なっていた。また、店に足を運ばなくても「御用聞き」が家までやってきた。ITを活用することでこうした伝統的なコミュニティ内の販売を復活することができるのではない。

今、IC（集積回路）カードを活用することで、カードに蓄積された個人データをもとに「かゆいところに手が届く」販売を行ったり、インターネット注文で「御用聞き」販売ができる環境が整いつつある。今後、川崎市内にも高齢者の単身生活者が増えるだろうし、就業と育児の両立を図る若い世帯の流入も続くだろう。そうした人々に対して、コミュニティ・ビジネスがICカードを活用して「かゆいところに手が届く」販売や「御用聞き」販売を展開できる。

川崎市においても、プライバシー保護と利用者の利便性の間に均衡を図りながら、ICカードの活用方法を検討してはどうだろうか。

川崎全域の都市コミュニティ化 ↳ 物的インフラ

私たちのコミュニティ感覚は、日常生活の場である地域コミュニティを超えて、いかにして川崎市全域に達することができるのだろうか。現在、川崎市民の少からぬ人々が市外の職場や学校に通い、市外に余暇の場を求めている。これらの活動が川崎市内で「完結」されれば、私たちのコミュニティ感覚は川崎市全域に広がりを持つことになるのではない。

工業時代には生活の場と就業の場が分離されてしまった。この分断がコミュニティ

を衰退させている。川崎市全域のコミュニティ性を高めるためにも、在宅勤務化と職住接近を政策の目標に掲げてはどうだろうか。より具体的なイメージとしては、「昼食時には家に帰って食べることができる」距離での就業である。それは大都市ではよくあるワーク・スタイルである。そうしたワーク・スタイルが確立すれば地域の活性化や家族の絆を深めることになるだろう。そのためにはどのような物的インフラを整備すべきなのだろうか。

1 既存施設を活用した通信インフラの「網状」化

大容量の高速通信網は、在宅勤務や居住地近くのサテライトオフィスでの就業（職住接近）を可能にする。また、大容量の高速通信網は先に述べた地域コミュニティの「絆」を強めることにも活用できるだけでなく、産業活性化の基盤にもなる。

「電子商取引が広がれば通信網と物流機能が産業集積の二大条件となる」といわれ、アメリカでの「サイバー・ステーツ（電脳州）調査」でコロラド州がハイテク就業者の割合が全米第一位になったのも、通信網と物流機能が整備されていることが原因といわれる（注2）。川崎の物流機能はすでにある程度充実しており、今後、高速通信網を整備することで、日本一のサイバー・シティとなることも可能なのではないだろうか。高速通信網整備を進める際には財政事情を考慮して、既存インフラの有効活用を第一に考えるべきであろう。この点、川崎市は既に下水道管を民間情報通信業者に開放するなどの先駆的政策を行っているところである。さらに、市内において電信電話会

社・電力会社・鉄道会社等が保有する既存設備を、別の民間IT事業者にも開放して活用させるための対策をとってはどうか。川崎市が全国に先駆けて、定額低料金で常時接続可能な大容量の高速通信網を市内に「網状」に張りめぐらせることは、IT産業の市内での創業やIT産業の市内への誘致につながるのではないだろうか。

2 既存施設を活用した交通インフラの「回遊」化

IT革命が日本より先に進んでいる米国の例をみても、IT革命下で雇用を吸収するのはサービス産業である。市内においてサービス産業の雇用をどのようにして拡大すれば良いのか。

川崎の歴史を振り返ると「川崎縦ライン」が大変革時代の雇用機会創造に貢献してきたことがわかる。江戸時代には二ヶ領用水を整備することで高度な農業社会を構築した。明治以後には国鉄南武線が臨海工業地帯に石灰を運んだ。これらの「川崎縦ライン」なくして、川崎は農業化や工業化の波の中で雇用機会を創造することはできなかったであろう。IT革命時代においても、この「川崎縦ライン」が川崎にサービス産業の雇用機会をもたらすのではない。

私たちはそのためのヒントを求めて、川崎臨海部の多摩川の河口を歩く企画に参加した。多摩川沿いの遊歩道を河口に向かって歩くと、多摩運河のところで突然行き止まりとなる。この企画でガイドを務めた郷土史家は来た道を引き返すしかないことを嘆いた。同じ道の往復は目的のある人が行うものであり、憩いや楽しみのための散歩には回遊性が必要であることを私たちは学

んだ（注3）。

川崎市全域において、まさにこの「回遊性」が重要なのではない。川崎市全域に「回遊性」をもたらすことが市内のサービス産業を発展させる鍵となるのではないかと思われる。

しかし、川崎の交通網には「回遊性」に欠けていることが分る。農業時代の二ヶ領用水は水を北から南へと一方向に運ぶもので、工業時代の国鉄南武線は資源を北から南へ一方向に運ぶものだった。このように、これまでの「川崎縦ライン」には「一方向性」という特徴がある。

また、現在の「川崎縦ライン」の鉄道旅客線のうち、JR東海道線以北と京急線以南を結んでいるのは尻手II浜川崎間をわずかに数回で結ぶJR南武支線以外にない。工場移転に伴う空洞化対策が急務の臨海部開発を視野に入れた「大回遊線」を市内全域に確保するためには、「川崎縦ライン」のこの間のアクセス幹線を設けることが重要である。その際にも、既存インフラの有効活用を考えるべきである。

第一は、武蔵野南線の貨客両用化である。尻手II浜川崎間には短い編成の電車の脇に長い編成の貨物列車が走る線路がある。それが武蔵野南線なのだが、この線は川崎新都心の新川崎駅だけでなく、地下駅建設により武蔵小杉などで市内を横断する私鉄各線の主要駅との接続が可能となる。この線を旅客営業化することで新たな「川崎縦ライン」とすることができるはずである。

第二は、多摩川に水上バスを運航し、旧渡し場を結ぶことで回遊線をつくることである。

また、回遊性という観点からは「川崎大

師」方面と「羽田空港」方面の接続ルートも重要である。この両者間にある東海道貨物支線の羽田トンネルの有効活用を考へるべきである。同線を貨客両用化して武蔵野南線に乗り入れることで、川崎市内と国際化された羽田空港（天空橋駅をもうけてモノレール・京急線への乗り換え駅とする）、羽田空港への乗り入れ線をつくる）、さらには成田空港まで結ぶ大回遊線をつくることのできるだろう。

以上のような新たな「川崎縦ライン」を前提として、市内各地に地域の自然や歴史・伝統を生かしたサービス産業の集積を行い、市民及び市外の人々が市内各地を「回遊」したくなるような都市づくりを試みてはどうか。

たとえば、川崎の沿海部は現在工場空洞化が懸念されているが、大規模再開発して、川崎市の姉妹都市・ボルチモアのような港の雰囲気を手く活かした観光地域にすることができるといえる。現在は砂利運搬船が寄港するだけの「川崎河港水門」は是非、サービス産業拠点として再活用したい施設である。水門に隣接する食品会社やレコード会社の協力を得て、レトロ調のレストランやエンターテインメント拠点として再開発すれば、川崎大師参拝者が立ち寄るところとなり、京急大師線と水上バス（多摩川だけでなくたとえば浅草と結ぶ）のアクセス・ポイントにできるのではないか。

さらに、市内各地に、姉妹・友好都市関係にある都市の雰囲気を再現し、その食文化を伝える「多文化タウン」を建設することも考えられるだろう。コリアタウンなどが横浜の中華街に勝るとも劣らない集客拠点になるのではないだろうか。

川崎全域の都市コミュニティ化 「川崎精神」

私たちが川崎のコミュニティの一員としての帰属意識を持つためには、さらに精神的な一体感を高める必要がある。川崎市全域に共通する「川崎精神」を市民で共有できないだろうか。

私たちが住むマンションは丸子橋のふもとにある。ごく普通の道路沿いに建っているが、その道の名は「田中原街道」という。わずかに百メートル程度であるが、橋の開通以前の「丸子の渡し」があった頃には人々の往来が盛んだったようだ。

川崎には、中原街道の他にも、東海道など何本かの江戸と川崎以西を結ぶ街道があり、江戸時代にはこの街道沿いの各所に宿場町が発達した。この「川崎横ライン」は今日もお道路や鉄道路として横方向の人々の往来を支えている。

この川崎を横切る街道筋が、川崎全域に共通する「川崎精神」をもたらししている。

1 「歓迎の精神」

「良き市民」としての一体性へ

私たちが住む地元町の町内会の人々は、盆踊りや夏祭り、そして運動会へと新しい居住者を温かく受け入れてくれる。丸子橋という東京からの入り口に位置することもあり、まさに「ウェルカム・タウン」ともいえるべき雰囲気がある。

元来、「都市の空気は人を自由にする」といわれ、都市こそが社会に多様性をもたらす場であったのだが、日本では都市でさえも「同質化」の波に飲み込まれ、一部地

域では「排他性」もみられる。それが個性や多様性が重んじられるIT革命時代を迎える上での弊害になっているように思われる。しかし、川崎の「歓迎の精神」は、異質なものを許容しようとするIT革命時代にふさわしい精神につながる可能性を秘めているといえるのではないだろうか。それは、川崎の宿場町の伝統や町並みの中に受け継がれて来た川崎「固有の遺伝子」^{注4}であるといえるだろう。

川崎には江戸時代のはじめに、甲斐・武田家旧家臣らが遠方よりやってきて帰農した歴史がある。そうした人々は豪農・豪商として地域の中核的存在となり、川崎の各街道沿いで往来者をもてなす宿場町としての発展に寄与した。この宿場町としての「人々を歓迎し、もてなす精神」は、明治以後に工業化が進むと、全国各地からの出稼ぎ者を迎え、さらに、多くの外国人を迎える精神へと継承されてきたといえるのではないか。

川崎市は七〇年代に「市在住のすべての住民は川崎市民である」との理念のもとに先駆的な施策をとり、一九九六年には条例に基づき「外国人市民代表者会議」を発足させている。

外国人市民さえも受け入れられる「歓迎の精神」は、日本人相互間においても多様性を許容しあい個性を発揮して自己実現できる社会をつくる上で有利に作用するはずである。

伝統的な地域コミュニティには多様性や個性を許容せず同質化を求めることで一体化を保とうとする傾向があるところもある。しかし、川崎では「歓迎の精神」を発展させることで、多様性や個性を許容しつつ一体感の強いコミュニティをつくること

ができるのではないか。

ここで、世界中から様々な人々が集まり、各自が個性を発揮しながら強い一体感を持つアメリカに学んでみたい。二〇〇〇年秋のアメリカ大統領選挙において民主党副大統領候補だったユダヤ系アメリカ人のリーマン上院議員は幼い頃、両親から「この国に同化してはいけない。でも、良きアメリカ人でいなさい。いつか良きアメリカ人とはお前自身である日が来るから」と教えられたという^{注5}。

この話は、一人一人がはじめから持つ個性が「何であるか」によってではなく、一人一人が良き市民として「何をするか」によって一体感を醸成していくことが大切であることを示しているように思われる。この一体感があつてこそ、外国人市民を含む、あらゆる属性を持つ市民が自由に個性を発揮することが可能となるのではないか。

2 「公の精神」市民が担う教育へ

日本人の意識を大きく規定した江戸時代三百年において、川崎の多くの地は幕府直轄の天領であった。これは「川崎精神」を語る上で重要なポイントであると思われる。川崎には旧武士の土着婦民が多かつたこともあり、川崎の豪農・豪商には独特の「公の精神」が宿っていたといえるだろう。江戸時代に川崎宿の名主であった田中休忠もその中の一人だったようだが、彼は「六郷の渡し」の運用権を得て、民間人による公共サービス運用を行っている。これは、二十一世紀の川崎における市政と市民のパートナー関係の原点ともいえるべきものである。また、田中は幕府に『民間省要』を提案したが、市民が政治にさまざまな政

策提言を行なうという行動スタイルそのものや、提案の中にある民間人登用の策などは今後の川崎市政の中にも生かされるべきものである(注6)。その後、明治時代には川崎の宿場町の豪農・豪商から、多くの自由民権運動家を輩出している(注7)。こうした「公の精神」が今日なお活発な町内会活動や子供会活動にも伝承されているのではないだろうか。

市民が公の精神をもつて、公共サービスを担うということは、日本では「官」が独占している公共分野にも、市民が自己実現の場を拡大していくということにつながる。今日、特に川崎市民として公の精神を発揮することが求められる分野は、教育や介護の分野であろう。教育・育児の社会化や介護の社会化を地域コミュニティで受け止めなければならぬ。

ここでは、教育をとりあげてみたい。かつて川崎における自由民権運動は、新しい教育を求める地域活動として展開された。そして、学校の建設費と設備費を住民の拠出金と豪農・豪商の寄附金でまかなったところでは「官」の口出しを許さず、各地から理想とする教師を招いたといわれる。東京や横浜からも多くの児童が川崎のそうした学校に通ったのだ(注8)。この川崎の教育の歴史を語りとし、私たちが、それぞれの力を発揮して「民が担う教育」を実現できないだろうか。

近年、日本でも不登校児急増の結果、フリー・スクールが多数誕生しており、文部省も近隣の学校の了解があればフリー・スクールの子供にその学籍を認めるという対応をしている(注9)。さらに首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」では「市町村が

設置し地域が運営に参画するコミュニティ・スクール」構想が検討されているところである。良き川崎市民が持つ教育力を活かすためにこれらの枠組みを活用してはどうだろうか。

市内の企業にも企業市民としての協力を求めたい。川崎市における学校教育は、工部・川崎の伝統にふさわしい「数理的能力」と「IT能力」を重視したものであつて欲しいと思う。企業市民たる市内のIT関連企業は、学校に対して最先端の器材とインストラクターを提供することができているのではないか。川崎市も税制上の優遇措置等で促進してはどうだろうか。川崎市麻生区の麻は、朝廷への貢ぎ物に由来するものといわれる。企業が公共に貢献する道は納税だけではない。物納や人的労力によるコミュニティへの貢献も評価されるべきであろう。

また、川崎市における学校教育では「外国語会話能力」も重視したい。そのために、川崎在住の外国人や、各姉妹・友好都市の人々の協力を求めているだろうか。

なお、川崎は先端技術系の就業者を多く抱えており、そうした人々がさらに能力を開発し個性に磨きをかけることで自己実現ができるようにすべきではないか。そのため、在宅のままで学位が取得可能な市立の「バーチャル大学」の設置を検討すべきではないだろうか。それが川崎のIT革命を加速するだろう。

終わりに

「みごと百万咲いた花：」
これは、夏の盆踊り大会でかかる曲の中

で私たちが最も好きな「川崎踊り」の一節である。私たちは、この曲にあるように、川崎が市民二〇〇万人がそれぞれ色と形で仕合わせの花を咲かせる「庭園」であつて欲しいと思う。そのためには、自由な空気と温かなコミュニティという土壌が必要である。そして、市民一人一人が自由な空気を醸成することなく清浄化につとめ、コミュニティという土壌をやせ細らせることなく肥沃化につとめなければならない。そうした努力の積み重ねをすることが「良き川崎市民」の姿であり、その一つ一つの行動の積み重ねが川崎の価値を増していくだろう。私たちはアメリカを観光して思うのだが、歴史的建造物や大自然がないアメリカの大都市の観光資源は「市民自身」だと思ふ。個性豊かで温かいコミュニティを維持し、街を愛する彼ら自身に「価値」があるのだ。

二十一世紀の川崎の名物は何かと問われた時、「二〇〇万の仕合わせの花を咲かせた市民自身である」と言い切れるような川崎市民になりたいと私たちは思う。そして、それを可能とする「庭園」都市に川崎をしていきたいと、私たちは思う。

〔注・参考文献〕
注1 B・リエター「マネー崩壊」日本経済評論社、二〇〇〇年。

注2 「日本経済新聞」二〇〇〇年八月二十七日。

注3 私たちは、二〇〇〇年十一月二十五日の建設省関東地方建設局京浜工務事務所主催の多摩川シンポジウム・多摩川河口編に参加した。川崎全域の回遊性の重要性のヒントはここから得た。

注4 高橋清川崎市長、川崎元気企業研究会「川崎元気企業」日本評論社、一九九八年。

注5 「毎日新聞」二〇〇〇年十月十六日。

注6 村上直「わが町の歴史川崎」文一総合出版、一九八一年。

注7 大畑哲編「続・よみがえる群像」神奈川新聞社、一九八七年。なお、多摩川も公の精神醸成に重要な役割を果たした。大正デモクラシーの時代には、地域の問題は地域の主人公である住民がその主導のもと

に解決にあたるという地域自治の原点ともいえるべき多摩川の築堤運動も行われていたという(川崎地域史研究会「かわさき民衆の歩み」多摩川新聞社、一九九五年)。
大畑哲編同右。
注9 「日本経済新聞」二〇〇〇年十月十六日。

プロフィール



●まがら あきひろ

中原区に二年半在住、三九歳。シンクタンク主任研究員。共同執筆の妻と一大家族。趣味は鉄道。仕事上の米田・中国研究を通じて、日本の構造改革の成否は地域コミュニティが再興できるにかかっているというのが持論で、自分が住む川崎でコミュニティの可能性について考えてみたかった。歴史に育まれた「公の精神」をもとに、良き川崎市民でありたいと思う。川崎は実験的なことができるという意味で、最も「アメリカ的」な都市の一つといえ、市民が社会貢献をすることで生計が成り立つ資金循環システムを確立することに期待。



●まがら まみこ

中原区に二年半在住、三八歳。共同執筆の夫と二大家族。趣味は料理・書道・歌舞伎観賞。マンション、町内会をはじめ、多くの人との出会いを原点に夫婦で今回参加。市民二〇〇万人がそれぞれのいろとかたちで仕合わせの花を咲かせることができるよう、コミュニティで自然に助け合いができる雰囲気づくりに努めたい。

川崎市における戦略的NPO強化政策 参加型協働公共圏をめざして

原尻淳一
はらじりじゅんいち

はじめに

社会経済システムにおけるNPOの機能

動物には、二系統の神経系があることはよく知られている。一つは身体活動を活性化させる交感神経系、もう一つは全体の状況に応じてそれを沈静化させる副交感神経系である。もし副交感神経系がなければ、血圧は上がり続け、動物は死に至る。副交感神経系がフィードバック・システムとして重要な機能を果たしているのである。

これはもちろん、動物の体に限ったことではない。人間の社会経済システムにしても、動物と同様、二つの神経系の機能でバランスを保ちながら動いているはずである。しかし、既存の社会経済システムにおいては、これまで人々の欲望を刺激し社会全体の消費を促すような、いわば交感神経系的な経済活動ばかりが行われてきたような気がする。動物の血圧が上昇し続けることがないように、際限のない消費の拡大はありえない。バブル崩壊はその証左であろう。今まさに、副交感神経系的な機能が必要とされている

のである。

既存の社会経済システムの中で、この副交感神経の機能を持つファクターとして考えられるのがNPO (Non-Profit Organization) 非営利組織) である。例えば、過剰な消費が引き起こしている環境問題を考えていく上でも、環境NPOの存在はより重要性を増している。また、市民オンブズマンのような存在は、自治体政府に対する副交感神経的機能とみなすこともできる。二系統の神経系がバランス良く機能している状態が動物にとって「健康」であると考えれば、二十一世紀の社会経済システムにおける課題は、副交感神経的機能を強化することだ。すなわち、「社会経済システムにおけるNPOの強化」である。

しかし、機能は構造無くして生まれない。「循環」という機能は「心臓」という構造から生じるように、「沈静化」という機能も「NPO」という構造があつて初めて生まれてくるものだ。さらに言えば、心臓は身体システムのあるべき位置になければ機能しない。それと同様に、NPOも社会経済システムに適切に配置されなければ機能しないであろう。

本稿は川崎市におけるNPO強化政策をデザインしたもののだが、より戦略的に社会経済システムに構造化し、機能するように努めた。著者はこの政策の結果、条件テーマである以下の二つの項目が実現されるものと考えている。

① 市民が自らの能力を持って、自己実現できる市民社会の構築

阪神大震災においてNPOを軸にボランティアが結集し、コミュニティ・レベルであるが、行政でも対応しきれなかった細かなケアを次々とこなしたという実績がある。川崎市民がコミュニティに内在する諸問題を自ら解決できるような「場」づくりとして、NPOは機能するだろう。

② 自己批判する能力を有した自治体政府の展望

自治体政府が自己批判を行うことは難しいことである。むしろ、サービスを受けている川崎市民が課題を見出し、自治体政府とのコミュニケーションを通じて変革していくことが望ましいだろう。そのような観点から考えると、社会経済システムにおけるNPOを強化し、自治体政府と協働作業を行う「自己批判能力を内包化した広義のコミュニティ・システム」の創造が重要である。

議論に入る前に、本稿で用いるNPOを設定しておこう。NPOとは「利益を利害関係者に還元しない仕組みになっている組織」と定義する。阪神大震災以降、一般的に「ボランティア組織」と認識されがちだが本稿では病院や私立学校、美術館、政党や宗教団体なども含めて議論する。

NPOの現状

NPOの経済的な役割が拡大している。二〇〇〇年十月二十六日付の日本経済新聞によると、経済企画庁の試算では、日本のNPOが一年間に生み出した経済価値をお金に換算すると、一九九八年時点で十八兆円となり、名目国内総生産(GDP)の三・六%に相当すると伝えられている。この額は一年間の住宅投資をすべてあわせた額に匹敵するという。

このNPOには日本政府も注目している。二〇〇〇年三月に運輸省産業構造審議会がまとめた「二十一世紀経済産業政策の課題と展望」という答申では「高齢化社会に対応した社会設計と子供を持つ女性の就業環境整備」という課題から、これまで政府、企業、個人で考えられて

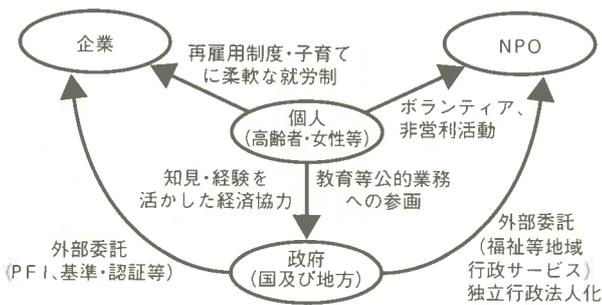


図1. 多参加社会のイメージ

平成12年3月通商産業省「21世紀経済産業政策の課題と展望(要点)」より抜粋。

いた枠組みの中にNPOが組み込まれ、個人の社会参画機会が幅広く創出された社会がイメージ化されている。これを、ここでは「多参画社会」と呼んでいる(図1参照)。

この政策から日本政府がNPOの何に注目しているのかを読み取ることは簡単だ。第一に、社会サービスのアウトソーシング先として考えていることである。日本政府は、増加する社会保障など財政的な問題を解決するために、アウトソーシングできる事業に関しては企業やNPOに委託しようとしているのである。ここから、効率的で小さな政府を目指す政策の方向性が読み取れる。第二に、高齢者や女性の社会活動・非営利活動参画機会の場としてである。個々人の希望や能力に応じて柔軟かつ多様に社会参画できる手段としてNPOを捉えているようである。

確かにこの政策は日本の未来を見据えて社会設計をしているように思う。しかし、著者の見る限り政府のNPOの認識は非常に乏しいことを指摘せざるを得ない。まず、私達がしっかりと認識しなければいけないのは、日本のNPOが「巨大NPO」と「零細NPO」に二極化していることである。前者は法的に制度化されたNPOであり、例えば財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人などがそれにあたる。これらのNPOは税制面でも優遇され、経済的に恵まれており活動しやすい環境下にある。一方、後者は法的に制度化されていないNPOであり、例えば環境団体、国際援助組織、人権擁護団体等である。これらの組織は税制面での優遇は一切無く、銀行

の口座を開設するにも個人名義で開設しなければならぬ。このような状況を生み出している根源は日本のNPOをめぐる「法制度」と「寄付税制」にある。大阪大学の本間正明教授はその点を明瞭に指摘している、少し長いが引用したい。

NPOに関する制度を考える場合、現行制度に組み込まれた際の問題点と枠外に置かれた際の問題点の二つがある。「制度化されたNPO」と「制度化されていないNPO」の抱える問題と言い換えても良い。制度改革に当たってはこの二つの問題が整合的に解決されなければならない。

前者の問題は、現行の公益法人制度にカバーされる「制度化されたNPO」が官主導の日本の縦割りシステムの中に組み込まれることから生まれる。(途中省略)。たとえば、市民団体の唯一の法人化の窓口である民法三四条の公益法人は、主務官庁の自由裁量権に基づく「許可制度」によって設立される。この許可制度がNPOの自由な活動を制約し、「多元主義(ブルーリズム)」に立脚するフィランソロピーの精神を踏みにじっていることを理解すべきだ。許可を得るためには、あらかじめ活動内容を主務官庁に届け出て、その枠内でしか活動しないことが要求される。フィランソロピーに対する需要が複雑化、複合化するなかで、役所と同じ縦割りの狭い領域のなかに押し込められるのだ。押し込められるだけではない。許可にあたっては、「天下り」を求められることも多い。

実際、公益法人の三割に「天下り」があり、たんに役所の下部機構に成り下がっているNPOもある。このような事態は、そもそも政府とは異なる「多元主義」的な価値観に基づいて活動を展開するフィランソロピーと自己矛盾するのだ。

一方、「制度化されていないNPO」に関する後者の問題は、社会的な認知をうけていないことによる活動の不自由さだ。任意団体では、電話を開設したり、預金口座を開くことすらできない。また、その活動も個人的な趣味の次元でとらえられ、法的、税制的な恩恵を受けることが不可能なのだ。そのことがさらに資金面や人材面での援助を受けにくいものにし、悪戦苦闘しているのが日本のNPOの現状なのだ。

このような現状を打破するために、阪神大震災以降、NPO法案の議論が活発化し、九八年には法案が成立した。この法案では、県から「社会的な認証を授かることができる」という点で初歩的な問題は解決されている。しかし、税制優遇措置はなく、資金面での苦しさは変わっていないのが現状である。つまり、このNPO法案は「制度化されていないNPO」に対する表面的なフォローでしかないのである。さらに言えば、「制度化されたNPO」の抱える問題に対する制度改革には全くメスが入れられていない状況なのである。

このように日本のNPOは、制度的に巨大NPOか、零細NPOか、という極端に二極化した状況を生み出す法的環境

になっており、NPO法案成立以降も、状況はほとんど変化していないのである。政府はこの状況を理解していない。

さらに著者が問題視したいのは、阪神大震災以降、市民社会を実現するなどマスコミなどでもはややされているNPOは、むしろ「零細NPO」だという点である。私達は、資金も人材も乏しく、制度面でも恵まれていない「零細NPO」に過度な期待をかけているように思うのだ。確かに九〇年代、環境団体や国際NGO活動の盛り上がり、震災以降のボランティアブームなど、起業家精神にも似た市民の「ボランティアスピリット」に多くの人々が感動し、注目しているのは理解できる。しかし、これらのNPOをめぐる改善されていない活動環境の中で、人々のボランティアスピリットを活かすには戦略的な施策が必要なはずなのだ。先の通産省の答申ではそれが見られない。阪神大震災以降、日本全国で孵化した零細NPOを育成しようという意志も全く政策に込められていない。このような現状を踏まえ、政策は机上の空論で終わってしまう可能性が高いだろう。

NPOの課題

NPOを取り巻く現状を踏まえた上で、課題を考えると、大きくは以下の三点が考えられるだろう。

① 零細NPOの強化・育成

・草の根で活動しているNPOの活動レベルを向上し、プロフェッショナルな非営利組織の運営にまで成長させる社会的仕組みの模索。

- NPO間の結びつきの強化。
- 行政、企業等他のセクターとの協力体制強化。
- 特定非営利活動法人に対する税率を低減すること。
- 特定非営利活動法人に寄付金した時の、個人や企業に対する所得控除。

- ② 新たなNPOを孵化させる仕組み作り
- より多くの川崎市民をネットワークし、新しいNPOが孵化する社会的仕組みの模索。
- 市民が抱える問題を掘り上げる仕組みづくり。

- ③ 制度化されたNPOの活動の規制緩和
- 制度化されたが主務官庁や政治家に対して、もっと自由な活動ができるよう働きかけ。

①における税率低減と所得控除、③の規制緩和に関しては民法の抜本的改正作業になりかねず、市民や自治体レベルではコントロールできない範疇の課題であるため、本稿での議論からははずすことにしたい。私達が議論すべき課題は、①と②。すなわち、零細NPOのレベルアップと新たなNPOを生み出すための仕組みを社会的に作り出し、構造化することである。

基本戦略ⅡN2Nサポート戦略 巨大NPOによる零細NPO サポート体制の創造

さて、NPOの課題が明確になったところで、次はこの課題を解決するための基本戦略を考えたい。ここで著者が提示したいのは「巨大NPOが零細NPOをサポートする体制を創造する」というこ

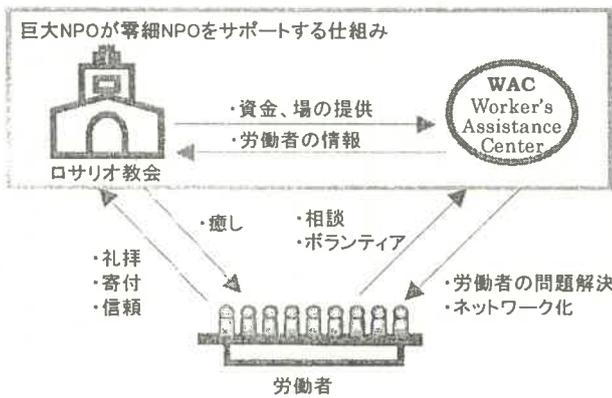


図2. フィリピンの事例にみるNPOサポートの構造

とである。この戦略を本稿では「N2Nサポート戦略」と呼びたい。震災以降、とかく日本では、先の法的環境の議論や企業のメセナ活動や自治体のNPO支援等、他のセクターによるNPOサポートの議論が目立っていた。しかし、巨大NPOが零細NPOと戦略的に連携しながら、お互いを高め合い強化するという当事者間の議論はあまり聞いたことがなかった。日本では、NPO当事者の「セクター全体の育成」という大きな視点が欠落しているように思うのだ。著者はこの視点こそNPO強化のポイントではないかと考える。実はこの基本戦略発想の背景には、著者のフィリピンにおけるフィールドワークによるところが大きい。一九九六年当時、フィリピンでは全国総合開発が進行し、住民の強制立ち退き等、多くの社会問題が生じていた。開発

で潤うはずの生活がますます貧しくなっていく状況であった。そうした中で貧困層に積極的な支援を行っていたのがカトリック教会だった。この支援で注目すべきは、カトリック教会がNGO (Non-Governmental Organization) 非政府組織)を企画していたことである。教会が直接支援活動を行うのではなく、NGOという「クッション」を置き、信者である労働者達が抱える現実的な社会問題解決に一役かっていたのである。何より新鮮だったのは、資金調達にも運営(経営)にも安定した既存のNPOである教会が、ボランティア頼みの零細団体を支援するという「サポートの仕組み」であった(図2参照)。フィリピンという国内事情はあるものの、それが政府でもなく、企業でもなく、NPO自身がNPOを産み出し、育成している状況は著者にとっても驚きだったのである。このような仕組みを日本のNPOの間で作り返すことができれば、震災以降孵化した多くの零細NPOを強化育成し、プロフェッショナルな組織にレベルアップできるかもしれない。そう思ったのだ。

例えば、日本国内で仏教寺院や神社が、ボランティア団体と連携してホームレスの援助活動を行っている話などあまり聞かえてこない。また、巨大NPOである大学が環境NPOと提携し、地域の環境問題を改善していくプロジェクトなど聞いたことはない。しかし、このような協働プロジェクトを行うことは現実的に可能であろう。

著者は川崎市にこのようなNPO同士のサポート体制を戦略的に創造し、さら

に市民や自治体政府、企業も巻き込んだ参加型協働公共圏を作り出したいのである。

提言ⅡNPOストラテジー・センターの創出

では、そのためにはどのような施策が必要なのだろうか。参加型協働公共圏を形成し、より多くの参加を確保するためには、「仕組み」が重要である。そこで著者は川崎市におけるNPO強化の戦略的拠点として「NPOストラテジーセンターの創出」を提案したい。図3はこのセンターを軸とした時の参加型協働公共圏創造のイメージである。このセンターを軸として市民や自治体政府、企業、NPOを巻き込みながら、川崎市に参加型協働公共圏を創出する。

このセンターの形態だが、著者はこのセンターを特定非営利活動法人として立ち上げ、川崎市における「創造のもり計画」の中に産官学非の協働プロジェクトとして立ち上げることが望ましいと考えている。このプロジェクトにおいてもNPOストラテジーセンターはN2Nサポートとして大学と提携し、コンサルティングを受けたり、共同研究を行うことが理想だ。「創造のもり計画」は産官学の協働プロジェクトとして発足したもののだが、二十一世紀の社会経済情勢を睨んで、公共活動を統合化する戦略センターをこの計画に盛り込むべきである。そして、このセンターが日本のNPO最先端を行く政策実行部隊として機能することを望みたい。以下では、センターの基本機能を記しておく。

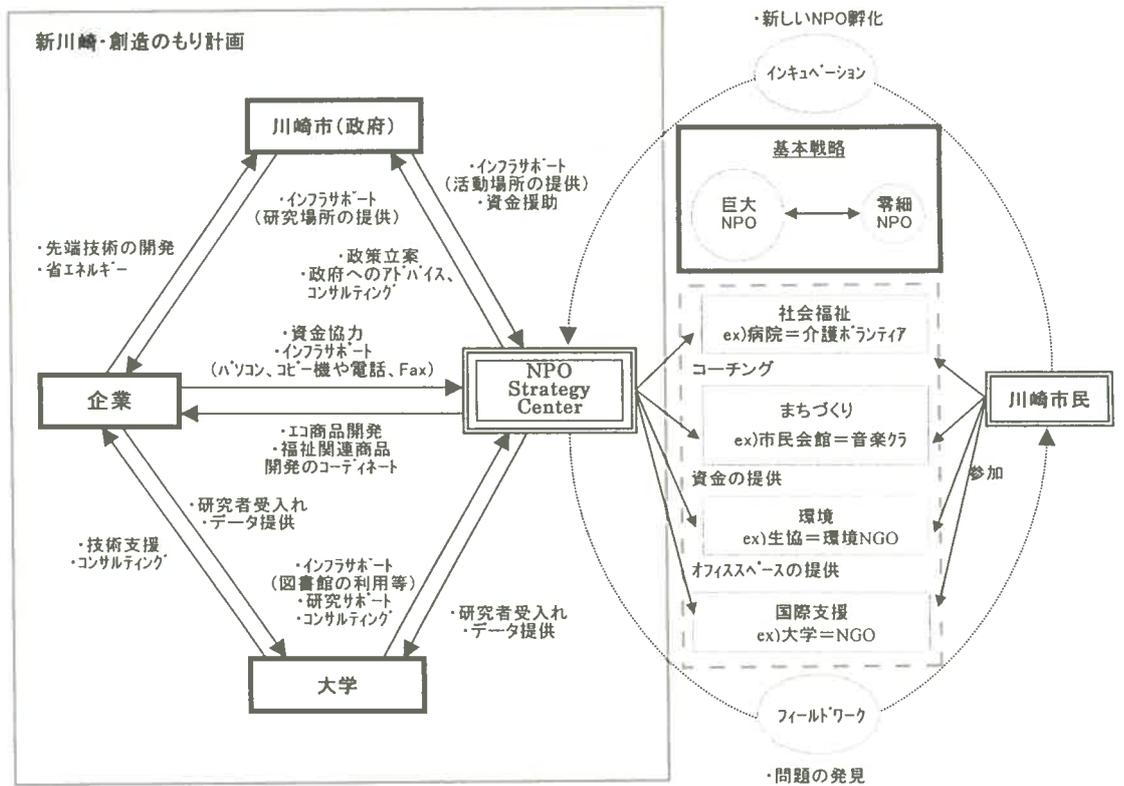


図3. 川崎市における参加型協働公共圏システム・モデル

〈センターの基本機能〉
 このセンターは、ネットワーク・インキュベーションとコミュニティ・シンクタンクという二つの機能を有している。これは巨大NPOと零細NPOを結び

付け、零細NPOの活動の継続性を支援するものである。この機能は、インターネット・エコノミー繁栄の立役者として見なされているネットワーク・インキュベーターの役割を参考にしている。ここで少し、ネットワーク・インキュベーター

とはどのような企業体か説明したい。ネットワーク・インキュベーターとは、ベンチャー企業を孵化・成長させる役割を担っている企業組織である。機能的にはベンチャーキャピタルに近いが、ただギャンブルのように「お金を出す」だけではなく、ビジネスをより円滑に進めるために「ビジネス・ネットワーク」を提供している点で違いが見られる。ネットワーク・インキュベーターの際立った特徴は、「インターネット関連の花形企業と支援先企業の間で提携関係を取り持つメカニズムを有している点だ。その狙いは、各企業に知識や才能の移転・共有を促すことと、マーケティングや技術といった分野で協力関係を結ばせることにある。したがって、このような支援を受ける新興企業は、このビジネス・ネットワークを利用して、短期間に経営資源を獲得したり、他社とタイアップしたりできる。その結果、ライバルに先んじて有利な市場地位を確保できるというわけだ」。また、ネットワーク・インキュベーターはベンチャーキャピタル同様支援先企業から高い持ち株保有することができるが、支援をコントロールできる点で、より戦略的で確実な利益を得ることが可能なのである。端的にネットワーク・インキュベーターの役割を見ると大きく四つある。

- ① 企業家精神を重んじ、一般に六〇〜七〇%という高い持ち株比率を支援先企業に認めている。
 - ② 一流企業との有利な取引を紹介して、スケール・メリットをもたらす。
 - ③ 自信を持って紹介できるビジネスネットワークを有している。
 - ④ オフィス・スペースやコーチング、資金、インフラ的サービスの提供。
- このような特徴や役割は組織体は違っても参考になることが多い。ここからNPOネットワーク・インキュベーションとして活用できる部分を考えてみたい。まず、役割①であるが、これは企業ならではの特徵であって、NPOには当てはまらない。役割②は著者が提案したN2Nサポート戦略と極めて近いと言える。どんなに素晴らしいアイデアがあろうと、ベンチャー企業がスタンド・アローンで成功することがまだまだ難しいように、NPOも自分だけで成長することはできない。ましてや法的環境が未整備の日本ではなおさらのことである。零細NPOをサポートしてくれる巨大NPOを紹介することもNPOストラテジーセンターの役割として挙げることができるだろう。ネットワーク・インキュベーターの役割を参考に考えると、N2Nサポート戦略の利点は巨大NPOとの提携やプロジェクトを通じて零細NPOにスケール・メリットを与えることだとと言える。役割③は役割②を遂行するためにも重要である。しかし、ここはNPO分野だけに限らない。むしろ、自治体政府、企業、専門家など広いネットワーク網を有するべきであろう。役割④は零細NPOには非常に助かるインフラ的サービスである。ネットワーク・インキュベーターがハード、ソフトともにインフラ面で企業を支えながら企業家精神(ベンチャースピリット)を活かしているように、NPOストラテジーセンターもインフラ面で零細NPO

をサポートし、ボランティアアスピリットを支えなければならぬ。

NPOストラテジーセンターにおけるネットワーク・インキュベーションの機能をまとめると以下の様になるだろう。

① 巨大NPOとの連携を促し、スケール・メリットをもたらす。

② 巨大NPO・自治体政府・企業との多様で広いネットワークを有している。

③ オフィス・スペースやコーチング、資金、インフラ的サービスの提供。

機能2 Ⅱ コミュニティ・シンクタンク

これはNPO政策研究所(奈良市)が提唱している「コミュニティ・シンクタンク」の考え方である。コミュニティ・シンクタンクとは市民の政策提言を支し、市民の政策提言能力をエンパワーメントする機関Ⅱ組織である。コミュニティ・シンクタンクの役割と機能は次の三点である。

① 住民、NPOの政策立案、形成力の支え(住民自治のサポーター)

・市民活動団体が課題解決のために行う調査研究を、専門的な立場から支援する。

・住民・NPOに対する政策支援・政策形成力の強化機能。

・地域活動の情報センター、地域学の研究所。

・さまざまな市民活動をする人の力を統合するための舞台。

② 地域に根づいた政策研究機関として、公的課題(行政課題)について調査研究を行う。

・行政へのアドバイス、コンサルティング、市民的視点からの代替案の作成。

・地方行政システム、地方行財政改革、地方分権の監査役。

・政策に関わる情報データベース機能。

③ 新しい形のインターミディアリー組織(市民、企業、行政をつなぐ)

・まちづくりをすすめる市民と企業・行政のパートナーシップのコーディネート。

・行政・企業との協働型政策形成機能。

・新しい「まちづくり」システムの開発、参加のデザインの開発。

・議会、企業、大学、マスコミ、シンクタンクとのパートナーシップ。

このコミュニティ・シンクタンクという機能で注目する点は①と②である。NPO個々の政策能力をレベルアップするとともに地域の政策研究機関として活動するというスタンスは著者が考えるNPOストラテジーセンターの機能と一致している。ただし、NPO政策研究所の視点は企業との協働視点を欠いているので、この点を補強する施策を追加したい。例えば、企業に対してエコ商品や高齢者福祉などに関わる商品開発のコーディネート作業などが考えられる。また、調査研究においては行政的課題に偏りすぎている部分も見受けられる。NPOストラテジーセンターでは当センターの研究者が川崎市民の抱える問題をフィールドワークによって発見し、その課題を解決するために努力することも重要である。そして、その問題を川崎市民自ら解決できるようサポートしながら、新たなNPOを孵化させる機能も重要である。③に関しては、ネットワーク・インキュベーションと重なる部分が多いが、ここでいうインターミディアリー組織がNPOとのネ

ットワークに言及していない点で違いが見られると思う。私達が提唱しているネットワーク・インキュベーションはN2Nサポートを基本ベースとしながら、行政、企業とパートナーシップを結び言うスタンスである。

NPOストラテジーセンターの基本機能をまとめるとおおよそ次の通りである。

【ネットワークインキュベーション機能】

● オフィス・スペースやコーチング、資金、インフラ的サービスの提供

● 巨大NPOとの連携を促し、スケール・メリットをもたらす

● 巨大NPO・自治体政府・企業との多様で広いネットワークを有している

【コミュニティ・シンクタンク機能】

● 住民、NPOの政策立案、形成力の支え(住民自治のサポーター)

● 市民活動団体が課題解決のために行う調査研究を、専門的な立場から支援する。

● 住民・NPOに対する政策支援・政策形成力の強化機能。

● 地域活動の情報センター、地域学の研究所。

● さまざまな市民活動をする人の力を統合するための舞台。

● 地域に根づいた政策研究所機関として、公的課題(行政課題)について調査研究を行う。

● 行政へのアドバイス、コンサルティング、市民的視点からの代替案の作成。

● 地方行政システム、地方行財政改革、地方分権の監査役。

● 政策に関わる情報データベース機能。

● フィールドワークによって地域の問題の発見。

● 住民を組織化、新たなNPOの孵化サポート。

● 公共的観点からの商品開発のサポート

● NPOと企業を結び、エコ商品や高齢者福祉などに関わる商品開発のコーディネート。

この強化政策が実行され、多くのNPOが開花すれば、川崎市は市民のパワーあふれる魅力ある都市へと変貌するだろう。

参考文献

・林雄二郎・連合総合生活開発研究所編「新しい社会セクターの可能性NPOと労働組合」(第一書林 一九九七年)三三頁

・「Diamond Harvard Business Review」(ダイヤモンド社 二〇〇〇年十一月号)二九頁

・NPO政策研究所「コミュニティ・シンクタンク研究報告書 地域の問題解決をサポートするために」(コミュニティ・シンクタンクのすすめ) (二〇〇〇年八月) 一三頁

プロフィール



● はらじり じゅんいち

埼玉県浦和市在住、二八歳。広告代理店マーケティング局勤務。妻と子どもの三大家族。趣味はごろ寝・読書。

今回の論文は、学生時代のフィールドワークでの発見(Ⅱ巨大NPOが零細NPOをサポートする構造)を川崎市のNPO政策に絡めて提言したもの。

人と人との関係性を深め、市民が主体性をもって社会と関わることのできるシステム作りを目指した。

世界から注目される川崎市への「変貌」を期待している。

近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ (仮想)

ひびのじゅんこ
日比野純子

二〇〇×年。小学校が地域コミュニティ・センターとなつて久しい。少子化が進み、空き教室が増えたことから、さまざまな取り組みが学校単位で繰り広げられることとなった。

かつて下校後の子供を預かる役目を担っていたことも文化センターは、放課後遊び相手のいない子供達への場所提供も含めて、学校に吸収された。同時に高齢者福祉サービスの一部も吸収され、元氣なお年寄りが子供たちに伝承遊びを伝える姿が見られるようになった。

学校の図書室は拡大され、地域の小図書館として機能している。新聞・雑誌類が閲覧でき、新刊の図書を中心に貸し出しも行っている。入手しにくい本もコンピュータ端末で気軽に検索・リクエストができ、かつての移動図書館の役を十分に担っている。

自校式であること、せっけん洗浄を行っていることなどで評価を受けていた学校給食は、地域とのつながりをさらに深めた。農作物は地場の農家と提携し、安全で新鮮なものを使用している。このことは農家に安定した収入をもたらし、農地の保全につながり、周辺の宅地化に歯止め

をかけ環境に緑を残すという効果も持つたと評価されている。また、アレルギーの子供などに配慮して、給食メニューは3種類からの選択性になった。この選択性の導入と同時に、併設の高齢者福祉センター来訪者や図書室利用者にも有料で給食を供給することが始まり、喜ばれている。ちなみに残飯はコンポストで堆肥化され、学校菜園や近隣農家で利用されている。

老朽化していた校舎は、自然素材と自然エネルギーを多用したものに変わっている。屋上では太陽光発電と風力発電が行われ、省エネ化の進んだ校内の使用電気の約半分を賄っている。太陽光パネル敷設部分以外の屋上は緑化され、その一部が菜園となっている。緑化された屋上は熱を吸収するので、夏が過ごしやすくなった。もちろん、雨水はタンクに溜められ、菜園や水洗トイレなどに利用されている。

菜園は校庭の一部でも行なわれ、授業の一環として、四季を通じて生徒が作物を育てている。地域のシルバー・ボランティアの助けを借りて行なわれるが、一部を給食で利用しているため、子供の野

菜嫌いが少なくなった。また、泥にまみれることで精神が安定する、勉強の苦手な子供が才能を発揮して生きる自信を深めるなど、思わぬ効用も現れている。野菜作りが好きなようになった児童が、農家の後継者となった事例もある。

放課後のクラブ活動は多彩である。ボランティア講師を導入したことで、英語、フランス語、ハングルなど、大人顔負けのクラブがある。クラブは登録すれば誰でも参加できるので、大人の参加者も少なくない。中でもユニークなのは菜園の野菜を利用した加工品作りで、親子参加が多い。梅干、たくあん、味噌、豆腐、干し野菜作りや、その料理法は楽しくためになると人気が高い。旬を体で学べることで、自宅での食事もヘルシーになり、肥満児や子供の成人病を減らすのに一役かかっているとのことだ。

学校で行事が増えるとお手前が足りなくなるという問題は、有償ボランティアの活用を導入したことで解消された。家計のためにパートに出ていたお母さんたちやシルバー・ボランティアの人たちには、一時間当たり七〇〇カーサ(川崎の地域通貨)が支払われる。一〇〇カーサが一〇〇円を目安としているので、決して高額とはいえないが、通勤の時間が要らないこと、子供のそば・地域社会で顔見知りの人たちと働けることが喜ばれ、人気が高い。カーサには地域通貨ならではの、例えば地元商店会で割引で買い物ができる、福祉ボランティアのサービスを受けられるなど、多くの付加価値もついている。ボランティアの参加により、教員の負担が少なくなった。一クラス二〇人定員

となったことで、「個性の尊重」が言葉だけでなくなったことも大きいし、経験や知識のさまざまな大人が授業に参加し、実体験を語る時間が導入されたことも、知識偏重の学歴社会を変えることにもつながったという。学校が安定し、地域社会が充実することで、大人も子供も安らいだ毎日を送っている。お金やキャリアのためでなく、好きな勉強・個性に合った仕事を選択できることは、誰にとっても幸せなことと、皆が喜んでいる。

プロフィール



●ひびのじゅんこ
高津区在住、中一の長女、小二の長男、夫の四大家族の主婦。趣味は「手作り」(衣食住全般)。環境問題に関心を持ち、とくに最近では地域内自給ということを考えている。川崎市は市民との対話の姿勢があると評価。人が安らぎ、充実して生きられる社会像を考え、実現していければと願っている。

思い出に残る帰りたいまち川崎へ

佐藤 せつこ
佐藤 撰子

川崎市には結婚してから暮らすようになり、約四年が経つ。

結婚前には東京の狛江市に住んでいた。半年程前に仕事をやめたのだが、それまでは、川崎に住み、東京に働きに出るいわゆる川崎都民だった。いざ、仕事をやめ、家にいるようになり、地元で地盤がない事に気付く。

私は、愛知県で生まれ、中学から結婚するまでを東京の狛江で暮らした。童謡の「うさぎ追いし彼の山、こぶなつりし彼の川」を地でゆくような幼年時代を送った。野にタンポポやつくしを見つけ春の訪れを知り、夏は遅い日暮れまで、とんぼや蝉とりや木登りに興じ、風に揺れるすすきや黄金色の稲穂に秋を感じ、霜柱を踏む感触やあぜ道に出来た氷割りの楽しみな冬がやってくる。そして、また水のぬるむ春が来て……。その様な自然を五感に一杯感じながら成長出来た事を幸せだと思ふ。今、我が家に子供はいないが、やがて子供が出来、その子供たちがこの地で育つていく事が本当に幸せなのだろうか。

また、私の祖母は福岡で叔父一家と三世代で同居し、二週間前に他界したが、

最後は私の従妹である孫に看取られながら、なくなつた。祖母は晩年も、地元の老人会の副理事を勤め、地元の市民農園を借り花や野菜を育てて近所に分けたりして、地域での暮らしを楽しんでいたせいか、葬式には九四歳の老人の葬式とは思えない程参列者が多かった。

そして自分自身のこれまでとこれからを考えたときに、今後川崎市は「一生を暮らせる街」「健やかに子が育ち、健やかに老いてゆけるまち」「思い出に残る帰りたいまち」であつて欲しいと思ふ。

そのために必要なのは、「地元根付いた暮らし」「愛する事が出来る美しいまちでの暮らし」ではないだろうか。そして、そのような暮らしには「いえやまの空間の広がり」や「豊かに感じられる時間」が必要であり、さらにはその「暮らしの中で自分が表現出来る、他人とふれあつていける事」が必要であると思ふ。

例えば家の玄関を出て、立ち止まり、挨拶が交わされるような場所がそここにあるばまちも自分の庭の一部であるような気がするのではないだろうか。私の暮らす宮前区は斜面が多く、車利用が大前提だが、車を足とする場合には大変便利

だし、自然に触れたいと思えば、まとまつた公園も徒歩十五分位の所に三か所位ある。ただ、おそらく斜面の造成の問題や管理の問題などで自分自身の目や手の届く所にちよつとした広場や立ち止まれる場所がないのだ。例えば、買い物行き帰りに、荷物を置いてちよつと息抜き出来る場所や文庫本を持って散歩を楽しめる場所があり、そこに人の気配が感じられる場所がもつとよい。また、道路際が小さな広場になつていて、そこを市民が借りて、ギャラリーとして利用したり、花屋や雑貨屋や簡易型貸S O H Oとして利用出来るようにすれば、街歩きももつと楽しいに違いない。その側にはベンチがあり、ベビーカーの赤ちゃんをつれ散歩にきたお母さんがいて、ギャラリーの主と話をし、いつか自分もと夢見るのだ。

道が狭くてスペースが取れない場合は小さなガラスボックスのようなものでもよいと思ふ。そのガラスボックスはショーケースになつていて、子供の作品を飾つたり、地元のお店の宣伝に使つたり、それが同時に街灯にもなつていて、家への帰り道を照らすのだ。

また逆に、自分の家にも飾り、街を美しくする場所が欲しい。道路に面した出窓や、花台があり、それぞれのうちがきれいに飾つた窓のあふれたみちが続けば、外を歩くのもどんなに楽しいだろう。そして、それは道に人の気配を感じさせ、それをきっかけに会話が生まれ、安全な街づくりへもつながるのではないだろうか。

川崎は各区特色を持った街ではあるが、その場所柄、東京のベッドタウンとなるのは避けられない事だと思ふ。けれども、

そこで、豊かな時間を過ごすためのキーワードは「生活」ではないだろうか。例えば、東急田園都市線の藤が丘の駅から延びる道は、戸建住宅の連なる美しさもさる事ながら、個人のこだわりのお店やアトリエが続き、発見と街歩きの楽しさへ大いに貢献しているように思ふ。

川崎市も地の利を生かした形での職住近接や、まだ残る緑を生かした「思い出に残る帰りたいまち」をつくるには時間がかかるしかないし、そのためには人すなわち市民ひとりひとりのこの地での生活を大事にする気持ちを持つていかなければならない。そのためのまちやいえのあり方の仕組みを市としてハードとソフト両面から市民とともに、また民間の力もうまく借りながら、追求していくことが必要だと思ふ。

プロフィール



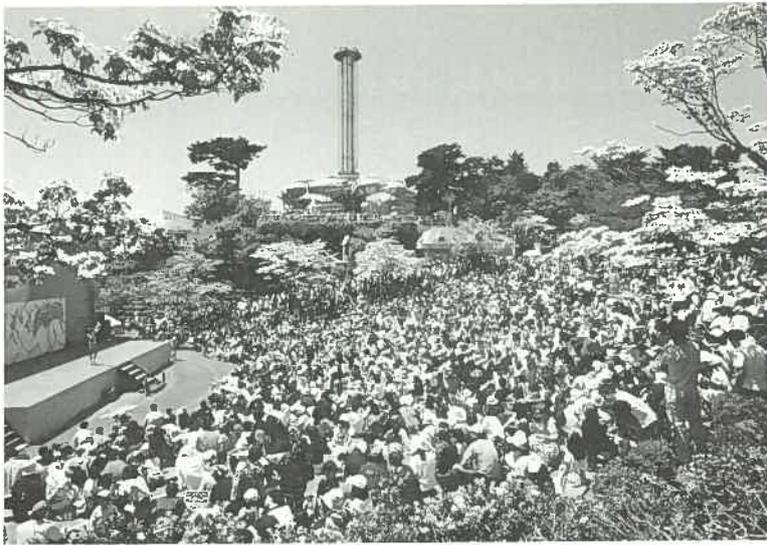
● さとう せつこ

設計事務所勤務を経て昨年独立。趣味と調査を兼ねた「街歩き」と「旅行」の中での出会いや日常生活の中で感じた事を提案した。市民が日々の思い出を積み重ねながら暮らし、「川崎」が帰りたい街になる事を望んでいる。

お年寄りとすごせる学校

大師中学校三年生 **やぎ ゆみ** 八木祐美

私は老人と中学生・高校生がいつしよにふれあえるような学校があったらいいなと思います。今の子供は老人とふれあう機会がまったくといっていいほどありません。それは、核家族が多くなり自分の祖母や祖父ともはなれて暮らしたりして会うのは一か月に一回とか、遠い所だと一年に一回も会えない場合があ



多くのお年寄りも参加したこども遊園会

るからです。他には、今の若い人達のほとんどはお年寄りに興味関心があまりないので、手足の不便なども分からずに生活しています。若い人の中には、お年寄りを邪魔あつかいしている人もいます。自分の祖母を「邪魔だよ。あっちいってよ」とか言う人もいます。電車の中とかでも最近はお年寄りに席をゆずっている人をあまり見かけません。このように、最近ではお年寄りを大切にしている人達は少なくなっているのです。そこで私は、老人とふれあって生活をしたらお年寄りの大変さや大切さが分かるのではないかと考えました。例えば、老人ホームを小学校・中学校・高校などの隣に作って、週に何回か遊びにいったり、昼休みとかに老人ホームのお年寄りとおしゃべりしたり、社会の授業の時に昔のことをはなしてもらったりしたらいいと思いました。それには、こういう訳があります。週に何回か遊びに行った時には、昔の遊びをおしえてもらいます。すると、今の子供はテレビゲームばかりやっているのに対して昔の遊びをおしえてもらうことで日本の文化にいつのまにかふれられるのです。昼休みとかに老人ホームのお年寄

りと話をしたとします。もしかしたら話すことによって、自分が今まで知らなかったことが分かるかもしれないし、よくお年寄りの知恵というものがありますが、それを聞くことによって自分が得をすること・自分に役に立つことなどがたくさんあるかもしれません。他に、社会の授業の時に昔のことをはなしてもらおうというのは、お年寄りの人達は実際に今でいう昔を身をもって体験しているわけだから、川崎にずっと住んでいる人に聞いたら、小学校でならう「昔の大師」(川崎大師のこと・川崎の昔)などのことが、もつとくわしく学べると思います。昔はどこに何があったとか、あそこのビルは神社だったなど、いろいろ知らないことが分かると思います。

このように、お年寄りと接するということはいろいろな事が学べるのです。それに、お年寄りといっしょにいれば、手足の不便などが分かり、歩いていてこまっているお年寄りに手をさしのべるこ

とができると思います。お年寄りをいたわって大切にしていくことは今、自分中心に考えている人にとっては、すごく勉強になると思うし、人をいたわるといふ優しさがみんなに分かると思っています。こんなに学べるのがたくさんあり、自分が成長することは、あまりないと思いません。だから私はお年寄りといっしょにすごせるように、学校の隣に老人ホームなどをあつたらいいなと思いました。

プロフィール



●やぎ ゆみ

川崎区在住、三人家族。趣味は料理・読書。これをきっかけに住みよいところになったらいいと思った。学校の近くに老人ホームができることを願います。

特集1 21世紀の川崎の都市像

(市民提案 中学生部門●優秀賞)

大好きな川崎

大好きだから一番にしたい。大好きだからもっとよくしたい…。誰もが思っている、当たり前の事かもしれない。でも、今の

御幸中学校二年生

記虎暖世

川崎で、こんな事を思っている人がどれくらい、いるのだろうか…。

二十一世紀の川崎は、日本一、いえ世

界」になってほしいです。近代都市を指しているのは分かります。でも、今の川崎は、「近代」という言葉に、しばらくれているのではないのでしょうか。「近代」というのは、とても便利です。みんなが安全に暮らせて、どこでも行きたい所に行けて：例に出すと、とても出しきれないと思います。でも少し、もの足りないような気がしませんか？

今の川崎は、お年寄りが多くなっていると言う事を、前に聞いた事があります。本当かどうかは、さだかではないのですが、お年寄りは、多くても少なくても、大切にしなければいけないだと思いません。「バリアフリー」と言う言葉も聞いた事があります。私にはあまりよく分かりません。多分、お年寄りにとっては、とても良い事なんだと思います。お年寄りだけではなく、障害を持った人達にとっても良い事なんだと思います。階段を、スロープ付きにしたり、施設を多くしたり、ボランティア団体を作ったり：こう

いう事が「バリアフリー」と言うのだと思います。

でもまって下さい。本当に「バリアフリー」だけで、お年寄りや体の不自由な人達を守り、大切にしてあげられているのでしょうか。

駅前に止められている自転車の山、あの自転車の下には、黄色く、ごつごつしたものがああります。あれは、目の悪い人の為のものではないのでしょうか。これを「バリアフリー」と言うのかどうかは分かりません。でも、沢山の人が意識をしなくてはいけないと言うことはハッキリと分かります。一人一人の意識が小さければ、小さいほど、自分中心で動く人、つまり自己中人達が増える一方だと思えます。

バスや電車での、席をゆずる好意、いったい何人の人が出来るのだろうか。「席をゆずるのは当たり前。」こう思っている人は何人いるのだろうか。勇気を持ってすれば、誰でも出来る、かんたんな、人による

「バリアフリー」が、出来るのではないのでしょうか。

今の川崎に足りないもの、それは、人



に対する思いやり、やさしさではないのでしょうか。よりよい川崎にするには、「近代」という事も必要ですが、それ以上に「心のバリアフリー」つまり、市民一人一人が思いやり、やさしさを、もつと、もたなければいけないだと思えます。よりよい川崎にするために、また、川崎が大好きだと言ってくれる人が少しでもふえるように……

プロフィール



●きとら はるよ

幸区在住、五人家族。将来は看護婦になり、誰かの役に立つのが夢です。育ててくれた祖父母に、心配をかけないように頑張りたいと思います。

特集1 21世紀の川崎の都市像 (市民提案 小学生部門 ● 最優秀賞)

多摩川はピンク

下平間小学校四年生

高橋沙織

うちは、多摩川が大好きです。お天気のいい日は、多摩川に、行こうと、お父さんが言います。

春の多摩川は、とくべつ大好きです。なぜ大好きなのかとゆくと、家族で自転車で乗って、お父さん、私、お姉さん、

お母さんと、ならんで、ぶつからないように自転車をこいで、こいで、ガス橋を渡ると川の横が、ゼーンぶピンク色でいっぱい、ピンク色の桜の木がいっぱい、ピンクのお山が続いているように見えて、とってもきれいです。

花びらが飛んできて、いろんな所について、おもしろいお弁当を食べるからです。

夏は、ボートに乗ります。お父さんがこいで、とっても早いです。魚が飛んできて、おもしろかったです。

秋は、空と川がきれいに見えて、お散

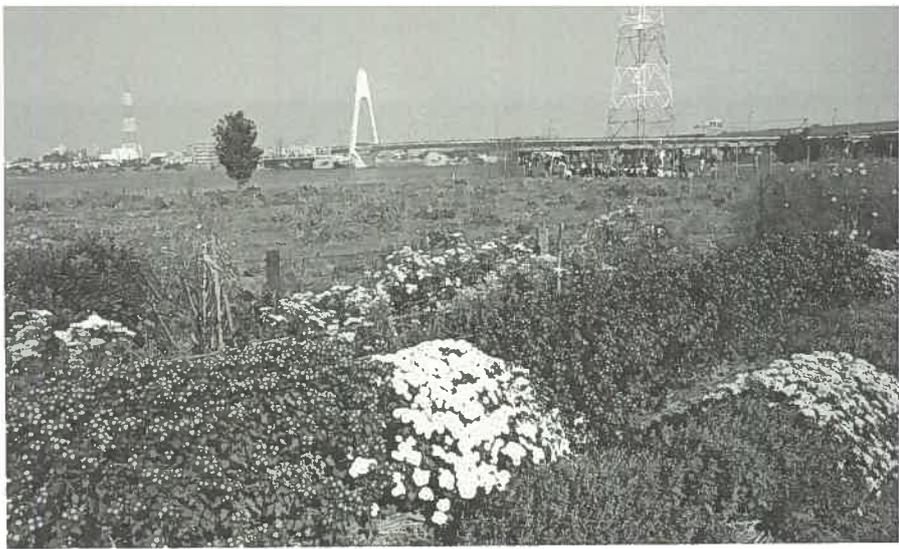
歩をしたくなります。でも、お花が、なくてつまらなくなりました。

冬は、あまり多摩川には行きません。

だから、私は考えました。

川崎の花は、つつじ (アゼリア) とお母さんに聞きました。そうだ、川崎側の多摩川の広い所に、つつじの木をたくさん植えてほしいです。なぜかと言うと、つつじはとっても強いし、うちの庭にもあるけど、少ししか太陽があたらなくて、お父さんと花がさいてます。

切っても、切っても、すぐ育つし、必ず花をさかしてくれれます。



大師のワイルドフラワー

特集1 21世紀の川崎の都市像

(市民提案・小学生部門●優秀賞)

くらししやすいまち

今の川崎は、体に障害がある人やお年よりの目から見たら、少なくとも「くらしやすいまち」ではないと思います。ど

こを歩いても段差や障害物ばかりです。歩道や駅は自転車であめつくされ、路上駐車も全然へりません。この自転車や自

上丸子小学校五年生
羽生田ゆきの

花のみつもあまくておいしいです。だから、いろんな種類のつつじをいっぱい植えて、多摩川がピンク色になるくらい植えてほしいです。冬になったら、いろんな形に切ったりすると、ずーっと楽しいです。つつじは、花を見て、みつをすって、木を切って、三つ楽しませてくれます。

■プロフィール



●たかはし さおり
幸区在住、四大家族。趣味はピアノ、和太鼓。多摩川大橋の所には、お花見する場所がありません。だから、好きなツツジの花畑をつつて欲しいから書きました。

動車は、体に障害がない人にとってもくらしにくいです。そんな車や自転車が、体に障害のある、車イスの人たちやお年よりにとって、いい物であるはずがないと思います。

道のいたるところにある段差も、体に障害がある人やお年よりにとってはすごく不便です。その上、歩道を通っているときに自転車や自動車が道をふさいでいると、車イスの人はわざわざ歩道からおりなくてはいけないうので大変だと思います。私も自転車で駅までいって「電車に乗った方が楽でいい」と思うときもあるけれど、駅や駅のまわりなど他の人も通る場所にはとめないように気をつけています。私が盲導犬のことをテレビや本でみたときに、どこのお店に行ってもいれてもらえなくて困っているところがありました。

今の川崎のお店ほとんどが、盲導犬などの犬が入れないようになっていいます。お店の人がどんなことを考えて盲導犬を入れないのか私にはあまりよくわかりません。確かに犬が苦手なお客さんがいるかもしれないし、私だって好きな方ではないけれど、盲導犬などは体に障害のある人にとつて体の一部みたいなものです。そんな犬たちをいれないのは、あまりいいとはいえないと思います。盲導犬たちは、きちんと訓練された犬だし、他の人の害にはならないと思います。私は、目の見えない人たちのためにもだんだん盲導犬たちがはかれるお店がふえてくることを願っています。

そして、川崎にすんでいる私たちにできる身近なことから、だんだん川崎に体に障害がある人もお年よりも「くらしや

すいまち」になっていってほしいです。そのためにまず一番最初にできることは、たくさんの人たちが通る道に勝手に自転車や自動車を止めないということだとおもいます。きちんと他の人のことを考えて止める場所などに気をつければ、それだけでずいぶんかわつてきて、「くらしやすいまち」に近づくとおもいます。

■プロフィール



●はにうだ ゆきの
中原区在住、四大家族。趣味は読書。目頭思っていたことを書きました。川崎がみんなにともっとやさしいまちになればいいなあと思います。

自治体の環境行政における環境税導入に関する一考察

川崎市における廃棄物行政をケースとして

浅水 和宏・岩上 淳・目黒庸子・鴻巣玲子

はじめに

地方分権改革の中で、従来許可制であった法定外普通税が国との事前協議を伴う同意に改められる一方で、法定外目的税の創設が可能となり、各自治体における課税自主権の行使が社会的に大きな注目を浴びている。こうした議論の中には分権の観点からのみならず、地方財政の危機的状況を改善するものとして期待するものも見られる。

一方、経済のグローバル化は国境を越えた環境問題を顕在化させてきており、炭酸ガスの削減が大きな課題となつてきている。こうした課題に対応すべく、各種の国際的な取り組みが行われていることは周知のところである。しかしながら、国際的な課題に国レベルで取り組んで行くには、当然ながら地域での取り組みが重要となることは明らかであり、自治体の積極的な取り組みが期待されている。

さらに、経済構造の変化とともに、工場場の排出物質が主要な汚染源であった時

代から、一般に利用される自動車なども汚染源として捉えられるようになりつつあり、汚染源の多様化が進んでいるといえよう。不特定多数の者による環境汚染に対応するには、直接規制には限界があると言われていることから、経済的な規制手法による環境保全が注目を浴びているものと思われる。しかしながら、依然として多くの自治体では経済的手法よりも、直接規制が政策手段として用いられており、環境税の議論は環境保全という観点よりも、課税自主権を行使する一環として、税収の増加を目的としたものが少なくない。

こうした状況をふまえ、環境行政における環境税を含めた誘導的手法と規制的手法の活用について、特に川崎市における廃棄物行政の取り組みに焦点を当てて、検討を行うこととする。

一般的に「環境税」とは、地球温暖化対策の一つとしての「炭素税」を指すことが多いが、現在の地方分権の議論の中で、環境税とは、環境を保全する観点にたつて、課税自主権を行使する税制であ

るというイメージも強まりつつある。本来、「税」であれば、様々な課税原則をクリアする必要があるが、課徴金などを含む経済的手法と税制度を明確に区別する必要があると考えられるが、本稿では「環境税」を「環境保全を第一義的な目的とする政策課税または課徴金」という広義に捉えることとする。

なお、本報告書の意見は、かわさき環境税研究会メンバーの私見であり、川崎市の見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

規制的手法と経済的手法の活用 —なぜ今環境税なのか

1 なぜ今環境税なのか

高度経済成長期には、経済性の追求を旗頭として、環境保全がなげろにされてきた。地域環境よりも、各企業の効率性をベースとして、国の経済成長が遂げられてきたといえよう。このような経済的効率性の追求が水俣病や四日市喘息などの公害病を生み出してきた。

経済的手法は、公害病の対応など即効性が要求されるものについて、無力に近かつたといえる。経済学者が「外部不経済」を内部化するれば、それで問題が解決するようにならざるべきとき、人命をも危うくする状況を目の当たりにしている人々にとつて、それは単なる学問でしかなく、現場の対応としては規制行政などが主に用いられてきたのだと思われる。

しかしながら、経済構造の変化とともに、住民をも含む様々な経済主体が環境保全に大きな役割を担うようになってき

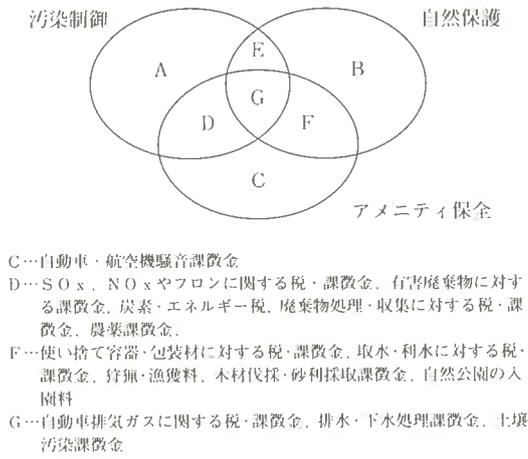
た。高度経済成長期における規制行政は、被害者と加害者の特定が可能であったことから、大きな効果を挙げることができたと考えられるが、多様な経済主体が加害者にもなり得る存在となりつつあることから、エンドオブパイプ的な環境規制での限界を露呈しつつある。例えば、本市でバスケット方式といわれる厳しい規制がSPMの排出に対してなされているように、加害者が特定できるケースでは、依然としてある程度の効果が期待できるのかもしれないが、二酸化炭素の排出量の削減、廃棄物の削減などについては、困難であるといえよう。こうしたことから、規制的手法と経済的手法を相互補完的に活用することで、その効果は大きくなることが期待される。

特に、地方分権の流れの中で、課税自主権が拡大されたことに伴い、多くの自治体が環境税の導入について検討を始めており、その効果について大きな期待が寄せられている(表1参照)。ただ、財政的な見地から環境税の導入を検討しているケースも多くあると考えられる。

表1. 自治体における環境税の検討・導入の状況

名称	内容
三重県	産業廃棄物税 (検討中)
広島県	産業廃棄物排出事業者に対する法定外目的税 (検討中)
東京都	不均一課税による自動車税のグリーン化
横浜市	場外馬券売場に対する課税 (導入予定)
杉並区	レジ袋への課税 (検討中)
港区	たばこ自動販売機税 (検討中)
柏崎市	使用済み核燃料への課税 (検討中)

図1. 環境税の対象分野



この図からは、環境税の多くが、アメニティ保全政策分野に関係していることが分かる。これは環境税が、生活環境を守るといったより高度な次元の要求にこたえるための政策と位置づけられることに起因していると考えられる。したがって、

① 汚染制御政策分野
 ② 自然保護政策分野
 ③ アメニティ保全政策分野

生活環境を守るためのもの。
 これら三つの政策分野は相互に密接な関係を持ち、また互いに連続して重なり合う部分も多いが、それぞれに固有な政策領域としての重要性を持っている。各政策領域のイメージを表すと図1のようになる。

2 環境税の対象範囲と領域
 (1) 環境政策領域
 環境税がカバーすべき政策領域としては、次の三つが考えられる。
 ① 汚染制御政策分野
 汚染物質等の排出に直結するもの。
 ② 自然保護政策分野
 資源保全を図るためのもの。
 ③ アメニティ保全政策分野
 生活環境を守るためのもの。

て、今後の環境政策では、これまでの汚染制御、自然保護といった政策領域とともに、アメニティ保全政策領域も含めた総合的・戦略的な環境保全計画の中で、各種環境税を適切に位置づけ、この三つの政策分野をバランスよくカバーすることが求められる。

(2) 環境税の対象レベル

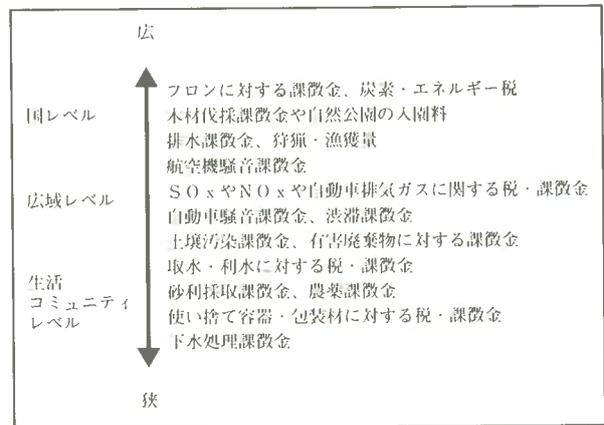
環境政策としての環境税を考える場合、政策領域でのバランスとともに、次の様な政策レベルも考慮に入れて制度設計を行う必要がある。
 ① 国レベル
 環境への負荷が国際的もしくは国内全体にわたるもの。
 ② 広域レベル
 環境への負荷が複数の自治体にまたがるもの。
 ③ 生活コミュニティレベル
 環境への負荷が生活圏にかかるもの。

環境税を、この政策レベルに当てはめて、図示すると、図2のようになる。

こうした政策レベルの相互調整を行い、政策目的に合った環境税を組み合わせることで、総合的・戦略的な環境政策に取り組み必要があることは明らかである。ただし、住民生活と関連性の強い基礎的自治体の場合には、特に、生活コミュニティレベルでの環境税の活用が重要になるといえる。

こうした検討を踏まれば、基礎的自治体である川崎市の環境税としては、アメニティ保全政策領域を重視しつつ、生活コミュニティレベルを対象とした環境

図2. 政策レベルと環境税の内容



税を制度設計していくことが適当であると考えられる。

川崎市の環境を取り巻く状況の変化と環境政策の変遷

1 汚染制御の段階

本市は、京浜工業地帯に位置することから、工場の進出とともに、特定の工場からの汚染物質の排出が問題となってきた。特に、高度経済成長期以降、汚染状況が顕著となり、行政としての積極的な対応が求められるようになってきた。表2は、国・川崎市における汚染制御への主要な取り組みをまとめたものである。
 本市の汚染制御への本格的な取り組みの第一歩として、「公害防止条例(旧条例)」を可決成立させたことは注目される。
 その後、国の「公害対策基本法」の成

表2. 国・川崎市における汚染制御への主要な取り組み

	川崎市	国
昭和35年	住民団体からの「公害防止条例」制定の直接請求	
昭和35年	「公害防止条例(旧条例)」	
昭和42年		「公害対策基本法」
昭和46年	「市民生活最優先」の原則	
昭和47年	「公害防止条例」制定・公布	

表3. 「市民生活最優先」の原則

- ① 市民の生命と健康を守り、生活の安全を保つための施策
- ② 生きがいのある市民生活をつくるための施策
- ③ 新しい都市環境をつくり出すための施策

立を受け、昭和四十六年に「市民生活最優先」の原則を掲げ(表3参照)、特に公害など環境問題を都市施策の最重要課題のひとつであるとして、公害の防止、公害健康被害者の救済等に係る諸施策を次々に展開していった。
 こうした取り組みの中で、諸施策の集大成として、昭和四十七年三月に新たに制定・公布した「公害防止条例」は、公害対策行政の根幹として大きな役割を果たした。特に、同条例が大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連づけたことは、のちに「川崎方式」と呼ばれ、我が国での総量規制の草分けとして、汚染制御対策の推進に先駆的な役割を果たした。
 こうした汚染制御への様々な取り組み

表4. 国・川崎市における自然保護への主要な取組

	川崎市	国
昭和48年10月	12万市民による緑の条例制定の直接請求	
平成6年10月		都市緑地保全法の改正
平成7年10月	「かわさき緑の30プラン」	

表5. みどりの30プランの内容

①緑の量の目標	市域面積の30%に相当する緑の確保
②緑の質の目標	緑の多様性を生かしてアメニティ豊かな空間の確保
③緑の行動の目標	心かよう緑のパートナーシップの構築

こうした状況を踏まえ、本市では、我が国自治体としては初めての「川崎市環境影響評価に関する条例」を昭和五十一年十月に制定した。

本市の環境行政施策は、市域の環境の改善に大きく寄与するとともに、その後、国や自治体の環境行政をリードする役割を果たしてきたが、近年の環境問題の

環境行政の初期段階では、「公害」あるいは「自然破壊」に対する「対症療法的」な対応が中心となっており、被害の防止と救済に重点がおかれてきた。しかしながら、こうした手法では大規模な開発行為に対して良好な環境、つまりアメニティを維持していくことが困難となってきたため、それを未然防止することが国、地方自治体を問わず、求められるようになってきた。

により、産業公害は改善の方向へと向かった。

2 自然保護の段階

表4は、国・川崎市における主要な自然保護への取り組みをまとめたものである。北西部を中心として、宅地化が進み、緑地資源の減少が顕在化するに従って、その保全が大きな問題となってきた。こうした状況下で、自然の保護と回復育成を求める市民の運動が大きな盛り上がりを見せ、ついには十二万市民による「緑の条例」制定直接請求へと発展した。この直接請求は市議会により否決されたものの、こうした流れを受けて昭和四十八年十月には、自然環境行政の中心的役割を担う「川崎市における自然環境の保全及び

回復育成に関する条例」が成立した。

さらに、平成六年十月の都市緑地保全法の改正により、市町村には「緑の基本計画」の制定が義務付けられたことを受け、平成七年十月には、本市の緑の基本計画である「かわさき緑の三〇プラン」が策定された。この計画では、「二〇一〇年までに達成する緑の将来目標として、緑の量や質、行動目標などの三つを掲げている（表5参照）。

現在、こうした条例及び基本計画に基づき、市域に残された緑の保全、失われた緑の回復育成、新たな緑の創出などを行うことで、市域の緑地保全、ひいては自然保護に努めている。

3 アメニティ保全の段階から総合行政の推進へ

表6. 川崎市におけるアメニティ保全・総合政策への取組

昭和51年10月	川崎市環境影響評価に関する条例
平成3年12月	川崎市環境基本条例
平成6年2月	川崎市環境基本計画
平成12年12月	「環境関連3条例」施行

このように、本市における環境行政施策は、汚染制御を中心とした段階から、自然環境の保全、アメニティ保全へとその領域を拡大してきた。そして、社会経

「環境関連3条例」の改正条例が平成十一年十二月に市議会で開催し、平成十二年十二月に施行され、総合的な環境行政の推進に貢献している。

複雑化や多様化により、従来のような個別企業を対象とした規制や指導、縦割りのな法制度・行政体制では、解決が困難となってきた。

こうした状況に対処するために、環境政策の理念・目標を明らかにし、すべての市の施策が環境政策を基底とし、これを最大限に尊重して行うことを規定する「川崎市環境基本条例」を平成三年十二月に、環境政策の理念を実現するための「川崎市環境基本計画」を平成六年二月に、それぞれ策定し、具体的目標の設定や年次報告書制度による市民意見反映手続の整備など定めた（表6参照）。

さらに、環境基本条例の理念を実現し、ダイオキシンの化学物質対策といった新しい環境問題に対処するため、「川崎市公害防止条例」「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」「川崎市環境影響評価に関する条例」のいわゆる「環境関連3条例」の改正条例が平成十一年十二月に市議会で開催し、平成十二年十二月に施行され、総合的な環境行政の推進に貢献している。

1 これまでの廃棄物行政の取り組み

本市の廃棄物処理事業は、事業開始から、自治労が掲げた「早く、きれいに、ただで、ていねい」という方針に沿った形で、市民サービスの向上を目的として、毎日収集、完全直営、全量焼却を基本として、事業が行われてきた。

しかしながら、昭和六十年ごろからごみ量が著しく増加し、処理能力の限界に迫る事態に直面したことから、平成二年六月に「ごみ非常事態」を宣言し、ごみ

この復雑化に伴い、各種施策を有機的に結びつけていくことが必要となってきたため、現在では個別分野の施策の推進とともに、総合行政の推進を目指すようになってきた。

ただし、総合行政の推進と言っても、環境局内部での総合化であり、依然として環境問題は環境局との認識は根強く、縦割りの弊害も残っているといえる。

環境税導入のあり方

—廃棄物行政をケースとして

これまでの検討から基礎的自治体である市町村における環境税は、住民の生活に直接関連したコミュニティ・レベルに着目しつつ、アメニティ保全に対応したものが望ましいといえる。さらに、本市の環境政策の重点が汚染制御から、アメニティの保全へと移行しつつあるといえる。こうしたことから、ここでは、住民の生活に密着し、アメニティ保全とも関係性の深い、廃棄物政策に関する環境税の導入について検討する。

表7. ごみ非常事態宣言以降の廃棄物行政の取組

平成2年6月	「ごみ非常事態」を宣言
7月	資源集団回収実施団体への奨励金制度の新設
9月	生ごみコンポスト化容器助成制度の開始
平成4年3月	資源集団回収業者報償金制度の新設
5月	大規模建築物等廃棄物保管施設及び資源化廃棄物保管施設の設置に関する指導基準の施行
平成5年4月	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の施行
平成7年7月	川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(ポイ捨て禁止条例)の施行
平成8年4月	一部地域で「資源物の日」モデル実施を開始
平成9年2月	「資源物の日」の本格実施(市内30%の地域でスタート)
4月	透明・半透明ごみ袋の使用を推奨
10月	市内全域で「資源物の日」を実施
平成12年10月	ゴミ処理手数料金の改定

こうした取り組みの結果、ごみ量は次第に減少し、平成八年には「ごみ非常事態」を脱したことから、「リサイクル推進都市・かわさき」を目指した取り組みを推進していくこととし、資源循環型社会

の減量化・資源化への推進を呼びかけた。表7は、非常事態宣言以降の取り組みをまとめたものである。

廃棄物量削減に向けた体制作りを目的として、資源循環型社会の構築を目指した「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」の制定(平成四年十二月)や「一般廃棄物処理基本計画」の制定(平成五年)、粗大ごみ手数料の創設を含む廃棄物処理手数料の改定を行った。さらなるごみ量の削減のために、市民に対しては、継続的な普及広報活動の展開や資源集団回収への奨励金の支給、分別収集体制の拡充、事業者に対しては指導体制の強化など積極的な取り組みを行った。

の構築に向け、「資源物の日」の設定や資源物処理施設(南部リサイクルセンター)の竣工などの施策を展開した。

さらに、事業系ごみに関しては、平成十二年十月に排出者の責任を明確化する観点から、政令市及び近隣自治体と比較して最低レベルであった処理手数料を値上げするとともに、一般廃棄物処理業の許可制度を導入し、一定量以上の事業系ごみを排出する事業者は、許可業者との契約により事業系ごみを処理するシステムを確立し現在に至っている。これは、汚染者負担原則に基づく経済的手法の活用による廃棄物総量の削減とともに、市場原理を廃棄物処理に導入するもので、効果的・効果的な行政運営の推進が図れるとして期待されている。

2 現在の廃棄物行政の枠組み

図3は、廃棄物行政の枠組みをまとめたものである。

産業廃棄物については、健康被害に直結する危険な物質が含まれているケースも多いことから、処理業者に対しては、処理計画の策定の義務付けや排出事業場や処理事業場の立ち入り検査など、主に規制的手法を用いた施策が採られている。

また事業系一般廃棄物に関しても、減量計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任等の義務、また立ち入り調査・指導、廃棄物の検査など、規制的手法を用いた施策が中心となっている。誘導的な手法も限定的ではあるものの、スーパー等に対する適正包装の協力要請や、商店街等地域リサイクルを推進するための助成やリサイクルエコショップの認定などが行

図3. 廃棄物処理に係る政策手法

理念・方針	手法
環境基本法 環境基本条例 環境管理計画	①. 規制的手法 立入検査・指導(産・事) 処理計画策定(産) 減量計画書の作成(事) 分別回収(家) ポイ捨て禁止(家) 廃棄物管理責任者の選任(事)
廃棄物処理に対する考え方(市、市民)	②. 協定
	③. 自由
	④. 誘導的手法 事業系ごみの有料化(事) 資源集団回収業者への報償金(家) 資源集団回収団体への奨励金(家) 生ごみコンポストの容器購入助成(家) リサイクル施設の運営(産、産、家) 環境教育の推進(事、産、家) 各種キャンペーン(事、産、家)
	疎遠/対立的
	企業/政府関係
	観密/協動的

注) 産：産業廃棄物、事：事業系一般廃棄物、家：家庭系一般廃棄物

われている。

このように、川崎市における廃棄物行政では対企業・事業者に対しては、ごみ減量・適正処理・リサイクルのすべての面において、①、④の手法が補完的に用いられているといえる。

こうした一方で、家庭系一般廃棄物に関しては、誘導的手法が主に用いられてきた。分別収集は義務付けられてはいるが、守らなかつた場合の罰則規定はなく、不適切な処理を防止する制度は存在しない。また、リサイクル施設の運営や資源集団回収への奨励金・市民による自主的リサイクル活動への支援、空き缶回収機

の設置など、リサイクルに関しては、誘導的手法を主として多くの取り組みがなされている。

表8は、一般廃棄物量の推移をまとめたものである。これからは、事業系についてはやや増加傾向にあるものの、家庭系は減少傾向にあり、全体としては、一般廃棄物量は削減の方向にあることが分かる。

表9は、家庭系ごみのうち、リサイクルを前提として収集される、空き缶、空き瓶、ペットボトル、古紙、雑金属をリサイクルごみとし、リサイクルごみが家庭系一般廃棄物に占める割合の推移をみたものである。

リサイクルについては、従来から、資源収集業者・団体への奨励金や市民の自主的リサイクルへの助成金といった、誘導的手法の一環としての「経済的手法」が用いられてきた。また近年のリサイクルへの関心の高まりから、従来からのリサイクルごみである古紙などに加えて雑金属が平成九年度から、ペットボトルが平成十年度からリサイクルごみとして回収されるようになるなど、リサイクル対

表8. 一般廃棄物量の推移 平成11年度環境局事業概要—廃棄物編—

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
家庭系 (ト)	450,178	439,685	430,001	433,519	430,006	424,960
事業系 (ト)	77,354	81,336	80,033	80,959	85,981	84,846
合計 (ト)	527,532	521,021	510,034	514,478	515,987	509,806

象品目が増えている。
これらの取り組みによりリサイクル率は年々上昇し、平成10年度において、リサイクル率は五・一七%となっている。
こうした分析からは、リサイクルの対象となる廃棄物の拡大とともに焼却される量は減少しているものの、廃棄物総量

9. 家庭ごみにおけるリサイクルのシェア 平成11年度環境局事業概要—廃棄物編—

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
焼却等小計 (ト)	438,724	425,955	415,912	417,857	411,913	403,882
リサイクル小計 (ト)	11,329	13,596	13,955	15,501	17,914	20,865
リサイクル率 (%)	2.58	3.19	3.36	3.71	4.35	5.17

はあまり減少していないことが分かる。行政による資源リサイクルの推進については、大きな評価が与えられるべきであると考えられるが、リサイクルはあくまでも循環 (Recycle) の枠組みができてこそ機能することに注意する必要がある。例えば、金属屑や古紙など、これまでリサイクル市場が稼動していた物質について、行政が再資源化ごみとして大量に収集したものが、突然市場に流れ込んだため、供給が過剰となり、値崩れを起して市場が機能しなくなるという事態が生じたことやペットボトルの需要の増加が予測を大きく上回り、処理能力を超える事態を引き起こしたケースは、リサイクルの限界を露呈したものであるといえよう。
このため、今後の本市における廃棄物行政を考えるにあたっては、規制的手法と誘導的手法を効果的に用いリサイクルを推進させるとともに、リサイクル資源の市場の動向をも視野に入れたりリサイクル計画の策定やリデュースやリユースといった廃棄物の排出量抑制にも総合的に取り組んでいく必要があるといえる。

4 環境税導入のインパクト
他都市におけるごみ有料化の効果
(1) 自治体におけるごみ有料化の効果
表10は、環境庁がまとめた「リサイクル関連施策市区町村調査結果報告書」(一九九三年十二月)のごみ有料化に伴う減量効果・不法投棄についてまとめたものである。
これによれば、ごみ有料化に伴ってごみ量が減ったとする市町村の割合は、約五〇%となっている。さらに、そのうち

表10. ごみの有料化に伴う減量効果・不法投棄について

	減量効果あり 不法投棄増加せず	減量効果あり 不法投棄増加	減量効果なし 不法投棄増加	減量効果なし 不法投棄増加せず	その他
すべて有料化	25.3 (136)	26.4 (142)	9.3 (50)	23.8 (128)	15.1 (18)
一定以上有料化	17.5 (24)	16.8 (24)	10.2 (14)	35.0 (48)	20.4 (28)
合計	23.7 (160)	24.5 (166)	9.5 (64)	26.1 (176)	16.1 (46)

出典：環境庁「リサイクル関連施策市区町村調査結果報告書」

の半数強の市町村では、同時に不法投棄が増加しており、有料化に伴い廃棄物が単に不法投棄へシフトしたにすぎないケースも見受けられる。また、「減量効果がなく不法投棄が増加」と回答しているの市町村が一割程度存在することにも注目されよう。
こうした状況から、有料化による「減量効果はそれほど期待できない」、「有料化は、自家焼却を増大させるだけである」との主張も見られるが、本市のような都市に位置する自治体では、家庭用焼却がによる自家焼却や不法投棄などは困難であるケースが多く、一定の効果は期待できると考えられる。

(2) 北海道伊達市におけるごみ有料化の場
北海道伊達市におけるごみの有料化は、ごみ減量化の典型的な事例であると言われている。同市での有料化は、清掃センターの建設とそれに伴う維持管理費の捻出を目的として行われたものであり、ごみ減量を目的として環境税として導入されたものではなかったものの、一定の成果を上げている。有料化の内容は、指定のごみ袋の利用による従量制で、四〇リットルの袋一枚につき、六〇円を徴収するものである。有料化により、ごみ量は、有料化以前の一九九八年度と比較して、一九八九年度では二四%、一九九〇年度では三七%減少したものの、その後は少しずつ増加する結果となった。
こうしたことから、有料化による減量効果は即効性を有するものの、減量化をさらに促進する働きはなく、減量手段としての効果の持続性はそれほど期待できないといえる。これは、一定額コスト負担は時間に応じてその負担感を減じさせることによるほか、ごみ減量は有料化に伴う住民意識の高揚にも負っているためであると考えられる。こうしたことから、適正な負担水準について、定期的に検討するとともに、ごみ減量への意識啓発を行っていくことが重要であるといえる。
ただし、ごみ収集の有料化が、「ごみ収集はただではない」という認識を消費者に植え付けることで、過剰包装の撤廃や使い捨て製品の抑制へ動きを加速させる側面を有していることは明らかであるといえよう。

望ましいシステムの構築に向けて
川崎における環境行政、特に廃棄物関

題を中心として、研究を行った結果、これまで広範に活用されてきた行政による指導や総量規制などの規制的手法や、啓蒙活動等の広報、環境情報の公開など誘導的な手法が、ある程度の効力をもってきたことは明らかであるといえる。

しかしながら、廃棄物処理のサイクル自体が必ず、最終処分品（焼却後の灰など）をもたらす構造となっており、埋立処分地には限界があること、世界的な動きを踏まえた循環型社会への移行が望まれていることから、さらなる廃棄物処分量の削減が今後必要であるといえよう。特に、発生した廃棄物をリサイクルするのではなく、発生前の段階でリデュースやリサイクルする取り組みが求められてくるといえる。

こうした検討を踏まえると、今後以下の点について積極的に取り組んでいくことが必要である。

①アメニティ保全政策領域を重視しつつ、生活コミュニティレベルを対象とした環境税を構築していくこと

炭素税などの環境税を基礎的自治体である市町村で導入したとしても、地域的な制約から実効性を伴う施策とすることは困難であるといえ、住民生活と関連性の強い市町村場合には、生活コミュニティレベルでの環境税の活用が重要になるといえる。また、環境政策の領域が拡大している中で、特にアメニティ保全政策領域を対象とした環境税を構築していくことが適当であると考えられる。

②ポリシームックスという観点に立ち、

政策ツールのひとつとして環境税の導入を検討していくこと

規制的手法は直接的な効果が期待できるほか、対外的な宣言的な効力はあるものの、導入に多くの時間と費用を要する。こうした一方で、キャンペーンなど従来の誘導的手法では、導入に要する時間や費用は少なく済むが、市民の意識啓発を通じた自発的な行動を期待せざるをえない側面を有しており、その実効性については疑問が残る。こうしたことから、環境税を導入させることで、誘導的手法を充実させ、市民の廃棄物削減へのインセンティブが働くように制度設計していくことで、施策の実効性を高めていくことが必要であると考えられる。

特に、社会全体では、家庭電化製品のリサイクルに関する法律などに見られるように、汚染者負担原則に基づき、廃棄物の処理責任を汚染者や生産者に負担させる動向にあることから、本市においても同調した施策展開を進めることも必要であるといえる。

こうしたことを踏まえれば、平成十二年十月から行われた許可業者の参入に伴う料金改正は、市場原理を廃棄物処理の分野にも取り入れるものとして大きな評価がされるものと考えられ、今後、「早く、きれいに、ただで、ていねい」といった廃棄物行政の方針の中で、「ただで」という部分については、大きな方向転換が求められていくといえよう。

③負担と便益を明らかにするとともに、環境税の導入にともなう財源の用途を明確にしておくこと

啓発活動などの誘導的手法も廃棄物量削減に大きな成果を上げてきたことから、住民の意識の高揚を促すことが政策運営に当たっては必要であると考えられる。特に、汚染者負担原則に基づき、環境税を導入する場合には、負担した財源がいかん活用されているかを明確にしておくことで、住民の理解度も増すと思われる。

このため、例えば、普通ごみの収集を有料化し、その財源を用いて、単にごみ排出量をリサイクルへと移行させるのではなく、リデュースやリユースするようなく、取り組み（再利用可能なビール瓶等への補助金）を推進するというような方法と目的を明確にした政策が有効であるといえる。市民がサービスの有料化を通じてごみ問題への意識を高め、また支払う対価がどのように使われるのかを知ることによって、納得してサービスを受けられるようになれば、市民と行政の関係がより対等なものへと近づくのではないだろうか。環境税という大義名分のもとに、悪化した財政状況の改善を狙う自治体もあることから、規制的手法の導入にあたっては、十分にその目的が議論される必要がある。

ただ、特定財源として用いた場合には、財政の硬直化を招くおそれがあることから、財源の用途の妥当性について、定期的にチェックする機能の導入についても検討する必要があるといえよう。

④環境は、相互に結びつく体系であることから、総合行政の観点に立つて政策を推進していくこと

現在の自治体の環境行政を見ると、排

出規制などの直接規制に重点を置き、環境のコントロールを行っているケースが多く、環境税は近年ようやく検討されるようになってきたにすぎない。これは、地方分権改革がようやく実効性を持ったものとなってきたこととも関連があるが、税務担当部局と環境部局といった縦割り行政の弊害もその一因であると考えられる。実際、経済的手法としてでなく、厳格に「税」という視点で、地方税としての環境税の導入を検討した場合、応益性の原則など課税原則を考慮するなど多くの課題を解決する必要がある。しかしながら、経済的手法としての環境税を環境部局が導入した場合には、多くの徴収コストを要するといった課題も有している。また、環境税の導入が経済に与える影響なども考慮しながら、望ましい負担水準を決定する必要があるといえよう。

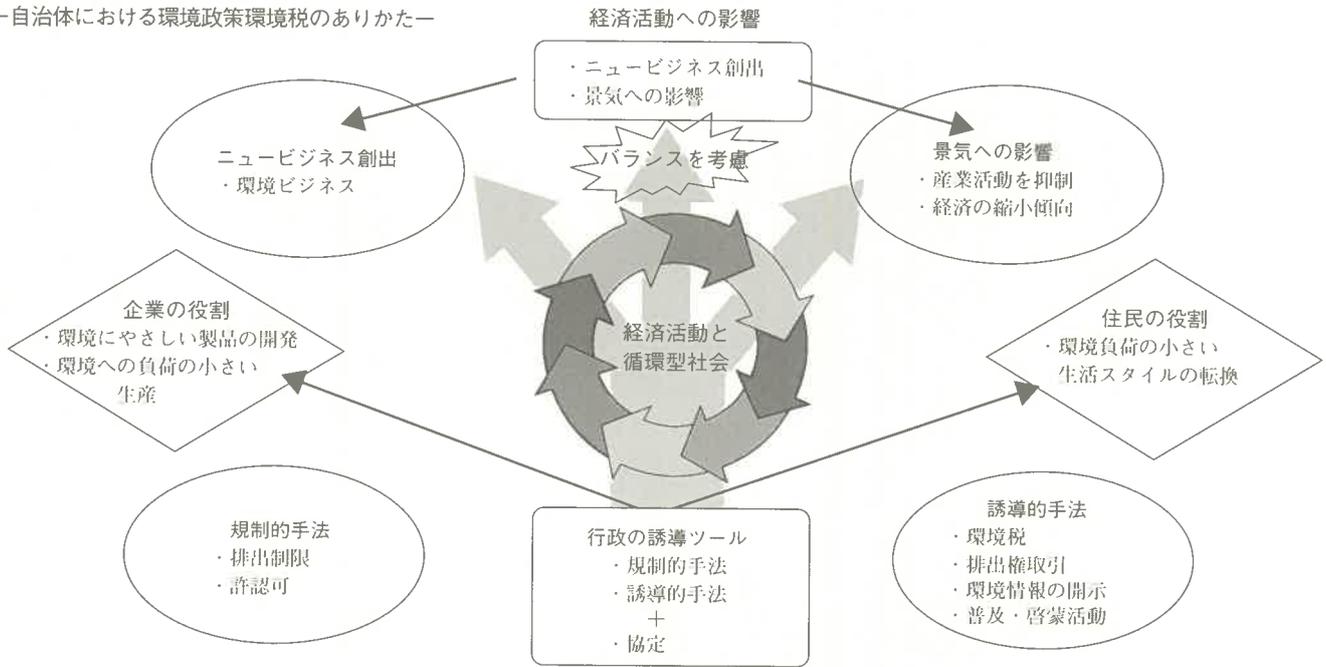
こうしたことから、多様化する環境行政のニーズに対応していくためには、総合行政の推進という立場に立つて、環境税と規制手法を効率的に組み合わせることが求められる。

図4は、こうした政策提言を踏まえ、環境行政における政策ツールの活用について示したものである。今後、環境サイドを中心にして規制的な措置により行っていくのではなく、総合的な観点から経済的手法とのポリシームックスを進めていくことが必要であるといえよう。

おわりに

本稿では、基礎的自治体である市町村という立場から、環境税について、特に

図4. 経済活動と循環型社会
—自治体における環境政策環境税のありかた—



廃棄物行政に焦点を当てて検討を行ってきた。環境に対する認識の変化とともに、環境行政における基礎的自治体の役割も大きくなりつつあり、経済的手法の導入など多様な政策手法の活用的重要性が高まってきていることは明らかである。

ただ、基礎的自治体が環境政策を行っていく場合には、生活環境という視点を踏まえて、地域社会で、地域の視点つまり、市民と行政・専門家が協働して導入していくという視点に立つて理論構築を行っていくことが不可欠であるといえる。これは、廃棄物行政に於いて単に環境税を導入しても、住民の意識の高まりや理解が伴ったものでなければ、その効果は限定的であることから明白であるといえる。

また、現代の複雑な社会システムにお

いては、政策のインパクトが地域社会に限定されず、近隣自治体や国に影響を与えるケースも想定される。このため、政策の効果を検討するに当たっては、広域で検討するとともに、周辺の自治体との連携を視野に入れつつ、政策を運営していくことが求められるといえよう。

さらに、環境税の定義についても、今回は課徴金等も含んだ経済的手法という広義の環境税という形式で検討を行ってきたが、本来であれば、明確に区分して検討を行う必要があるといえよう。今回の研究で残された課題については、かわさき環境税研究会において、さらに検討を行っていくこととしたい。

ただ、地方分権という言葉だけが先行し、その意義や目的、内容が行政職員や地域住民に十分に理解されていない状況下で、環境税の議論や導入が、環境問題に限らず、分権時代における地域の受益や負担を考える契機となることは明らかであるといえ、今後の動向を見守ってきたい。

《参考文献》
 ・植田和弘・岡敏弘・新澤秀則編著（一九九七）『環境政策の経済学』日本評論社
 ・石弘光編『環境税研究会著（一九九三）『環境税』東洋経済新報社
 ・植田和弘監修（一九九四）『地球環境キーワード』有斐閣
 ・細田衛士（一九九七）『グッズとバツズの経済学』東洋経済新報社
 ・川崎市（一九九七）『環境局事業概要—廃棄物編—』
 ・須田晴海、田中充、熊本一編著（一九九二）『環境自治体の創造』学陽書房
 ・EPA BOOK（一九九七）『新環境学がわかる—』
 ・諸富徹（二〇〇〇）『環境税の理論と実際』有斐閣
 ・神奈川県自治総合センター（二〇〇〇）『平成十一年度部局共同研究チーム報告書 環境ビジネスの振興に向けて—』
 ・福島義和（一九九七）『都市空間の構成要素への地理学的アプローチ—』季刊自治体学研究（神奈川県）一九九七、七三号、夏



プロフィール
 ●あさみず かずひろ
 幸区役所保険年金課（後列右）
 ●いわかみ あつし
 環境局環境企画室（後列左）
 ●めぐろ やすこ
 幸区役所諸課（前列左）
 ●こうのす れいこ
 総務局職員研修所・横浜国立大学大学院派遣（前列左）

かわさき環境税研究会は、市若手職員のほか、横浜国大の先生や学生さん、他都市職員など幅広いメンバーにより構成され、月一回程度の研究活動を通じて、川崎市における環境税導入の可能性などを探っています。今回の提言論文では、川崎市の環境行政施策のこれまでの歴史的経緯を踏まえつつ、特に廃棄物行政の取組に焦点を当て、環境税を含めた経済的手法導入の可能性についての検討をおこないました。

市民参加型の自治体システムの創造

実験的な区民憲章の制定をもとに

久保眞人

はじめに

わが国の憲法において、地方自治について、「団体自治」と「住民自治」が保障されている。今回の地方分権一括法の施行により、自治体は国から干渉される場面が減り、団体自治の保障についてはある程度強化されたということができよう。

しかし、住民自治については各自治体が市民参加を制度化する試行過程にあり、まだ十分なものになっていないと言え難い。

今日、地域のことはそこに住む住民が決めていくことが望ましいという考え方が定着しつつある。また、決めたことに対し自分たちで責任を取ること求められつつある。これらは、一般に自己決定権の拡充と自己責任という言葉で表される。そして、自己決定権の究極型の一つに自分たちが住む「まちの憲法」を自分たちでつくるのが考えられよう。一般に、このような「まちの憲法」は、都市憲章と呼ばれる。

このような都市憲章をつくる試みは、これまで川崎市や逗子市などで行われた。しかし、これまでは地方自治法に詳細な

規定があるため、それらと抵触し、理念的なものをつくるに留まると考えられていたといえるであろう。しかし、地方分権一括法が施行され、地方分権の流れにある今日においてはその余地も広がったといえよう。ただ、まだ実際には分権型社会というものを模索している段階であり、どこまで自治体の決まりとしてつくることができるのか疑問も多い。

ここで、川崎市について考えてみると、約一二〇万の人口を抱える政令指定都市であり、他の基礎自治体に比べ人口規模が大きい。そのため、きめ細やかな住民の意思を反映した行政を行うことは、難しいといわざるを得ない。さらに、川崎市は、行政区（七区）があり、市役所（本庁）と各区役所はちょうど国と自治体の関係のように集権的な一面もあり、「内なる分権（川崎市内での分権化）」が必要なる状況にある。このように、かつて、国から権限を拡充するために採られてきた政令指定都市という大都市制度は、今日、行き詰まりをみせているといえる。そこで、住民自治拡充のため、「まちの憲法」として都市憲章をつくるとしても、川崎市においては、内なる分権を進めるため

にも、まず、各行政区における「まちの憲法」すなわち、区民憲章をつくることが望ましいと思われる。そこで、本稿では、まず、都市憲章がなぜ必要と考えるのかについて述べ、川崎市において、大都市制度の行き詰まりを少しでも解消し、市民が自分たちのまちのきまりを少しでも自分たちで決めていくという実感が持てるような区民憲章の可能性について述べたい。

都市憲章の必要性

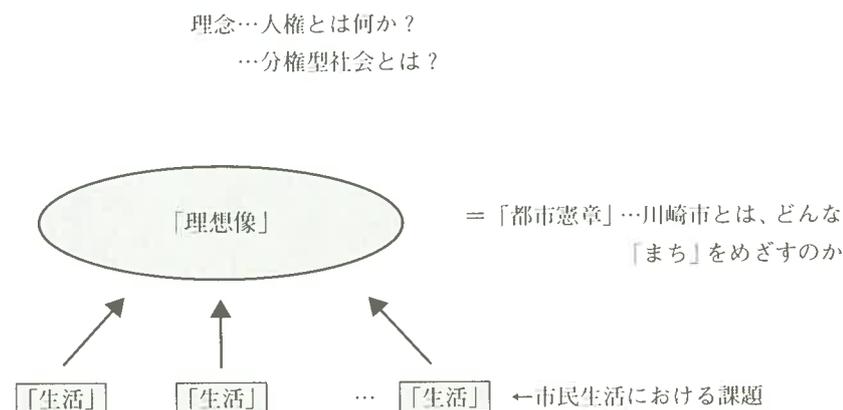
現在の時代の趨勢として、自治体のスタンスは、「自己決定権の拡充」を目指し、市域より狭い地域（中学校区、自治会単位ぐらいを想定）の住民のニーズなり、地域での合意を形成するシステムを地域住民とともに模索し、鎌倉市や神戸市などでは、一定の成果を挙げ、まちづくり条例等の形で表れている。

これらは、住民になるべく地域のことや地域で決めて貰おうという住民の地域合意形成のシステムをつくる試みであるといえる。しかし、住民意思を市政に反映させることが重要であると同時に「地方自治」としてどのような理念をもって運営していくかということも考えることも大切であるといえよう。つまり、行政にしても、議会にしても、市民にしても、その立場は違えども一人の住民であり（職員は必ずしもそうではないが）、ひいては、日本に住む一人の主体若しくは、世界の中で一人の人間であり、生物としてこの世に生を受けた以上、将来の世代に対してより良い環境（政治行政・経

済・文化を含め）を残すことを考える責務を負うといえるであろう。

そのように考えたとき、地域の合意形成システムを考えることも、「地方政府」としての理念を考えることも、地域なり歴史的経緯はあるとしてもたまたま区切られた市町村で将来を見通したその領域での「理想像」が考えられているという点では相違はないように思われる。ただ、「理想像」へのアプローチの仕方が異なるだけのことであろう。つまり、地域の合意形成システムを考えることはその地域ごとの問題から「理想像」を探ること

図1. 都市憲章のイメージ



あり、言い換えれば市民ひとりひとりの「生活」を基点とした問題からの積み重ねで帰納的な考え方であるといえる。一方、都市憲章は、出発点として少し異なる角度から、例えば、人権の歴史的側面や地方分権の世の中の流れ等から考える理念的な視点から「理想像」を探ることであるように思われる。そして、二方向からのアプローチからつくられる「理想像」そのものがまさに都市憲章といえるであろう。もちろん、ここでいう「理想像」は一義的なものではなくその時々々の時代や地域により異なるものであろうし、不変のものを考えることは不可能であろう。ただ、あるときの、ある場所、それなりにたたくさんの人間がひとりひとり自分たちのまちの「理想像」を自分たちの経験則に基づいて考えることに価値があるように思われる。(図1)

なぜ、区民憲章か

1 政令指定都市の意義の変化

ここでは、まず、政令指定都市の特徴を述べる。政令指定都市とは、政令で指定された人口五〇万人以上(運用上は一〇〇万人以上が標準)の市について、事務配分、行政監督、行政組織上に特例が認められる大都市制度である。川崎市は、一九七二年(昭和四十七年)に政令指定都市となっている。指定都市は、地方自治法(法二五二条の一九)に規定された社会福祉、都市計画などに関する十七項目の都道府県の事務を処理することができる。また、東京都二十三区(特別区)のような自治区ではないが、行政区とし

ての区を置くことができる(法二五二条の二〇)。

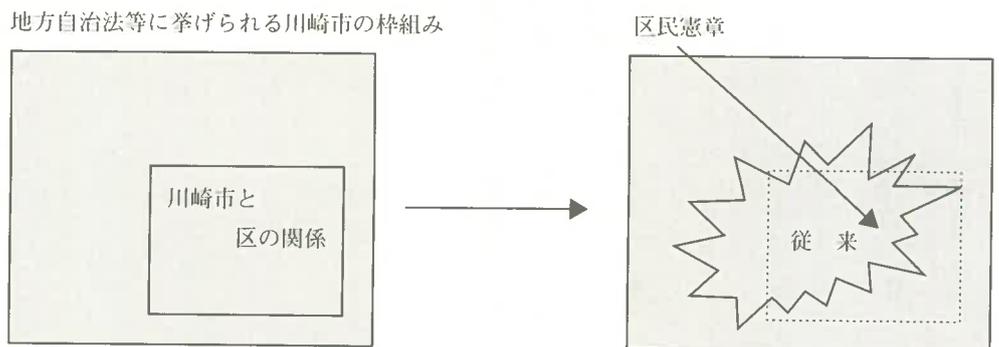
それでは、具体的に指定都市の統治機構を見てみる。議会と市長の二元代表性であることは、一般の市と変わらない。そして、行政区の長は、市長の補助機関(一般の公務員)であること(地自法二五二条の二〇第三項)が大きな特徴であろう。また、議会には、条例で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(地自法一九条、一〇九条の二、一一〇条)及び議会事務局(地自法一三八条第二項)を設置できるのみで、執行機関には、長他に行政委員会(地自法一八〇条の五)を設置するのみである(必置規制あり)。そのため、行政区において例えば議会をつくる等は許されないと考えられている。これらの大都市制度が認められるのは、歴史的には、中央集権的な体制からの脱却を図るための特別市運動の産物であった、特別地方公共団体の一つとしての特別市が実際上実現せず、指定都市制度に取って代わられた所産である。そして、指定都市は、スケール・メリットを盾に固から一定の権限を移譲させ、また、地域の多様な住民のニーズに応えるため行政区を設けることのできる優れた制度であると考えられた。しかし、今日地方分権一括法の施行等分権型社会への移行期を迎え、当時の状況とは異なりスケール・メリットはあるとしても、行政区を設けることが必ずしも住民の多様なニーズに応えることに結びつかなくなりつつあると考えられる。

2 区民憲章をつくる意義

これまで都市憲章の必要性を述べ、政令指定都市という大都市制度の行き詰まりについて述べてきたが、今日の地方自治制度を概観してみると、地方分権一括法の施行や、実態としての分権型社会への移行期にはあるものの、地方自治法を中心とした中央集権的なシステムは、なお残存しているといえよう。言い換えれば、ベースとしては、なお地方自治法という「地方自治のマニュアル」が自治体を規定しているといえる。その枠組みの中では、川崎市は政令指定都市として上述のような特徴をもっている。それは、メリットとして他の基礎自治体より大きな権限をもつと同時に、デメリットとして住民意思を施策に反映することが困難であることが挙げられる。そのデメリットを解消するきっかけとして行政区において区民憲章の制定をめざすことが望ましいと考える。以下では、そのデメリットを少し具体化するとともに、区民憲章をつくることが望ましいと考える理由について二点ほど述べる。(図2)

一つは、これまで、歴史的に都市憲章をつくらうとした川崎市、逗子市においては、市民を含め、制定の機運が高まったのは、その基点として、川崎市においては、公害問題ないし工業化に伴う交通事故の多発、逗子市においては、池子における米軍住宅建設予定により、永久基地になることを恐れたためであった。これらの問題は、生活と密着した話題をもとに都市憲章制定への住民運動も盛り上がりを見せたといえよう。しかし、今日私たちも含め毎日に何となくの閉塞感を感じているものの、広域的に盛り上がる住

図2. 区民憲章のねらい



※区民憲章をつくることにより、川崎市全体としては法に沿いながら(？)、如何に川崎市の中の枠組みを変えられるか。

民運動の課題は見出し難い。これは、多様性の時代になったと言われることにも関係するかもしれないが、自治体の努力によりそれなりに大きな課題を整理しつつあるともいえるであろう。特に、川崎市は人口が全市で約一二〇万人おり、各区においても二〇万人弱の人口を抱え、ひとつの行政区が一つの基礎自治体並の

規模を持っており、全市的な課題が見えずらくなっているといえるであろう。しかし、一方で、住民運動ないし住民の活動は、今日、NPOが多数つくられていくことからわかるように活発化しているといえよう。また、わが国のNPOについてみると、福祉の分野で活動をしているものが多いことから、福祉という生活の一部つまり、身近なことに関心をもち、そこにある問題点が市政ないし行政と関係するときに市民の参加意欲も高まるのではないだろうか。言い換えれば「生活」を基点とした市政への参加は活発化しているといえるであろう。そのような考えると、川崎市全体というのはやや大きすぎ、適正規模はどのくらいかわからないが、川崎市においては行政区ごらの単位で考えた方がその成果も期待できるように思われる。

二点目としては、やや技術的な話になるが、今日、自治体の組織ないし予算の組み方等細部に至るまで地方自治法等に記載されている。しかし、分権型社会を指向するのであれば、地方自治法のようなマニュアルは、前述のように必ずしも必要ではないように思われる。仮に今のシステムより住民が望みうる他の自治体のシステムがあつたとしても現状では地方自治法の枠内でしか決定できない。そのため、仮に川崎市で都市憲章をつくるとし、自治体の権限やシステムまで描こうとすると、自治省を中心とした国の機関との調整は避けられない。このように書くとも国が悪いようにも思われるが、川崎市においても、市役所（本庁）と各行政区役所は、国と自治体のように一面では、

中央がガイドラインを決めてしまい、区役所はそれに従属的になっていくともいえる。

これは、市町村においては地方自治法二条四項に基本構想を議会の議決を経て定め、都市計画は、この基本構想に即して定めなければならないとされていることとも関係する。川崎市でも基本構想が定められ、それを受けて基本計画「2010プラン」が策定されている。そこでは、さらに、基本方向として、①生涯福祉都市づくり、②快適環境都市づくり、③地域自立都市づくり、④創造発信都市づくり、⑤市民自治都市づくりの5つが掲げられている。そして、一つずつの基本方向に更に事業が挙げられ、担当の局ごとに事業が執行されている。これは、川崎市の基本計画であるため、全市的な取り組みが主である。

このように法的に縛りがあるため止むを得ない一面があるが、総合計画が詳細に定められているため、川崎市内のある地域の課題と川崎市の方向性がぶれることは大いにあり得る。そして、必ずしも地域の実情を反映していない面があることから「内なる分権化（川崎市内の分権化）」をめざすことが求められている。そのためにも、区民憲章をつくり、本庁がもつ権限を区役所に移すことが必要であり、現行法の中でも一定の可能性があると考えられる。また、その関係がモデルとなり、自治体と国との関係も変わっていく可能性を秘めているようにも思われる。

どのような区民憲章が考えられるか

1 どのような自治システムを描くか

現在の各区役所と市（本庁）との調整が必ずしも円滑にできておらず、住民意思を反映できていない面があることは前述の通りである。そこで、三つほど区民憲章をつくる際の自治体のシステムを提示する。

一つは、現行制度を尊重すると、二〇〇〇年四月の法改正により、普通地方公共団体は条例で設置数に制限なく常任委員会を設置することが可能となった（地自法一〇九条一項）。そこで、まず各七区の名称をもった常任委員会を設置する。そして、選挙区は、行政区と一致している（公選法一五条六項但書）ことから各区選出議員がその区の常任委員会の委員となり、地域住民の意思を背景に、その地域の代表として市議会に出る。ちょうど、アメリカの上院が各州二名ずつ選ばれ、地域を代表するのと同じようなイメージである。もちろん、市民参加を促すため公聴会等が常設されることも考えられよう。さらに、議員が行政等にロビイング（陳情）をし、議員に対し市民がロビイングすることも認める。ただし、ロビイングについて対象と事柄を公表することによって透明性を確保することが望ましい。それにより、市民は選出した議員が何をしているのか、また、地域のためにどれだけ働いているのかが見やすくなるであろう。ただ、問題点として、「議員はそれぞれ一箇の常任委員となるもの」と規定されており（地自法一〇九条二項）、他の常任委員会を設ける場合に複数の委員になれるのが法解釈の問題として残る。

二つ目は、現行制度に目をつむり政策

的に考えるならば、行政区の長である区長の位置付けを変えることである。行政区の長は、一般の公務員を充てること地方自治法に記載されている。しかし、区のレベルでも政治的イニシアティブが必要であるのであれば、区長の権限を強化することが考えられる。しかし、現行の一般職公務員を充てている現状で権限を強化することは民主性が担保されていないため限界がある。であるならば、区長職については、スポイルズ・システムとし、市長が任命する特別職公務員とすることが考えられよう。ここで、現行制度上市長の助役任命には議会の同意を要するため（地自法一六二条）、区長を助役職とすることも考えられよう。これにより、区長に政治的なリーダーシップが期待できるとともに、市民は身のまわりの生活がどのように変わっていくのかにより、区長を評価することができ、また、その区長を選んだ市長の政策に対する評価も容易になるように思われる。これにより、区長を中心とした住民参加による区政があり、それを市長が市政として調整していくという新しい形の大都市制度として生まれ変わる可能性があろう。

以上の二つについては、現行の川崎市というまとまりを残す色合いが強いが、三つ目は、東京都と特別区（二十三区）のように、基本的には、区に市と同レベルまで権限を移譲し、一定部分だけ川崎市に権限を留保する手法が考えられよう。特別区に対して、東京都は、大都市行政の一体的運営をはかる制度として、都と特別区及び特別区相互間の調整のための助言勧告権（地自法二八一条の七）、

特別区財政調整交付金の調整条例制定権（地自法二八二条一項）、財源調整の権限と義務（地自法二八二条二項）、都区協議会（地自法二八二条の二）の制度等が設けられている。このような制度は、参考となる。

2 何を決め、どのようにするか

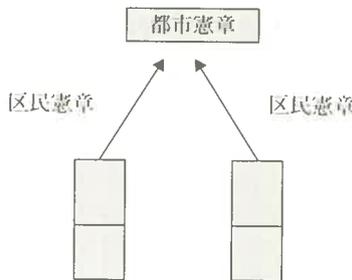
基本的には、住民が自分たちの住むまちの理想像なり、将来像を描いていく過程が大切なのであり、それらが区政を推し進める上で政策軸とならなければならぬ。そこで、行政・議会が考えるべきことは、その民意をいかに反映させられるかについて、個別の問題についていかに住民合意を得、区民憲章で定める政策軸に基づいて施策を展開できるかにあろう。そして、その前段階として、その住民合意を得るためのシステムを複数提示し、住民とともに検討することが必要であろう。また、都市としての理念、つまりどのような「まち」をつくっていくのかについては、住民が考えるべきことであるのは前述の通りであり、幸い川崎市では、各区で「区づくり白書」をつくってきた経緯もあり、それをもとに議論を重ねればよいように思われる。

ロジックを使うことを提案したい。つまり、川崎市の条例であるが、区民憲章をつくるある区のみ適用される条例で、その制定には、その区の住民投票を要するとする。これにより、「まちの憲法」としての位置づけがより明確化するように思われる。

おわりに

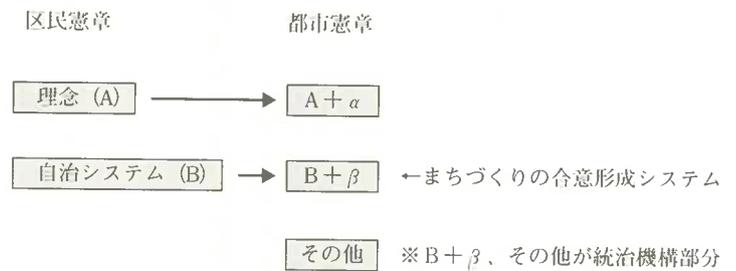
ここでは、話が若干異なるが、市民参加型の自治体システムをつくる上で、行政の内部の改革も必要となると考えるためいくつか指摘をしておく。ひとつは、行政内部は、一般に組織は大きくなればなるほど常に組織を守ろうとするため、自浄作用に欠ける。それは、今までの施策を振り返りフィードバックするという作業を怠っていた一面があったからであるように思われる。その意味では、今までに計画された事業や実際に行われている事業について評価する政策評価の導入が川崎市でも検討されていることは評価すべきことであると思われる。ただ、現状では、そのような評価は、第一的には行政内部の事務ないし事業の点検にとどまるように思われる。そのような評価制度が一般化したときに、今後は、住民参加と代替案の検討、そして事後評価をその機軸とする計画アセスメントの導入を検討するべきであろう。そして、総合計画等にアセスメントをかけることを想定し、その事後評価の手法としてのノウハウとなるよう政策評価への市民参加手続を検討することが望ましいと思われる。二つ目は、要綱の存在である。これま

図4. 区民憲章のその後
—区民憲章から都市憲章へ：共通部分吸収型—



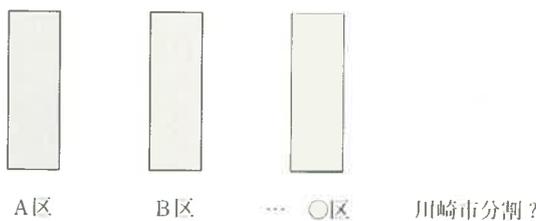
各区が区民憲章を持ち、共通項として川崎市都市憲章がある。

図3. 区民憲章のその後
—区民憲章から都市憲章へ：都市憲章吸収型—



実験的にある区でつくる → 都市憲章ができた時点でその役割を終える

図5. 区民憲章のその後
—区民憲章から分市へ—



各区で区民憲章がつけられる

で、行政は比較的手続が容易であることから内部ルールとして要綱を安易にいろいろな局面で使ってきた。しかし、今後、市民参加型の自治体を指向するのであれば、要綱の透明性の確保を図り、市民が参加のツールとして使いやすいものにならないければならないであろう。そして、これらの問題が解決され、市民参加がより進んでいけば、「まちの憲法」をつくる上でも積極的な議論が展開されるのではないであろうか。

最後に、これまで、自分たちの住むまちのルールは自分たちでつくるべきであるという視点から都市憲章の必要性について述べ、川崎市において実験的に区民憲章をつくることを提案してきた。区民憲章という考え方によっては、各区に区民憲章をつくることで市という枠組みが不要となり、川崎市を区ごとに分市するという議論になるかもしれない(図5)。しかし、依然として政令市としての「川

「川崎市」は、そのスケールによる恩恵を受けている面もあり、また、川崎市に愛着を持っている市民もたくさんいるであろう。そうであるならば、川崎市という枠組みは維持しながら、「内なる分権」を進めることが望ましいと考える。また、「内なる分権」を進める上で、私案のなかで示した区長を政治職にすることが川崎市を一体的に捉えながら、地域の要請に配慮される最良の方法であると考ええる。その理由は、行政区には、議会に関する組織はなく、区役所という行政機関が、区政の展開の中で大きな影響力を持つているため、その長が、一般行政職員でなく、区長の「顔」がわかる区政の展開が期待できるからである。もちろん、同時に区議会等についても検討することは有意義であろう。そして、川崎のある区で区民憲章がつくられ、十分な「内なる分権」が進むとともに、そこから発展して川崎市都市憲章ができることが望ましいと考える。この場合に都市憲章がつけられることにより、区民憲章がその役割を終える可能性（都市憲章吸収型・図3）と、各区に区民憲章がつけられその共通部分が都市憲章となる可能性（共通部分吸収型・図4）がありうる。ただ、川崎市という枠組みを維持するのであれば、実験的に区民憲章がつけられ、それを敷衍して都市憲章がつけられる前者が望ましいと思われ。そうであるとしても地域の住民意思を反映する仕組みを都市憲章の中に持ち合わせることは必要であろう。

そして、川崎市において、区民憲章の制定を目指し、それにより「内なる分権」

が進み、今日、行き詰まりつつある政令指定都市という大都市制度が、その課題を解消することを望む。

さらに、そのような区民憲章がつけられたとき、その発展形として川崎市が一つの基礎自治体として都市憲章を制定し、実質的にも、国と自治体の関係を変え、分権型社会へと移行する原動力となることを望む。

〔注〕参考文献
・遠藤博也「行政法II（各論）」青林書院 一九七七年
・富野一郎他「討論地方分権」東方出版 一九九四年
・阿部浩二「政令指定都市の行政区制度」法学セミナー五二〇号
・「川崎新時代2010プラン」（川崎市）



●くぼ まさと
東京都八王子市在住、二十五歳。川崎区役所福祉課勤務。趣味は喫茶店に佇むこと。

今回の論文は、逗子市の都市憲章にむけた取り組みを知り、自分たちが住むまちのきまりを自分たちでつくっていくという過程に魅せられました。そこで、川崎市でも地方分権という流れの中で区を単位とした「まちの憲法」ができたらと考えました。

特集1 21世紀の川崎の都市像（提言論文・川崎市職員部門●奨励賞）

デジタル時代の「情報公開」における一考察

電子情報公開条例を制定し、市民との新たな関係の確立を目指す

鈴木照夫 すずき てるお

はじめに
時代認識と本稿の目的

介護保険制度の導入に見られるように少子・高齢化社会を支える負担は確実に大きくなっていく。高度成長時代には、全体のパイが持続的に拡大していくという展望のもと、人々は平均の生活を最低限の保証として望んでいた。しかし、今日の成熟化した社会にあって、人々のニーズは、そのライフスタイルや価値観の多様化により掴みにくい時代に入っている。一方、こうしたニーズに対応するサービスを提供する財源である税収は、不況の長期化による企業業績の悪化などにより依然不透明である。まさに、行政にとりて、先の見えない暗闇の山道を手さぐりて歩いているような状態である。

いわれ、一回目は一九五〇年代に朝鮮戦争後のデフレによって発生し、第二回目はオイルショック後の不況の影響で七〇年代に訪れた。このときの財政再建問題は、高度経済成長から低成長へと経済バランスが均衡していくまでの間、行政が財政的な混乱を被ったことが原因であり、その時の改革は行政の財政運営の調整に過ぎず、従来のビルド&ビルド（軍充足）型の行政システムは温存された。現在の危機は、土地神話を前提としたバブル経済の崩壊後、虚構が実体に戻ったことによる経済的混乱が主原因で、その財政破綻から国、地方に渡る行政改革が求められている。

このことは、川崎市も例外ではない。とくに、今後、大変な歳入不足が予測され、国と地方の仕事の割合に応じて、国税と地方税との税財源の配分の見直しを求めていく必要があるが、ともかく市財政の再建は緊急課題である。この地方財政の危機は、戦後三回目と

しかし、闇が深ければ深いほど暁は近く、ピンチの後はチャンスである。現在の財政の危機的状況を契機に行われる行政改革は、情報技術（以下「IT」という）を利用して、行政システムをビルド&ビルド型からスクラップ&ビルド（質整備中心の微調整、施策の取捨選択）型へ転換させることが必要である。そして、何よりもこの危機を、新しい時代に相応しい新たな市民との関係を構築し、今後の公的関与のあり方を含め、真の住

民自治を確立できるチャンス、また地方分権化の流れの上から川崎市にとって自己改革に取り組むチャンスと捉えるべきである。

一九八〇年代半ば以降、英国、ニュージーランドなどの改革先進国を中心に行政実務の現場を通して新公共管理論が形成され、その手段として「市場原理の導入、参加型の行政、規制緩和、人事の柔軟性」(ピッツバーク大学 ガイ・ピーターズ教授) などがある。本稿では、このうちの「参加型の行政」に着目し、既述した行政システム転換の促進と、市民の権利意識の高まりを背景に行政実体の透明性を高めようとする要求に応えるため、ITの進展とともに到来するであろうデジタル時代の情報公開のあり方について考察したい。

社会的環境の変化 ～IT革命の進展

現在、世界的規模でインターネット(以下「ネット」という)の急速な普及とともにIT革命が進行している。日本でも、市民は、ネットから行政活動の知識、ノウハウ、情報をグローバルな視野で入手して、活用できる環境が整備されつつある。市民の意識は、これまでの行政の枠、地域を越え、日本や外国の他都市などへと広がっている。そして、川崎市においても、目覚めた市民は、行政について、これまでの提供された情報だけでなく、ネット上で国内だけでなく世界の先進都市を検索し、川崎市とそれらと比較し、現状を考え、将来のあるべき姿を模

索している。

二〇〇〇年十二月一日、IT革命の主要役として期待されているデジタル放送が開始された。デジタル放送のデータ通信と双方向性は、テレビ上の電子商取引や視聴者参加型放送を可能にする期待されている。さらに、ネットが冷蔵庫や電子レンジまで接続可能となり、こうした情報家電が今後普及して、より高機能かつ低価格になれば、現在の電話などのように生活の一部となり、パソコンに代わって、それらで常時情報を交換する可能性が一層現実味を帯びてくる。

国内の動き

国内においても、世界的な流れに合わせ、規制が緩和され、改革が大きく進もうとしている。そのうち、特に、川崎市の行政に今後大きな影響を与えると予想される次の三点に着目したい。

1 IT革命の推進

バブル経済が崩壊し、その後始末に明け暮れた一九九〇年代、いわゆる「失われた十年」後、ようやく日本は、IT基本法を制定し、IT国家戦略として本格的に「超高速インターネット大国になり、米国を追い抜く」ためIT革命を推進しようとしている。

構想では、市民レベルは「平成十七年度までに、全ての国民が、場所を問わず、超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・確実に行えるネットとコンピュータ環境を創造」(情報

通信技術二十一世紀計画)し、行政レベルは「インターネット等を利用してペーパーレスで手続を完了できる申請・届出等国の行政手続のオンライン化の実現について、平成十五年度までの完全実施及び実施の前倒しを目指」(日本新生のための新発展政策)すとし、最高水準の電子政府の早期達成を計画している。もし計画通りなら、二十一世紀初頭には、ネットは、これまで以上に市民生活にとって必須の存在になると予想される。

2 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開法」)の施行

二〇〇一年四月に情報公開法が施行される。従来、情報公開法は各地に存在していたが、情報公開法は存在していなかった。いよいよ国もIT革命の推進と合わせて、情報公開の動きを加速させている。情報公開法により、行政機関は保有する全ての文書に対して、国民の開示請求に応える義務を負うことになった。

3 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下「地方分権一括法」)の制定

二〇〇〇年四月に地方分権一括法が施行され、分権化の流れが出来上がった。これまで上下関係にあった国と地方自治体が対等・協力関係におかれ、地方自治体がそれぞれの判断と責任において地域の経営を行わなければならないことになった。また、通達行政の廃止により、国の意向にはなく住民の意向に沿った行政運営が可能となった。さらに、条例の制定権が拡大されたことにより、これまで

以上にその制定過程への住民の参加が求められることになった。

このように、短期日の間に地方自治体にとって、その判断と責任で地域経営を行うため、ITを利用して情報公開を積極的にを行い、住民の行政参加を促進する環境が整備されることになった。まさに、「住民自治」の都市間競争時代が到来した。

ITの特質

ここで、ITの特質である公開性、双方向性、同期性について、その社会に与える影響を簡単に述べてみたい。

1 非公開性から公開性へ

代表的な「OS」に、マイクロソフト社の「Windows(ウィンドウズ)」がある。マイクロソフト社は、そのソフト開発のプロセスやソースの全てを秘密にして、莫大な開発資金、開発時間そしてプログラマーを投入し、完成させた。現在の実質的な世界標準である。その対極に位置するのが「LINUX(リナックス)」である。「LINUX」は、フィンランドのライナス・トーヴァルドが学生時代に、PC用にゼロから開発したUNIX互換のパソコン用OSのことで、ネット上にプログラムを公開(オープンソース)したこと、世界中の技術者らが自発的に改良を重ねた結果、動作の安定性などに高い性能を持つと言われている。プログラムが公開で、しかも無料であることから、後発の企業をはじめ大企業も採用し、短期間で「Windows」や「UNIX」に対抗できる基本ソフトの担い手として

注目されるまでに成長した。「LINE」の成功は、デジタル時代のグローバル規模の、時間と空間を超える共同作業を象徴する好例である。

ネットの公開性は、ポータル、グロブализを推進し、既存の区域、枠組みなどを超越する。ここに、ITを利用した「行政と市民の共同作業」の可能性を見る事ができる。

2 一方向性から双方向性へ

これまで、テレビ、新聞などによって、一般市民は一方の情報の受け手であり、それらに対する一般市民の意見発表の方法は、郵便による投書、電話など別の媒体であった。また、従来行政において市民に情報提供する場合、主に「公示送達」という言葉に代表されるように、役所の掲示板への公示、市民広報物の配布、市広報の提供など紙媒体（以下「アナログ媒体」という）を前提とした公開方法を取っていた。しかし、ITの双方向性は、行政からの一方的な発信だけでなく、同じ媒体に市民からの意見を受け入れられるため、「市民参加型の行政」を創造する可能性が期待できる。

3 非同期性から同期性へ

行政情報の請求及び公開を例にとると、アナログ媒体を対象に、人的処理をすることから、郵便の配送事情又は実施機関の窓口時間などの時間的制約を受ける。ところが、電子メール、インターネット・ホームページ（以下「HP」という）などを利用することによって、デジタル媒体により、同時期に行政情報の請求・

提供・公開が可能となる。

4 ITによる行政改革の可能性

以上のことから、行政は、ITの特質を利用して、市民と「One to One」の関係を構築することが出来る。また、同時にアナログ媒体の削減を行い、デジタル媒体をデータベース化することで、既存の事業過程の変革（ビジネスプロセスリエンジニアリング（以下「BPR」という）を行い、行政の効率化、スリム化が可能になる。

5 情報格差（デジタル・デバイド）な

必要に
ドITの負の部分に対する対応策の

しかし、ITの発達によって全ての市民がその恩恵に浴せるものではない。ITの発達によって生じる格差、すなわちネットが日常生活で不可欠になると、パソコンでネットが出来るかどうかで所得格差が生まれ、低所得層、高齢者層などが情報弱者となりやすい。こうした、情報格差に対する対応策は、情報リテラシーの向上とあわせ講じなければならぬ。また、ハッカー、スパム・メール、ウイルス、匿名性の悪用などは、ITの負の部分であり、データの暗号化、ファイアウォールの設置、デジタル署名、電子認証など今後の対応策が必要である事は言うまでも無い。

ITと情報公開における 先進他都市の状況

「官官接待」問題に端を発して、交際

費、旅費、食糧費など（以下「交際費等」という）をはじめとする行政情報の公開を求める全国的な動きに呼応し、多くの地方自治体は、国に先立ち「情報公開条例」を制定している。

しかし、交際費等をHP上で不特定多数に公開している地方自治体は少ない。そこで、平成十二年十二月十九日現在の、主な先進他都市における交際費等のHP上の公開状況及びITに関する特記すべき内容を次に挙げたい。

◇三重県は、副知事、出納長分を含め「知事交際費の予算及び支出状況」に、「件数と金額の合計」を公開している。また、ネットによる公文書の開示請求が可能である。但し、開示・非開示等の決定通知書は、郵便により送付する。なお、公文書の開示は、公文書を保管の窓口での閲覧（写しの交付）、または郵送による写しの交付を行っている。

◇高知県は、各部署ごとに「高知県の食糧費執行状況」として公開している。「食糧費の開示基準」を定め、非開示事項を除き、県が行うイベントや会議、懇談会などに出席者の所属、氏名などを原則として開示している。

◇三重県四日市市は、「市長交際費執行状況」として、激励金、慶弔などの「区分」「支払日」、具体的な人名と供花、協賛金などの「相手先・内容等」、「支払額」、「支払先」が「個別」に公開されている。

◇千葉県市川市は、「市川市長の交際費一覧」として、「支払月日」、「行事等内容」、「金額」、「支払先」が「個別」に公開されている。なお、市川市では、予め登録された個人や団体に発行されたID番号と

パスワードを使用して、ネット、公共施設及びコンビニエンスストアに設置されている情報端末で、施設の予約申請などの情報サービスが利用できる。

◇岐阜県御嵩町は、交際費等の公表はないが、地域問題（産業廃棄物処理施設建設問題（以下「産廃問題」という））における町の見解と岐阜県への質問、意見書を全文公表している。詳細は、後述する。

川崎市における行政情報化の方向性

1 行政情報化の流れ

行政情報化の段階は、次のように分類できる。（土屋大洋氏の論文「米国における電子情報自由法の成立と利用—情報技術による市民のエンパワーメント—」を参考）

第一段階は、行政内部の情報の共有化（コンピュータの導入、情報・記録のデジタル媒体での保存・蓄積、ネットワーク化に伴う情報の共有化）である。第二段階は、行政外部との情報の共有化（電子メールによる意見の送付、電子ファイル添付による各種書類の提出、税の電子申告、電子入札、ネットによる情報の提供・広報活動、各種報告書・資料のCD-ROM化など）及び情報の提供の段階である。第三段階は、情報の提供だけでなく、情報の公開を含めデジタル媒体で行う段階である。

この段階での情報公開制度は、国民の知る権利に基づき、国民が行政機関に情報の公開を求め、これに応じることを行政機関の義務とする制度で、行政の自主的な情報提供・広報活動とは一線を画す

るものである。

ITが普及する以前は、情報公開はアナログ媒体の文書であったが、第一段階、第二段階を経て、第三段階ではデジタル媒体の情報・記録も情報公開の対象とし、かつ、デジタル媒体及び手段での公開を認めることになる。

この分類でいえば、川崎市は、現在第一段階、第二段階として、行政内部の情報共有化と情報の提供を目指している。既述したように国のITと分権化の動きは、川崎市にとって、更なる行政の情報化及び情報公開の推進、すなわち第三段階に入るための環境は整備されたのである。

川崎市の情報公開の方向性はどうかあるべきか。次の国内外における二つの事例は、川崎市の進むべき方向性を与えてくれる。

2 米国の「電子情報自由法改正（以下「EFOIA」という）（一九九六年）

米国では、第二次世界大戦後、政府の秘密主義に対する不満がジャーナリストの間で高まり、「知る権利」から政府情報の公開が民主主義において不可欠との考えが定着し、一九六七年に「情報自由法（以下「FOIA」という）」が施行された。FOIAの最も大きな特徴は、一定の情報について市民からの請求を受けるまでもなく政府が進んで公開することを義務付ける「自動的公開原則」にある。つまり、国防・外交情報などを除き、「原則公開、例外非公開」であり、記録を非公開にする場合もその理由を行政機関が証明しない限り非公開にならず、非公開の証明責任は行政側にあるとする。一九九一年以降、ネットを始めとする情報メ

ディアの普及により、FOIAの対象にデジタル媒体を含む立法化の動きが顕著となり、一九九六年EFOIAが成立し、ネットを使って情報公開を行うことを宣言した。

様々な課題は山積しているが、一度公開した情報をHPで自動的に公開する制度と行政情報の所在を調べるための「インデックス」の存在によって行政情報を積極的に「公開」するシステムを確立したことで評価は高い。

3 岐阜県御嵩町のHP「産廃問題」

御嵩町は、人口二〇、二三四人の岐阜県と愛知県の県境の小さな町である。この町が産廃問題をめぐり、現役の町長が暴漢に襲われたことで、全国的に有名になった。その後、御嵩町は、住民投票条例を制定し、平成九年六月二十二日住民投票を実施する。結果は、賛成二、四四二票、反対一〇、三七三票で、投票資格者数一四、八八三人のうち投票者数一三、〇二三人（投票率八七・五％）であった。

産廃問題は、その経過が、逐一詳細にHP上に公開された。町民にとっては、リアルタイムに産廃問題の経過が明らかにされたことで、関心が高まり、地域問題は自分たちで解決するという自治意識が醸成され、高投票率に結び付いた。ただし、住民投票の結果で、この問題が解決したわけではなく、今後その動向を注意する必要性がある。

これまで、行政は、葬祭場、産業廃棄物処理施設など、いわゆる不快施設への反対運動に対し、大多数の住民のために「公共の福祉」、「統一性」、「法令適合性」

などを確保しようとし、そのために少数の地域住民の意思にそぐわなくなるというジレンマで常に悩んできた。こうした中で、地域問題における情報公開を積極的に推進した御嵩町の産廃問題のHPは、御嵩町の、町民を代弁した率直な意見と質問に対する岐阜県の回答を全文公開して、町民と御嵩町そして岐阜県との新たな信頼関係を築くとともに、問題解決の方法をとともに考える契機を得たことで、これまでの行政のあり方に一石を投じるものである。

また、御嵩町の対応は、川崎市との都市規模の相違などから、川崎市が同様な対応をすべきかどうかを早計に判断は下せないが、こうした困難な問題に対して、行政にとって恣意的な情報ではなく、出来るだけ多くの情報を公開し、市民とともに考え結論を出す、という市民協働の姿勢が貫かれ、新たな合意形成の手段になる可能性がある。

4 市民意識の変化とこれからの行政のあり方

市民は、所得と余暇の拡大とともに各種NPOやボランティア活動に見られるように、自らが行政に参加し、社会へ貢献することが自己実現の欲求を満たす方向へ社会意識が変化している。また、行政に対する意識の変化から公共サービスを受けるために税金を納めていて、税金が正しく使用されているか、本当に必要な事業なのか、効率よくサービスが提供されているかをチェックする権利意識が高まっている。

こうした中、従来、市民にとって行政

を判断する情報の不足や、行政内容の判断方法が不明なため、行政と市民の関係は、「一方的な要求型の対立的な関係」でありがちであった。これからの行政は、進んで情報を提供し、判断方法を明らかにするとともに、市民と情報を共有して、市民から代替案の提出を求めるという「双方向で提案型の協働的な関係」を確立し、行政と市民の新しい関係を築かなければならない。具体的には、行政評価制度、パブリックコメント制及び市民立法機構などの導入も視野に置くべきである。

EFOIAに習って行政情報を自動的に全て明らかにするシステムを作ることには、行政にとって、国の指示や行政の円滑な遂行を妨げる、開示請求の処理に追われ通常業務が停滞し行政に混乱が生じる、負の情報を開示することで市民との信頼関係を損ねる、事務事業を行う職員が萎縮してしまうなどの懸念がある。しかし、情報公開先進国の米国で、EFOIAによって行政が混乱し、ダメージを受けたという話は聞かない。むしろ、負の情報を含めて全て公開するという度量の大きさと、謝罪を含む誠実な説明責任を果たすことで、行政と国民との信頼関係を構築している。クリントン大統領（当時）はEFOIA署名の際高らかにこう宣言した。「我々の国は、開放（openness）と説明責任（accountability）の民主的な原理に基づいて建国され、三十年間、FOIAはこれらの原理を支え続けて来た。今日、EFOIAは、米国民政府と米国民との間の重要なリンクを改善するものである」と。また、富士通総研の榎並利博氏は、その著「自治体の

「IT革命」の中で、次のように語っている。「行政と市民の信頼関係を構築する手段として必要なのはまず情報の公開であり、行政の透明化をはかり、行政としてのアカウンタビリティを果たさなければならぬ。市民は行政の完璧さを求めているわけではない。行政の誠実さを求めているわけではない。行政の誠実さを攻撃するような人は一部であり、情報公開を行って誠実さを市民に示していけば、必ず市民の支持を得ることができる。それを恐れ、殻に閉じこもってひたすら防御の姿勢をとることこそ、市民の不信感を募らせる原因である」と。

以上のことから、今更言うまでも無いことだが、行政にとって「完璧さ」は大切なことである。しかし、それよりも大切なことは、「不完全さに対する正直で誠実な対応」であると考える。

5 「川崎市情報公開条例」(昭和五十九年三月三十日条例第三号)(以下「川崎市情報公開条例」)の改正すべき点

川崎市の情報公開制度は、「知る権利の最大限の尊重、個人情報保護の最大限の保護、何人にも利用しやすく公正であること、原則公開、例外非公開」を基本原則としている。

しかし、現在、川崎市情報公開条例では、公文書を、「職務上作成し、又は取得した文書及び図画(磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。)(川崎市情報公開条例第二条)と定義し、公開の方法は、「公文書の閲覧及び写しの交付」(同第六条)であり、実施機関は、

「公文書目録などを川崎市公文書館に備え置き」(同第八条及び同施行規則第三条二項より)、請求の方法は、「請求書の提出」(同第九条より)としている。

このように、アナログ媒体を基本に、ITの進歩による情報のデジタル化を想定していない。しかし、既述したように、米国では、EFOIAによって、デジタル時代の情報公開を推進している。さらに、今後日本で施行される情報公開法では、行政機関は保有する全ての文書(図表、電子的記録を含む)に対して、国民の開示請求に応えようとしている。つまり、情報公開法第二条では行政文書を次のように定義している。すなわち、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いているものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と。文書、図画に加え、「電磁的記録」を含めて、公開の対象とし、デジタル時代の到来に備えようとしているのである。

川崎市情報公開条例の改正の方向性

川崎市は、情報公開制度の基本原則をより一層充実させるため次の点が必要である。

まず、従来のアナログ媒体だけでなく、デジタル媒体で管理されている情報、さらに情報に対する説明責任のために、職員が作成したメモ類を含め、出来るだけ多くの行政文書をデジタル化し、行政情

報として情報公開の対象とする。

また、請求や公開の方法を、従来の方法に加えて電子メールやネットを利用することを認める。さらに、請求人に対し、請求された公文書のみを閲覧又は写しを交付するという従来の消極的な情報公開ではなく、公開された情報は、何人にも積極的に全面公開する。

加えて、川崎市の各実施機関(以下「各実施機関」という)に対し、ITによる情報公開に伴うBPRを志向させる。行政情報化によって、組織がフラット化し、意思疎通の促進と、より迅速な意思決定が推進されるが、公開を前提とする行政情報のデジタル化のプロセスを通して、既存の行政システムをBPRすることを志向させることである。ちなみに、三重県や京都市では、事務事業評価をHP上で公開しているが、それぞれ将来的には事務事業の評価結果が組織や予算などへ連動させる方向性を打ち出している。そこで、川崎市情報公開条例を、以下の方向性で「川崎市電子情報条例(以下「電子情報条例」という)」として改正することを提言したい。

1 電子情報公開の方向性

(1) 「自動公開」の原則

自動公開の原則によって、川崎市情報公開条例における非開示項目を除き、各実施機関の情報は原則公開、例外非公開とする。非公開の場合は、各実施機関に説明責任を課する。なお、川崎市情報公開条例の下で公開された公文書は、(再度の)正式な請求を待たずして公開する義務を負う。

(2) 「行政情報」の拡大

電子的形式を含む、各実施機関の記録となるあらゆる情報を電子情報公開条例の請求の対象とする。既に公開されたものはリストがデジタル媒体で作成される。

なお、各実施機関は、積極的に市民の意見を取り入れるため、政策の立案や政策の変更時にその内容がHP上に掲載されるだけでなく、掲載内容に対して挙げられた市民からのコメントを、全て正式な行政文書として取り扱う必要がある。こうして、HPを利用して、より多くの市民の意見を取り入れながら政策を決定することで、「開かれた市役所」の実現に努める。

(3) 「公開情報デジタル化」の義務

施行以降に作成され、電子情報公開の下で公開することになった行政情報は、各実施機関はデジタル化の義務を負う。なお、アナログ媒体は、PDF形式で公開する。一度開示された行政情報は原則的にHP上に掲載することを定め、市民の自由な情報の取得を促す。

(4) 「行政文書デジタル化」の志向

文書管理の規程を改め、施行以降に作成される文書について、アナログ媒体の保管から、相当の期間を設けて、デジタル化し、保管することを志向し実現に努める。法令により保管義務のあるものを除き、アナログ媒体は、PDF形式などのデジタル化を行った後は破棄し、文書管理用の保管スペースを縮小し、固定費削減に努める。

(5) 「積極公開」の原則

各実施機関は、保管、管理及び検索の容易化を図るため、既に公開された文書

のインデックスを作成し、市民から検索されることを前提にオンラインで利用できるようにする。また、各実施機関は、未公開のデジタル媒体の行政情報についても、相当の猶予期間を設けて、検索の手段を講じる。請求は、従来の方法のほか常時電子メールで受け付け、行政情報の公開・非公開を決定し、公開・非公開等の決定通知は、郵便又は電子メールで行う。公開の場合は、窓口での閲覧、郵便又は電子メールなどのほか、請求者の望むフォーマットで行政情報は提供する。

なお、その際、各実施機関は、非開示項目について記録の一部の削除が可能だが、その場合は削除された箇所と量を示す義務を負う。

2 電子公開条例において想定される効果

(1) 行政組織の意識改革

「行政改革の最大の課題は、「小さな市役所」の実現であり、具体的な手法として、行政評価、民間委託化、独立行政法人化（エージェンシー）、アウトソーシング、PFIなどがあるが、根本的課題は行政組織の意識改革である。一般的に市民不在の検証なき前例踏襲主義、ことなかれ主義及び狭い範囲での横並び意識などは、組織停滞をもたらす。こうした意識を改革しなければならぬ。

電子公開条例の制定は、従来、前例や国、県及び横並びで他都市を意識して行っていた施策・事務事業を、市民への公開及び市民への説明責任を前提に緊張感ある施策・事務事業へ変化させる。各実施機関にとって都合のよい、加工された情報提供だけでなく、その結果にいたるプ

ロセス及び国、県との折衝、行政にとって都合の悪い内部情報を含め公開することで、行政にとって市民との協働意識の醸成が期待される。

(2) 市民の意識改革

各実施機関が請求のあった行政情報を開示し、それに対する市民の声を吸い上げ、政策に市民の声を反映させることで、市民は公開された行政情報に対する問題提起の責任を持ち、行政への参加意識が促される。このように、市民と行政が行政情報を共有できて初めて、市民は行政と対等になり、お上意識が払拭され、自治意識が醸成されて、市民同士まで議論が広がるのが期待できる。

(3) 市民参加型の政策立案の実現

このように、「公開と説明責任」を基本とする情報公開制度は、行政組織の意識を変革すると同時に市民の意識も変革し、ひいては市民参加型の政策立案の実現が可能となる。

(4) 電子公開条例の課題

ただし、電子公開条例によって、全てが満足するわけではなく、今後も恒常的に研究し、挑戦しなければならぬ課題がある。

第一に、著作権の問題である。第二に、今後の技術変化への対応が困難であること。第三に、政策決定プロセスにおいて、メモや電子メールなどがどのように扱われているのか包括的な概観が不十分であること。第四に、デジタル媒体で保存されている記録が公開される場合、削除の明示が困難なこと。そして、第五に、開示するメモ類の範囲を限定することが困難なことなどである。

結論／電子公開条例はセーフティネット

一般的に、不祥事など行政にとって不完全なことが起きるたびに言われる言葉に、「行政に対する信頼を損ね」がある。しかし、この言葉には、「行政は完璧であり、ゆえに信頼されている」という暗黙の前提がある。したがって、完璧たるために行政にとって都合の良い情報だけを提供してきた。しかし、「信頼」とは、防御だけで得られるものではなく、常に挑戦し、勝ち取り続けるものである。こうした常に改革し続けるという姿勢を忘れたとき、停滞と腐敗が始まり、「信頼を損ね」るようになる。

そこで、その改革の一步として、川崎市が電子利用の技術面で進んでいるだけでなく、ITを民主主義の基本システムに生かした真の情報先進都市としての地位を確保し、閉塞した現在の財政を立て直し、市民協働の都市にするためには、ただ単に電子的な情報を含めて提供するだけでなく、より積極的に情報を公開する「電子市役所」に対応した電子公開条例を早急に制定しなければならない。これは、住民自治のセーフティネットであり、行政組織活性化のためのシステムである。そして、何よりもこれまで「川崎方式」として、常に先人達が全国に誇る様々な先駆的施策を展開してきた我が川崎市には、それを可能にする進取の気象に富む土壌があるのである。

〔参考文献〕

- ・榎並利博「自治体のIT革命」東洋経済新報社 二〇〇〇年
- ・末吉興一「実践都市経営」PHP研究所 二〇〇〇年
- ・島田晴夫「行政評価」東洋経済新報社 一九九九年
- ・三重県地方自治研究会「事務事業評価」の検証―三重県の行政改革を問う―自治体研究社 一九九九年
- ・牧野昇他「牧野昇のアウトソーシング経営革命」経済界 一九九八年
- ・井熊均「PFI公共投資の手法」日刊工業新聞社 一九九八年
- ・大石裕一「地域情報化」世界思想社 一九九五年
- ・秋山幹男他「情報公開」学陽書房 一九八七年
- ・M・ハマール&J・チャンビー「リエンジニアリング革命」日本経済新聞社 一九九三年
- ・D・モリス&J・ブランドン「実践リエンジニアリング」日本能率協会マネジメントセンター 一九九四年
- ・D・オズボーン&T・ゲーブラー「行政革命」日本能率協会マネジメントセンター 二〇〇〇年
- ・初村尤而「図説 地方財政危機の読みかた」自治体研究社 一九九九年
- *その他、各種ホームページを参照。

■プロフィール



●すずき てるお

川崎市在住、四十四歳。財政局勤務。妻と二人の子どもの四大家族。趣味は街歩き・ネットサーフィン・読書。

今回の論文は二十世紀の最後を締め括り、二十一世紀に自分を「変える」ために参加。四十年以上居住し、職員として二十年以上勤務している川崎に対する思いは深く、IT時代の情報公開と住民参加の方向性を示す提言を通し、何らかの貢献をしたいと思った。今後、困難な状況が予想されるが、常に「川崎方式」として先駆的な政策を展開する我が川崎には、衆知を受け入れる「ひろさ」と、進取の気象に富む「やわたかき」と、マイナスをプラスに転じる「したたかさ」があると確信している。

市民活動支援は自治体をどう変えるか

市民活動支援指針の策定を通じて

情報公開クリアリングハウス理事

奥津茂樹

四月上旬の日曜日、私の住む宮前区宮崎台で「さくら祭り」が行われた。「さくら坂」の愛称をもつ駅前の桜並木を歩行者天国にして、さらに付近の宮崎第一公園も会場として、ステージ、ギャラリート、フリーマーケット、模擬店などにぎわった。地元タウン誌によれば、小さな駅前に五万人もの人があつたという。

イベント好きの私は、この「さくら祭り」の実行委員会に昨年から参加している。私の担当はステージで、出演者との調整、プログラムの企画運営を行った。この地域に住む民放のアナウンサーが、ずっとボランティアでステージの司会をしてきた。ところが、今年は番組出演の関係で午後の都合がつかなくなつたため、急ぎよ私がその代役をつとめることになった。

垣間見える協働の姿

この文章のテーマは市民活動支援なのに、なぜ「さくら祭り」のこを取り上げたのかというと、そこにはこれからの市民と行政との関係が垣間見えるからである（ちなみに、

ここでいう市民とは住民・個人だけでなく、商店や企業などの法人も含んだ概念であり、以下も同様である）。

同様の祭りは各地にあると思うが、「さくら祭り」は市民主導で企画運営されている。数年前に、駅前の桜並木を愛する人たちが、ここでお祭りをやってみたいと考えたことがこの始まりである。行政が特定の政策目的を掲げて企画立案し、市民を動員するような類のイベントではない。

もちろん市民は企画をするだけでなく、その運営にも責任をもち主体的に担っている。決して誰かに「お任せ」にしてしまうのではなく、時間や労力として資金までも自らが調達する。市民が主体になることで、地域で暮らし、働く人たちのリソース（資源）が提供されるようになる。リソースとは情報、場所、人材などだが、お祭りをみるだけでなくつくる側に加わることで、私自身もそれらの豊かさを実感できた。

「さくら祭り」には市民のリソースだけでなく、行政のリソースも積極的に提供された点を忘れてはなるまい。行政からは、市民が活動する舞台となる公園や施設などの場所が

提供された。また、企画への参加も得ることができ、催しはより多彩なものになった。業務として参加した職員もいただろうが、なかには仕事抜きに一市民として参加してくれた人もいたようである。

市民が主導して企画運営するイベントを、市民と行政の双方がリソースを提供しあつて成功させていく。そこに、これからの時代における市民と行政との関係（協働）をみた気がした。

もちろん、「さくら祭り」のようなイベントと公的な政策とは異なる点もたくさんある。また、自治体が担うべきすべての政策が、いま述べたような意味での協働（パートナーシップ）だけで成し遂げられるものではない。「木をみて森をいう」ことは避けなければならぬが、もっとこうした協働の可能性を探るとともに、その領域を拡充していくために必要な環境整備を進める必要がある。

「提言」の概要

今年三月、川崎市市民活動支援指針策定委員会（以下、「策定委員会」）が、「川崎市

都市は生き物であり、都市の課題は時代の風によって大きく異なります。新たな時代を組みあげる上で求められるべき「市民活動」そして「支援」のあり方は何か。市民活動支援指針づくりを通じ論点の整理を行ないました。また、環境自治体の実現のためにも求められているものは何か、新しい社会展望を含め論を展開しています。これ以外にも、「健康」、「産業創造」、「臨海部再編」、「電子政府」など、都市の課題とその可能性を論じています。

民活動支援指針策定に向けて「市民との協働のまちづくりのために」（以下、「提言」）を川崎市長に提出した。私も策定委員会の委員の一人であり、この提言づくりに関わった。私自身の理解によれば、いま述べた協働の拡充に必要な環境整備の基本骨格がこの提言には示されている。内容の詳細は提言を一読していただくこととして、ここではその趣旨と概要だけを簡単に紹介したい。

はじめに「支援」という用語の問題である。一般に市民活動支援という言葉からイメージするのは、行政が市民を支援するという一方的な関係である。そうした誤解・誤用を避けるために、提言は「基本的な考え方」の中で「市民社会の中で市民同士が『相互支援』していくことを原則」とし、「それを促進し、応援していくことを原案」として「支援」を位置づけている。ここでいう市民同士の「相互支援」を促進、応援していくために、「人材、資金、活動の場、情報」などが「市民社会の中で提供されていく仕組みを構築する」ことが、支援の基本である。提言はこれらの仕組みを具体的に示すとともに、その際の市民参加やチェックを確保するための組織として、中間支援組織や第三者的な評価委員会のあり方についても言及している。

「人材、資金、活動の場、情報」などを提供する仕組みについて、ある程度踏み込んだ内容と表現にしたのも提言の特色である。たとえば、資金確保については、市民活動団体の寄付者に対する「市税優遇（減免）を図る」こと、「サンセット方式」と事後評価による補助金・助成金の「公平・公正なルールづくりを進め」ることが明記された。また、活動の場については行政施設を「市民との共有財産」ととらえ「積極的な活用を図る」こと、

市民活動団体の事務所等の「負担軽減のための支援策を講じる」ことが明記された。

これらの市民活動支援策を実行していくにあたり、とりわけ重要になるのが中間支援組織である。先に「さくら祭り」を例にあげ、市民と行政がリソースを提供し合うと表現したが、双方をつなぎ合わせ調整をする人がいなければリソースは有効に活用できない。「さくら祭り」でも実行委員会の中心メンバーがその役割を担った。同様の役割を担うのが中間支援組織である。提言はこれを「市民主導型」が望ましいとする一方で、当面の措置として川崎ボランティアセンターの機能整備を求めることにした。中長期的には「市民主導型」の中間支援組織づくりが課題である。

支援指針の時代的背景

提言を受けて市は市民活動支援指針（以下、「指針」）を策定することになる。現状では実に大きなエネルギーを必要とするものもあり、策定委員会の委員の一人として指針の内容に注目している。

また、指針策定は協働の拡充に必要な環境整備の第一歩でしかなく、その成否は指針を受けて各部署が支援策を具体化できるか否かにかかっている。指針というのは内部規範である。職員が進んでこれを遵守・実行することを期待するが、それが不十分な場合は外部規範として条例化を検討せざるを得なくなるだろう。

各部署の職員が指針を遵守、実行する上で欠かせないことは、その時代的背景を理解することである。協働やその環境整備のための指針づくりは単なる一時の流行現象ではない。少しオーバーな言い方かもしれないが時代の

必然なのである。ここでいう時代とは二つの言葉で表現できる。一つは社会のゆきづまりであり、もう一つは社会の成熟である。

ゆきづまりとは市場と政府の失敗と言いつ換えることができよう。市場は利潤を第一義とするから、そこで公益実現をはかるには限界がある。その限界を克服すべく政府（国・自治体）は福祉国家（公的福祉）の michi を突き進んだが、財政破綻の現状では関与する範囲を見直さざるを得ない。失敗というのは、そのように市場や政府の限界がみえてきたことを指す。もちろん限界を越えた先にも公共的な仕事はある。その担い手として注目されてきたのが NPO やボランティアである。

一方、成熟とは少なくとも物質的には十分に豊かになったことを指す。豊かな社会の実現は人々の生き方や働き方を多様にする。たとえば、消費や名譽など個人的な欲求の充足だけでなく他者との関係性を通じた充足を求める人や、金銭では代替できない価値を優先した人生とそれにふさわしい労働を選ぶ人が少しずつ出てきた。異なる価値観の人からはとても理解できないだろうが、この人たちにはとってみれば労働対価ではなく、生きがいとか働きがいという精神的充足の有無や多寡の方が重要になる。そうした中で、市民活動を通じて精神的充足を求める人が徐々に増えてきている。

社会のゆきづまりと成熟は、市民活動という新たな可能性を生み出した。その可能性を育む苗床となるのが、各部署で展開されるであろう市民活動支援策である。

今後の課題と可能性

市民活動をもっともつと元気にすることで、

地域社会の課題を一つずつ解決していくことが、自治体を変えることにつながる。私は信じている。もちろん、それは、すべての課題を市民活動が担うことを意味するのではない。これからも市場や政府がやるべき仕事はたくさんあるだろうから、正確にいうならば、それらと市民活動との役割分担を進め、市民活動の領域を増やしていくことが「元気にする」の意味である。

しかし、そのような方向での変革を考え、実行することが容易でないことも事実である。最大の課題が市民と行政の意識改革だ。

私自身も含めて市民の中には、依然として「お任せ」意識が強い。何か問題があると役所に持ち込み、その力での改善を求める。また、その問題が自らの利害に関係ないと、無関心と不参加を決め込んでしまう。とりわけ現代の消費社会は、お客様をわずらわせることなく目的の実現をはかろうとするから、自ら考え行動する機会が奪われ、その結果、

自己決定の能力が身につかない。

一方、行政には「縄張り意識」が根強く、それが市民活動の妨げになることがある。前述した「さくら祭り」のときにも、駅前の施設が開放されたにもかかわらず、いたるところに「使用禁止」の張り紙がされていた。そのため水やトイレが使えず、多くの人が難儀した。そこにみえるのは「使用させて何かあったら困る」という意味での「責任」意識と住民への不自信であった。こうした「縄張り意識」はかなり一般化していて、施設の利用だけでなく市民に公共的な仕事を委託するときにも心理的な壁となっている。

市民による過度の依存と行政による過度の「保護」という意識を改革していくことは容易でないとも思えるが、私は樂觀している。私が長年かかわってきた情報公開などは典型的だが、ある「きっかけ」を与えることで意識改革が劇的に進むこともある。そんな「きっかけ」となるようなモデルを示し、それを

社会の中に広げていけばよい。

川崎市にもモデルとなりえるものは決して少なくない。たとえば、「わくわくプラザ」がそうである。これは希望する小学生全員が利用できる新しい形の子どもの居場所である。市民主導の事業ではないが、市民活動を元気にするという視点から見ると大きな可能性を秘めている。

このモデル事業を実施するある小学校では、保護者が子どもを預けるだけでなく、ボランティアとしてその運営に参加しているという。父親がいないのが残念だが、十数名の母親が子どもたちとの遊びを通じて運営にかかわり、子育て・子育て支援という公共的な政策の一端を担っている。彼女たちの姿は、これから川崎市が拡充すべき協働の典型的なモデルといえよう。

このように市民の力を引き出すチャンネルを地域社会の中に無数にちりばめていくことで、市民も行政も変わっていくのである。

特集2 新時代の課題と可能性

新世紀へ健康づくりのあらたなスタート

健康福祉局健康部健康増進課主幹

前田寿々子

平成一二年四月に介護保険制度が、スタートしましたが、同時に厚生省が、二一世紀における国民健康づくり運動対策として「健

康日本二一」の施策を策定しました。

日本における健康づくり運動は、昭和五三年から第一次国民健康づくり運動、昭和六三

年から第二次健康づくり運動（アクティブ八〇ヘルスプラン）を打ち出し、この間、老人保健法の制定や市町村保健センターの整備、



健康運動指導士の養成、食生活、運動、休養指針の作成等の健康づくりのための基盤整備が行われてきました。

しかし、厚生省の、今までの第一次、第二次の国民健康づくり運動は、あまり効果がなかったのではないかと言われております。

少子高齢化が、急速に進み、日本人の平均寿命が延びたものの病気全体に占める、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣が原因とされる疾病が増加し、これに伴ってねたきりや痴呆等要介護者が増加しており深刻な社会問題となっております。

今回、示された「健康日本二一」の施策は、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の保健医療対策上重要となる課題について、二一〇〇年を目途とした、具体的な目標値を提示し、健康に関連する全ての関係機関、団体等を初めとして、国民が一体となって、健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進してゆこうとする国民健康づくり運動の第三次計画（二一世紀における国民健康づくり運動）として打ち出されたものです。

第三次の国民健康づくり運動対策の基本理念は、一、すべての国民が、健康で明るく元気に生活できる社会の実現。二、早逝（早死）の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸です。

この「健康日本二一」の考え方を受けて、川崎市においても健康福祉局が事務局となり、七保健所等の職員によるプロジェクトチームを立ちあげ、計画づくりを進めてまいりました。

平成一三年三月、「健康日本二一」の「川崎版」の素案がようやくまとまり、七区で市民の方々に公表し、「意見交換会」を開催いたしました。

今までの健康づくり施策は、行政からの一

方的なものでしたが、今回は、計画を川崎市民の健康状態を科学的根拠に基づき、目標値で市民に示すことで、市民の方々から意見を聴き、計画に盛り込むという新しい手法が用いられました。

川崎市の川崎らしさを計画に盛り込むために、市民意識実態調査や老人保健法の基本検査、四〇歳及び五〇歳の節目検診、保健所の各種の健診業務の中から科学的根拠となるデータを集める作業が、大変な苦労でした。

この「健康日本二一」の「川崎版」は、難産の末、生み出されたと言えます。

川崎市の健康づくり計画の一つの大きな施策として、「かわさき健康ニューファミリー育成・健康資源開発モデル事業」を立ち上げました。

この事業は、「健康日本二一」の目的である生活習慣病を予防するためにライフステージのどの年代に働きかけるのが、最も効果があるのかを考えた時、人生の節目となる結婚、妊娠、出産を契機に、健康について考える良いチャンスとなるのではないかと。これから新しい家族を迎える若い方々に、健康的な生活習慣を身につけてもらうことにより、その子供達も健康的なライフスタイルを確立してもらおう。

そして、また、その子供達の成長と共に、次世代へと健康スタイルを伝えていける家族を育成していこうというものです。

これは、単なるスローガンではなく、疫学上、一〇年先まで追跡し効果を評価していく事業です。

川崎市の乳幼児健診の受診率は、八五%、九七%と極めて高く、健診場面を有効に活用しながら子供を持つ親に正しい生活習慣を身につけてもらい、子供の養育環境（例えば無

煙環境や食生活環境づくりなど）を整えることで、健全な子供に育っていくことを目指しています。

今までの保健所での乳幼児健診では、子供の発達や生活を中心に健診を行ってききましたが今後は、子供を育てる親の生活習慣も聞き、あらゆる健診場面で、集団での学習会や正しい健康情報を提供しながら、個人を追っていくコホートとポピュレーション戦略を兼ね備える事業として展開するものです。

自分の生活を振り返ってみても、五〇歳、六〇歳で生活習慣を変えることは、至難の技ですが、新しい家族を迎える若い方々に働きかけることにより、かなりの効果が期待できると考えられます。また、この事業は、厚生労働省の国庫補助金を受けることになっており、聖マリヤナ医科大学予防医学教室の協力も得て実施しております。

現在、この事業をすすめるために、ニューファミリーの対象となる妊婦さんとそのパートナー、乳幼児を持つ母親とそのパートナーに、「健康日本二一」に示す生活習慣上の実態を把握するため、健康増進課と保健所を中心に、アンケート調査の準備をしているところとです。

そして、平成一三年五月から七月の三か月間、保健所の母子健康手帳交付時や乳幼児健診で、アンケート調査を行い、その後、集計、解析しニューファミリーのおかれている健康課題を明らかにし、平成一四年度から、出産前から介入することにより、「かわさき健康ニューファミリー」を育成していく予定です。

また、この事業のもう一つの特徴は、ニューファミリーを育成すると同時に、地域で、このニューファミリーを支える社会の支援体制が必要となります。健康づくりは個人や家族

の努力だけで、達成できるものではありません。ニューファミリーが、健康で暮らしやすい環境を整備することにより、健康なニューファミリーの実現が可能になります。そのため、住民の方々のパートナーシップで地域の社会資源を開発していくこともこの事業に位置づけられています。

一方、平成一二年に、厚生省が「すこやか親子二一」のプランを出しました。

この「かわさき健康ニューファミリー」の育成が、国の「すこやか親子二一」の目的である少子化対策、虐待予防対策や健全な母子保健対策にもつながればと考えられております。

川崎市は、すでに、平成九年三月に、「かわさき健康都市宣言」をしました。

宣言文の内容は、次のとおりです。

心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることは、私たちみんなの願いです。川崎市に住み、働き、学ぶ一人ひとりが、手を携えて、かけがえのない健康をはぐくんでいくために、次のことを行います。

☆ 私たちは、「市民健康デー」を大きく実らせ、進んで健康づくりに励みます。

☆ 私たちは、スポーツや運動に親しみ、食生活と休養に気を配り、健康的なライフスタイルを身につけます。

☆ 私たちは、健康を支える温かな家族、だれもが安全で安心して暮らせる地域、思いやりあふれる社会を目指します。

☆ 私たちは、多摩川や海辺の潤いと多摩丘陵のみどりの恵みを健康に生かし、安らぎのある環境づくりに努めます。

細長く変化に富んで広がる川崎市は、私たちのみんなの心のふるさとです。地域の隅々から元気な声がかかります。明日に伸びゆく人間都市を創造していくために、「こ

わさき健康都市」を宣言します。というものです。

健康都市かわさきの実現に向けて、第四土曜日を「市民健康デー」と決め、各区保健所を中心に健康福祉局や医療関係団体、民間企業、大学等の協力、協賛団体が一体となって、子供から老人まですべての市民に呼びかけ健康づくりに取り組んでいるところです。

しかし、本格的な少子高齢社会を迎え、今後取り組むべき課題がまだまだたくさんあります。例えば、高齢者に関して言えば、元氣な高齢者をつくっていくことと、介護保険にシフトしないよう、健康づくり計画に示された生活習慣病予防に力を注ぐと同時に、閉じこもりや痴呆や寝たきり高齢者をつくらない対策が重要です。

保健所の地域保健活動の一つの対策として、中・高年者にとつての閉じこもり対策は、最も早急に取り組むべき課題ではないかと思われま

す。閉じこもっていると足腰が弱くなり、転びやすくなったり、気持ちも塞ぎます。

六〇歳の定年後の男性が、行き場がなく「濡れ落ち葉」となり困っていると聞きますし、川崎市は一人暮らしの方も年々増加しています。

高い費用を出してカルチャースクールやスポーツジムに行ける人は問題はないのですが、男性も女性も、閉じこもらず、自立して健康的な生活を送るためには、自分の住んでいる身近な場所(例えば、老人いこいの家、こども文化センター、町内会館、自治会館、保育園、学校、銭湯郵便局、民間会社の集会所として公的施設等)であまり負担なく、いつでも誰でも健康づくりができるチャンスと場所が必要です。

健康づくりの指導者の養成では、保健所では、平成二年から健康増進教室のフォロー事業として運動普及推進員を養成しておりますが、食生活改善推進員連絡協議会のような組織はありません。今後、運動普及推進員の活動の組織化に向けて取り組まなければ解決の糸口が見えてきません。専門機関である保健所が医学的根拠に基づいて、体操プログラムを用意し、障害を持った人は障害に合わせた体操、足腰の弱い人はウォーキング、失禁が心配な人は筋力アップの体操、つまづきやすい人は骨折予防の運動などあらゆる健康レベルに合わせたメニューを準備し、指導者を養成して地域に送り出していくシステムの構築が急務です。

健康づくり計画を機会に、行政内のあらゆる部署の垣根をとりはらって市民と共に健康づくりを進めていくあらたなスタートラインに立ったのではないのでしょうか。



「環境の世紀」における自治体政策の課題

環境自治体の実現をめざして

環境局環境企画課主幹

田中 充

はじめに

「二一世紀は「環境の世紀」といわれる。これは、新しい世紀では環境問題がさらに深刻化し、人類の普遍的な課題として全世界が貞剣に対処する必要があるという認識を表したものである。川崎市でも、環境問題は将来のまちづくりを進める上で大きな要因となり、市政の主要課題となるのは間違いない(注1)。

そこで本稿は、これまでの環境問題を総括しつつ二一世紀に向けて環境行政分野でどのような課題が生じるのか、また求められる環境政策の方向性はどのようなものかについて試論的に考察する。この「試論」は、もとより本市環境部局の見解ではない。筆者個人の知見や発想をもとに論じる小文である。

環境問題の基本的性格

「二〇世紀に開催された二つの国際会議

環境問題は、二〇世紀後半から世界共通の社会問題として顕在化し、とくに人々が生存し生活する上で重要な課題の一つと認識されるようになった。そのため、一九七〇年代以

降、環境問題に関する国際レベルの会議が頻繁に開かれるようになり、最近では毎年のように世界規模の会議が開かれている(注2)。こうした中で、国連が主催した二つの重要な国際会議(一九七二年のストックホルム会議と一九九二年の地球サミット)は、環境問題の基本的性格を表わしたものと注目しておきたい。

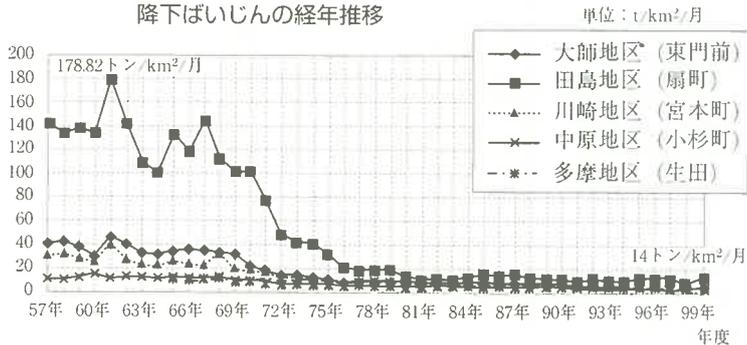
一九七二年六月のスイエデン・ストックホルム会議は「国連人間環境会議(注3)」と呼ばれ、その主要なテーマは近代の工業化と都市化によって引き起こされた「公害・環境破壊」であった。これは、一九五〇年代から六〇年代に極端な形で押し進められた産業優先の政策の下で、産業活動によって硫酸酸化物や有機水銀、六価クロム等の有害物質が排出され、自然環境を汚染し、人々の健康を損ない、多くの人命を奪うものであり、こうした公害の解決策を協議することが会議の主題であった。日本から参加した水俣病患者により、その実態が世界中に報告されたのもこの会議である。

それから二〇年を経て開催された地球サミット(注4)では、「持続可能な開発」(この考え

方について後述)をキーワードに、人間が行う開発と環境保全の両立が模索された。主要なテーマは、地球温暖化、生物多様性の喪失、森林保全、砂漠化の進行等の問題である。ことに地球温暖化は、それ自体は無害な二酸化炭素等が人間活動総体から排出され、長い期間かけて大気中に蓄積し、地球規模の自然の均衡を損ない、すべての生き物に影響を及ぼす問題である。こうした問題は、人類の生存基盤を損なう共通の問題であること(生存基盤の破壊)、原因物質が排出されても影響が生じるまでに長い時間を要すること(長時間性)、一たび影響が生じるとそれを回復することは難しく極めて長い期間を要すること(不可逆性)等の特質を有している。

このように、私たちが直面する環境問題の基本的性格や構造は、ここ三〇年の間に大きく変化している。ところで、最初のストックホルム会議のテーマであった公害は、都市化と工業化が進んだ川崎市においても深刻な状況を引き起こした。六〇年代末の最悪期には、大気中の硫酸酸化物やばいじん濃度は現在の実に一〇倍以上(図参照)となり、市民の生活環境は破壊され、健康被害が生じるなどの

降下ばいじんの経年推移



注1

もちろん、これまでも高度経済成長期を通じて大気汚染等の産業公害に苦しんだ川崎市にとって、環境問題への対応は重要な行政課題であった。

注2

例えば、温暖化防止に関して、気候変動枠組条約を締結している国々により年一回国際会議が開催されており、次回は一〇〇一年七月に予定されている。これ以外にも、森林保全や生物多様性等に関する国際会議が開催される。

注3

わが国では国連人間環境会議が開催された六月五日を記念して、この日を「環境の日」と定めている。

注4

正式には「環境と開発に関する国連会議」と呼ばれ、世界各国から史上最大の一八〇カ国を超える国や地域の代表が参加して、ブラジル・リオデジャネイロで開催された。

事態を招いた。こうした悲惨な被害をもたらした公害問題は、原因者が特定され、影響範囲が地域的に限定されたこともあって、時間がかかるが有効な対応策が講じられた。政府や自治体は厳しい排出規制を定め(注5)、事業者の積極的な公害防止対策も加わって、問題は概ね解決の方向に進みつつある。こうした状況は世界的にも同様である。

一方、地球サミットを契機に大きな関心を集めるようになった地球環境問題は、公害問題に比べて、その解決には理論的にも政策的にも困難な課題を提起している。すなわち、その影響は地球全体にまたがり、本格的な被害は将来世代に先送りされることから、科学的に十分解明できない部分があり、またその原因は経済社会の仕組みに起因するという構造的問題がある。したがって、これを解決するためには、不確実な状況下で行動を起こす、問題構造が複雑であるため多様な対応策が求められる、活動や生活のあり方そのものを転換する、といった対応が必要とされ、これまでの取組では解決の糸口を見いだしたとは言いがたい状況にある。二二世紀において、地球環境問題とりわけ温暖化問題は、持続可能な社会を実現するために大変重要で、かつ困難な問題となるに違いない。

川崎市における環境問題の総括と展望

川崎市の環境問題は、これまでどのような経過で推移し、今後どのような動きが予測されるだろうか。将来の川崎市政を考えるに際して、まず過去二〇年間の環境問題の経緯を振り返ることとしよう。

この二〇年間の特徴は、一九八〇年代後半からのバブル経済の発生と崩壊をはさんで、

我が国の経済社会に大きな変動、とりわけ「拡大」という言葉に象徴される変化があったことである。この間、市民の生活水準やライフスタイルはめざましく向上し改善している。例えば、二〇年間のエネルギー消費をみると、運輸部門と並んで民生・家庭部門の増大は著しく、また生活利便性を代表する市内の自動車台数は普通乗用車が約三万台となるなど、総数で約二倍と伸びている。市北部を中心とした市街地開発も高い水準で進められた。

このように狭い市域において多様な都市活動が集積した結果、様々な社会問題が発生し、身近な環境問題が広がってきた。市街地では交通事故や交通渋滞は日常化し、生活騒音や廃棄物排出量の増大、樹林地や農地の減少が急速に進んだ。一方、下水道や公園等の都市基盤施設の整備も急ピッチで進められ、この間下水道の普及は三六%(人口普及率)から九七%へ、全市の公園面積も五五六箇所から四四四haから九一九箇所 五三六haへと拡大している。

こうした経済社会の動きを背景に、市内の環境問題について筆者が評価したものを表一に示している。このうち大気、緑等の主要な五つの課題について状況を概括しておこう。

① 大気汚染

市内の大気汚染は、工場の硫黄酸化物等の排出量が一〇分の一度に激減したことにより、産業公害に代表される大気問題は概ね改

表1. 本市をとりまく環境の推移

環境要素と項目	環境の範囲		最近20年間の環境状況の変化		今後20年間の環境状況の変化
	地域環境	地球環境	環境項目	環境要素	
大気	大気質 (大気汚染・悪臭)	○	○	↘	↘
	温暖化		○	↘	↘
	オゾン層破壊		○	↘	↘
水	水質 (水質汚染)	○	○	↘	↘
	水量	○	○	↘	↘
	水辺	○	○	↘	↘
	水循環	○	○	↘	↘
土	地形・地質	○	○	↘	↘
	土壌	○	○	↘	↘
	底質	○	○	↘	↘
	地盤	○	○	↘	↘
生物	植物	○	○	↘	↘
	動物	○	○	↘	↘
緑	樹林地	○	○	↘	↘
	農林	○	○	↘	↘
	公園緑地	○	○	↘	↘
	緑化地	○	○	↘	↘
静けさ	騒音	○	○	↘	↘
	振動	○	○	↘	↘
都市気温	エネルギー	○	○	↘	↘
	都市排熱 (気温の上昇)	○	○	↘	↘
化学物質	有害化学物質	○	○	↘	↘
	飲料水	○	○	↘	↘
	食品	○	○	↘	↘
資源・廃棄物	資源	○	○	↘	↘
	廃棄物	○	○	↘	↘
建造物影響	電波	○	○	↘	↘
	ビル風	○	○	↘	↘
	日照	○	○	↘	↘
都市アメニティ	人工光	○	○	↘	↘
	都市景観	○	○	↘	↘
	オープンスペース	○	○	↘	↘
	歴史的文化的遺産	○	○	↘	↘
	レクリエーション施設	○	○	↘	↘
	利用者に優しい公共施設	○	○	↘	↘

(注: 表中の「↗」は良化、「→」は変化なし、「↘」は悪化の傾向を示す)

注5 例えば、地域の激しい大気汚染に対処するため、本市が法の枠を越えて導入した広域汚染物質(硫黄酸化物等)に係る総量規制は、全国に先駆けた制度であり、その後の大気汚染防止法改正により法的に位置づけられた。

善したといえる。問題は、先に述べたように自動車走行量に連動して自動車排出ガスの負荷が増大し、それにより大気環境が悪化している点である。結果的に、工場からの公害要因は減少したが、一方で自動車等の都市・生活型の環境負荷はより拡大したということになる。

② 水質

市内の多摩川や平瀬川、二ヶ領用水、東京湾等の水質は、この間漸次改善してきた。これは排水規制の徹底とともに、下水道の普及という都市基盤施設の整備によるところが大きい。ただし、河川の水辺環境や水循環に係る問題は、この間の土地利用の推移を反映して悪化しつつある。

③ 廃棄物

市の廃棄物処理量は、バブル経済が始まっ

た八〇年代後半には五〜九%の顕著な拡大傾向を示していた。しかし、一九九〇年のごみ非常事態宣言により、その後は横ばいからやや減少となり、九九年の家庭系ごみ市民一人あたり処理量はここ二〇年の最低水準となっている。これは、全体的に廃棄物排出量が減っていると同時に、市民の間に資源回収やリサイクル活動が定着し、資源化量が増大していることも一因である。廃棄物対策は、市はもとより国レベルでも、最終処分場の不足という事態に直面する緊急的課題である。このため近年、リサイクル関連の立法や廃棄物処理法改正など法制面の改革が行われており、廃棄物の排出抑制や再利用等はさらに進むと予測される。

④ 緑

八〇年代後半のバブル期を頂点に市内では地価の高騰が生じ、土地所有者に対する開発圧力が強まり、また生産緑地法により農地の宅地化が促進された。その結果、僅かに残された市内の樹林地や農地は開発され、緑地の喪失が急速に進んだ。この背景には、東京に隣接するという本市の地理的条件が要因となっているが、税制上の問題も大きい。すなわち、まとまった土地を相続した場合、高い地価によって相続税が相当額になり、納税するために土地を切り売りせざるを得ないという状況がある。緑地の保全には「緑を守ろう」という精神論では片づけられない問題が内在する。

⑤ 地球環境

温暖化やオゾン層破壊等の地球環境問題は九〇年代に入り深刻化している。例えば、ここ一〇年の地球の平均気温は過去千年で最高となり、温暖化が急激に進行しているという報告がある(注6)。南極のオゾンホール面積

は数年来、毎年過去最大を更新し、熱帯林の伐採による熱帯林破壊もお進んでいる。今後、地球環境の劣化は進み、危機的な事態になると予測される。とくに、国際的な取り組みが必要となる温暖化対策に関して、協議は難航し、目立った成果は上がっていない。

ここ二〇年間の環境問題は、一部では改善がみられたものの、総体としてむしろ悪化傾向にあるといっている。私たちはしばしば「かつての産業公害に比べて環境問題は大きく改善をみた」という表現を聞く。しかし、実態をみれば環境問題は複雑化し、多くの分野で問題は悪化しつつあるというのが正確な認識である。

新しい世紀の社会展望

環境問題の複雑化と多様化を背景に、九〇年代後半から様々な制度が整備されてきた。とくに、廃棄物や地球環境の分野では新規の立法や法改正が相次いで進められ(注7)、本市でも公害防止や自然環境保全、環境アセスメントに係る環境三条例が抜本的に改正され、二〇〇一年一月から施行されている(注8)。こうした法制度の整備は、厳しい「環境の世紀」を目前にして、環境政策として必要な方策を整えるために行われたとみることができ

る。ここで、新時代の環境政策を論じる前提として、新しい世紀の姿を素描してみよう。二一世紀の社会像にはいくつの特徴が挙げられるが、ここでは三つのキーワード(これらはかなり的確度を持っていると信じるが)を指摘することとした。

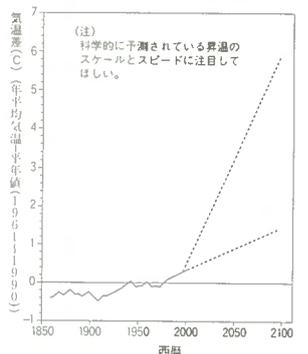
第一は人口の縮小と高齢化である。明治以

来の百数十年間、我が国の人口は一貫して増加し、生産年齢人口は高水準を保ってきた。しかし、二一世紀には出生率の低下を要因に人口は減少に向かう。今後五〇年間、毎年六〇万人ずつ減少するという予測もある。人口の高齢化の影響も大きく、こうした人口の変化によって経済活動の増大は停止し、少なくとも右肩上がりの成長は期待できない。住宅や車等は買換え以外の新規需要は発生せず、財政や税収はもとより、まちづくりや都市基盤整備のあり方にも大きな影響が生じよう。本市においても、急速に到来する人口の高齢化に対して道路、公園、教育等の都市施設の再整備が必要となる一方、新しい産業分野(福祉、余暇等)の育成が課題となるに違いない。

第二は生活重視への転換である。我が国は、先行する欧米に追いつくべく産業優先の国家政策を推進し、生産重視の社会通念の形成やそれに対応する土木事業等を展開してきた。この結果、世界有数の工業国となったが、一方で水俣病に代表される激甚な産業公害を発生させ、「過労死」という言葉を海外に広める事態を招いた。バブル崩壊を契機に、市民の意識は生産より生活を、労働より余暇を選ぶ方向に変わり始め、市民ニーズも文化や環境といった「生活の質」に関する要求が高まっている。市政にとつては、生活重視の価値観に如何に対応し、施策の舵を切るべきかが問われている。

第三は分権と参加である。高い地価や渋滞といった大都市問題、IT技術に代表される情報通信基盤の普及などを背景に、かつて大都市に対して集中した人口や各種機能は近年むしろ流出傾向にあり、地方に分散しているという。また、九〇年代末から分権改革が推

平均気温の推移と予測の重大性



注6

本年のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書では、現状のまま温室効果ガスの排出が続けば、百年後の二〇〇年までに地球の平均気温は最大で九・八度、海面は八センチ上昇すると予測している。これは九五年に発表されたIPCC第一次評価報告書の「最大で三・五度上昇」を上回る予測で、温暖化が著実に進んでいることを明らかにした。

注7

九〇年代後半に行われた新たな法整備として、例えば容器包装リサイクル法(一九九五年)、環境影響評価法(一九九七年)、地球温暖化対策推進法(一九九八年)、家電リサイクル法(一九九八年)、ダイオキシン類対策特別措置法(一九九九年)、循環型社会形成推進基本法(二〇〇〇年)、建設リサイクル法(二〇〇〇年)、グリーン購入法(二〇〇〇年)等がある。

注8

一九九九年一月に、公害等生活環境の保全に関する条例、緑の保全及び緑化の推進に関する条例、環境影響評価に関する条例の三つの条例が抜本的に改正され、環境保全審議会条例が新たに制定、また環境基本条例の一部改正された。

進され、行政における意思決定や事業執行のあり方は集中・集権から、分権と参加に変化しつつある。こうした中で、行政施策に対する市民参加の徹底と市民への説明責任は、これまで以上に重要な課題となるに違いない。

このような社会変化の下で、環境問題との関連でみる市民の志向は、開発より保全が、利便性より快適性が、効率さより豊かさが重視される社会が選択されると考えたい。そして、行政部局は時代変化に対応しうる感性を持ち、現時点からその実現に向けた政策を立案・展開することができるかが問われる。今日の決断が数十年先の環境問題も含めた社会のあり様を決定するからである。二一世紀初めに予定される次の基本構想と総合計画の策定は、その試金石になるはずである。

二一世紀の環境問題の行方

新しい時代の環境政策をどのように展望したらよいだろうか。それには二一世紀の地域社会における環境問題についてラフスケッチを描くことから始めよう。およそ二〇年後の環境問題の動向を想定し表1に示している。

まず、大気汚染について、地域環境は総体的に改善の方向に進むと考えられる。しかし、自動車排出ガスの窒素酸化物や粒子状物質はまだ多くの課題があり、改善までには相当の時間を要することになる。自動車排出ガスは蓄積型の環境問題であり、排出係数の低減といった技術的対応はむろん可能だが、究極的な解決策は総量抑制を實行することである。自動車走行量を抑制するようなまちづくり・交通政策が決め手となるのではないか。

廃棄物に関して、近年の食品リサイクル法やグリーン購入法など法制面の改革により、

今後は廃棄物処理量はゆるやかな減少傾向で推移すると予測される。ただ、真の循環型社会を実現するために、生産や消費の総量抑制が必要である。たとえリサイクル率を高めたとしても、消費総量が低減しない限り排出される環境負荷は依然として高く、「リサイクルするほど環境汚染が進む」といわれる結果となる。モノの消費を抑制するライフスタイルが求められ、そのために生活行動様式や行動パターンを改革する基礎となる環境教育と経済的誘導手法が重要となる。

緑地保全に関しては、開発における事前協議や開発抑制策の新たなシステムづくりにより、ある程度の改善は期待できよう。しかし、緑地問題は土地所有者との関係があるだけに本質的な解決は難しい。すなわち、緑地の保全は究極的には土地利用を規制するか、あるいは公有地化（買い上げ）を行う以外にはない。この中で、土地利用規制は土地の利用価値を下げ、自らの資産低下を招くこととなり、土地所有者の合意が得られにくい面がある。また、土地の買い上げも市財政が逼迫している状況下では容易には進まない。ただ、市街地における緑地の推進はかなり進展しよう。空地やオーフンスペースの緑化、建物の壁面緑化や屋上緑化等は、補助制度の導入により拡大することが可能である。

地球環境は、二一世紀に入って途上国の生活水準の向上に伴う消費の拡大等により一層深刻な事態になると予測される。とくに温暖化に関しては改善は容易には進まない。その要因として、一つは、問題を引き起こす原因者（モノに溢れた先進国）と、その被害者（貧しい途上国、あるいは将来世代の人々）が離れているため、問題構造が見えにくく、世界全体に危機感が生まれにくいことが挙げら

れる。また、第二として、問題の解決には、大量生産を前提とした社会経済構造や消費行動の変革が必要となるが、今の社会経済の仕組みを変えることは、あるセクターにとつて損失を招くこととなり、その合意形成には大きな障害がある。温暖化問題は被害が将来に先送りされているだけに、それを説得して解決にあたるという合意は難しい状況にある。

この先を展望すると、環境問題は決して楽観視すべき状況にはない。現在ある自然を守ればよいというレベルではなく、人間活動が過去最大となり、地球や自然の容量を超えて有史以来の危機に直面しているという認識が必要である。とりわけ温暖化に代表される蓄積型の環境負荷については、総量抑制を実現することがカギとなるが、その実行は容易ではない。しかし、健全な地球環境の上にこそ人類の生存が可能となる事実を真摯に受け止める、新しい価値観を有する「持続可能な社会」の構築がいま求められているのである。

持続可能な社会をめざす環境政策の課題

二一世紀において私たちがめざすべき将来社会のビジョンとして、地球サミットで掲げられた「持続可能な社会」、あるいは「持続可能な開発」は大変重要な概念である。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義され（注9）、また「持続可能な社会」は「持続可能な開発に基づく社会であり、生態学的な持続性とともに、社会的な持続性が実現される社会」と述べることもできる。すなわち「持続可能な社会」は、「環境」のみならず「人と環境に優しい社会」

注9

「持続可能な開発」という概念は地球サミットより前の「国連・環境と開発に関する世界委員会」で提言（一九八七年）され、これが環境保全の基本的な考え方として広がった。

であることが必要である。

では、持続可能な社会の実現に向けて、都市政策はどのような課題を持つことになるだろうか。環境問題に関する四つの政策的方向性と取り組み課題を述べておこう。

まず、政策のあり方として次の四つの方向を基本としていくことが重要である(注10)。

第一は、あらゆる社会経済活動において、有用な鉱物資源の利用を減少させることである。これは、一度使用すると再生が不可能となる鉱物資源の消費を抑制し、循環利用を促すなど、今ある社会システムを改善していくことを意味する。とくに最近、利用が急速に伸びているパソコンや携帯電話等に使用される希少金属の拡散は大きな問題である。

第二は、自然界で分解しにくい合成品や有害物を減少させる方向に進めることである。本来自然界では存在せず自然分解しにくい重金属や化学物質の使用を減らし、社会における有害物質(ダイオキシン、PCB等)の存在量を削減していくことが必要である。

第三に、自然の多様性を確保し、増大する方向に進めることである。人間を含む生き物にとって、最大の浄化能力や循環能力を提供する自然環境の多様性こそ、確保すべきであり、その機能を増大することをめざす行動や施策を定着させなければならない。

第四は、エネルギーを始め各種資源の消費を減少させる方向に進めることである。主に化石燃料の消費により温室効果ガスが排出されることを踏まえ、エネルギー使用の総量を減少させるとともに、自然エネルギーや再生可能エネルギーを中心としたエネルギー体系に変更することが必要である。

以上のような四つの方向に配慮した施策体系は、持続可能な社会を実現する政策であり、

すべての政策の基本となることが期待される。そこで、こうした政策課題をどのように展開していけばよいのか、実現するための具体的なステップと手順を考えてみよう。

最初になすべきことは、地域社会の将来ビジョンを構築し、市民や事業者とともに合意を形成することである。そのためには、将来ビジョンの基礎となる二一世紀半ばを想定した地域環境と地球環境に関する動向を明確にする必要がある。本稿で述べたのはその概括であるが、環境問題だけでなく人口、経済、教育、市民生活、福祉、情報技術等の様々な分野の知見を統合して、未来社会の姿である「持続可能な社会」の具体像を展望し、その実現のための課題を抽出することとしたい。

第二に、上に述べた都市政策に取り込むべき四つのポイントをもとに、あらゆる行政施策をチェックし、その方向に沿うよう転換することである。こうした政策は、一分野の政策というより、すべての政策分野の基盤となる基本的公共政策という性格を持つ。新しい総合計画づくりにおいても、環境政策はある特定の領域の政策テーマというより、あらゆる分野で環境の視点を組み込むことが必要条件となるはずである。

第三に、あらゆる行政施策をチェックする中で、特にモノの生産と消費、廃棄のあり方を改革していくことがカギであり、規制的手法に加えて経済的手法の活用が重要となる。その際「拡大生産者責任の原則」(注11)に基づく手法が求められる。この原則は、生産者が生産段階から廃棄段階まで一貫して責任を持つとともに、環境に対する負荷費用を価格として内部化するものであり、公害問題に対する「汚染者負担の原則」をより拡大した考え方ということが出来る。経済的手法として、

分権化に伴う課税自主権を活用して、法定外普通税や課徴金制度の創設、各種の使用料や料金体系の見直しなどが考えられよう。

第四は、環境学習の拡大・充実であり、人々の意識を環境の価値や視点へと転換することが重要である。たとえ、いかに高邁なビジョンを掲げ、素晴らしい制度をつくり、新たな経済的手法を開発したとしても、それを動かし活用していくのは、市民であり職員である。そうした価値転換こそが、望ましい社会を形成する原動力であり、学習と教育がその基礎となるはずである。

おわりに

私たちがめざすべき「持続可能な社会」とは、人が生きる、人と人が交わる、人と自然が交わるという三つの領域のバランスが調和した社会ということもできる。しかし、現在の社会は、人が生きるという経済的利益と利便性の追求が肥大化しており、このままでは明らかに非持続的な社会になるとみるがどうだろうか。

ここに述べた川崎市が直面する課題は、わが国のすべての自治体に問われている問題でもある。この課題に川崎市が独自の工夫で新しいモデルを創りだすことができれば、まさに二一世紀型の都市「持続可能な都市」に向けた一歩が始まる。この実現は、確かに一人ひとりの価値観や生き方を問う困難な課題ではある。しかし、私たちは時代の転換期にあつて、十分な可能性があると前向きに受けとめたい。二一世紀を先導する「川崎モデル」持続可能な都市」をぜひ川崎の地から、全国へ、アジアへ、そして世界へ発信したいと考える。

注10

ここでいう環境問題に関する四つの政策キーワードは、スウェーデンの環境NGOのナチュラルステップが提示した項目を一部変更している。

注11

「拡大生産者責任」とは、製造段階から環境への負荷に対して責任を持つこととし、環境に対する製品の負荷費用を価格として製品に反映させる考え方。この費用は最終的には消費者が負担するが、生産者は市場競争力を確保するため環境コストの削減に努め、消費者も環境負荷の少ない製品を選ぶことができる。

国の示す電子政府の方向性と、 地方自治体の情報化について

川崎市情報化研究会
経済局産業政策部商業観光課主査

川村真一

はじめに

あなたは、ほろ酔い加減で帰りのバスに乗車する。そして、頭上の薄暗い一隅に、あの「青汁」おじさんが温泉に入っている広告を発見する。「うーんデイズニーより温泉だよ」などと思つてよく見ると、「ITなんてわしやしらん」。その文字に次いで「ITってなかなかやるじゃないか」。さらに「e-Japanの文字」。「政府はe-Japanを推進します」つて一体何なんだ？

今や「IT」の文字を見ない日はないような状況になっている。二〇〇〇年一二月末のインターネットの利用者数は、大手プロバイダ一五社の加入者数で一、五八〇万人、携帯電話端末の利用は二、六八六万人だ(注1)。個人利用率(自宅のパソコンでインターネットを利用している人の割合)では、九七年の五・九%から二〇〇〇年九月の二二・八%へと四年間で約四倍の増加だ(注2)。

また、電子商取引の市場規模は、二〇〇〇年から二〇〇五年にかけて、B to Cで八、二四〇億円(EC化率(注3)〇・二五%)か

ら一三兆円超(EC化率四・五〇%)に、B to Bで約二兆円(EC化率三・八%)から約一〇兆円(EC化率一七・五%)に成長すると推計されている(注4)。高速回線での常時接続も間もなく普及してくるだろう。今日、あらゆるものがインターネットによりネットワーク化されようとしている。行政が相変わらず従来の手順に固執していればクライアント(市民)の支持は失なわれかねない。他のサービス機関が、地元行政より、充実したサービスをネット上で提供することも起りうる。文書主義を標榜してきた行政も、情報化・ネットワーク化をもはや避けて通れなくなっている。

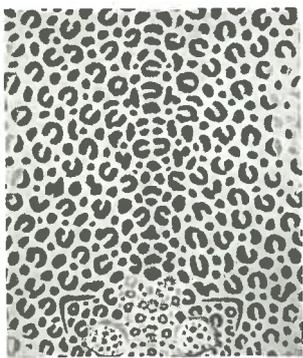
国の情報化戦略

行政のネットワーク化の動きは世界的な傾向だ。オーストラリア、シンガポール、アイランド、アメリカ、英国などが行政サービスのオンライン化を施策目標としてスケジュールを掲げている(注5)。

日本では、九七年二月「行政情報化推進基本計画の改定について」の閣議決定(注6)

により「紙による情報の管理からネットワークによる電子化された情報の管理へ移行」するとし、「電子政府」への指向を表明した。その後九八年からは、矢継ぎ早に情報化関連の施策や法整備を打ちだし、九九年五月には、行政情報のネットワーク上での開示を前提とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(〇一年四月一日施行)(注7)、二〇〇〇年一月に全国民が高度情報通信ネットワークを容易に利用できる社会の実現を目標とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)を成立(〇一年一月六日施行)させた(注8)。

IT基本法は、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」、「電子商取引の促進」、「電子政府、電子自治体の推進、公共分野の情報化」を基本方針とした。そして地方自治体に対しては、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し、(略)施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第一条)」「国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成の施策の実施について、(略)相互に連携を図らなければならない。(第二条)」とその責務を示している。



注1 「インターネット接続サービスの利用者数等の推移」総務省郵政事業庁二〇〇一年一月(速報)
(http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denk/001227601.html)

注2 「情報通信利用に関する第二回国際比較調査」NRI野村総合研究所
(http://www.nri.co.jp/news/2000/001220/index.html)

注3 EC化率(電子商取引化率)・・・消費支出に占める電子商取引の割合

注4 「平成二二年度電子商取引に関する市場規模・実態調査」電子商取引推進協議会(MCOM)(〇一年一月)
(http://www.ecom.or.jp/press/200101312.html)

注5 「電子政府の実現に向けて」デロイト トーマツコンサルティング
(http://www.dtcg.tohmatsu.co.jp/what/ewew/Through_line_portal_j.pdf)

注6 総務省
(http://www.sounmu.go.jp/gyokukan/kamri/katei9.htm)

注7 衆議院
(http://www.shugin.go.jp/itdb_main.nsf/html/house)

注8 首相官邸
(http://www.kantei.go.jp/jp/kyohon/honbun.html)

さらに、今年一月二二日には、「五年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とした国家戦略「e-Japan戦略」(注9)を策定し、「電子政府」の実現を二〇〇三年までと期限を区切った。「行政(国・地方公共団体)内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する」という。

住基ICカード

こういった情報化に向けた国の一連の動きの中でも、地方自治体が具体的に動き出さざるを得ない状況になっているのが、「住民基本台帳カード」いわゆる「住基ICカード」だ。九九年八月、国は、全国共通に利用できる住民基本台帳ネットワークシステムを目指し、住民基本台帳法を改正した。これまで地方自治体間で共有されていなかった住民記録を総務省主導で全国ネットワーク化し、利用希望者にICカードを配布したうえ、全国の市町村で住民票を取得できるようにするという。この総合行政ネットワーク(霞が関WAN)と行政機関の組織認証基盤の構築を、都道府県・政令指定都市で平成一三年度まで、市町村では平成一五年度までに行うとしている(注10)。

総務省では、これらの標準仕様や実施スケジュールを平成一三年度内に示すとしており、自治体は国の電子政府構想にせつつかれる格好だ。ちなみに、住基ネットの構築費は三二〇億円、運用経費一八〇億円、手続き時間の省略などによる住民メリットは年間約二七〇億円と総務省は試算している。

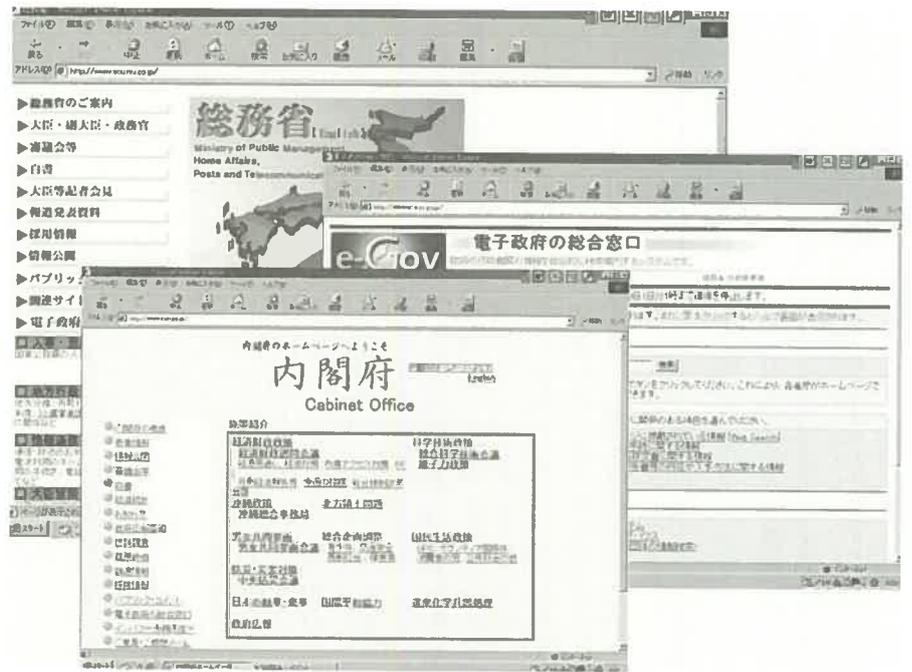
地方自治体の情報化の方向性

以上国の情報化の動きを見てきたが、では地方自治体の情報化はどうあるべきか。

自治体の情報化の目的は、市民ニーズの把握とその行政施策への迅速な反映にあると、いいだろう。そして、情報化はよりきめ細かな市民サービス、「One to One」マーケティングとでもいべきサービス提供を可能にする。それがひいては、地域の特性を地方自治に反映することであり、「地方自治の本旨」の実現につながるはずだ。紙面が残り少なくなったが、自治体の情報化について若干の考察を試みたい。

(1) 地域ポータルへの指向

行政情報の開示は当然として、自治体はその地域におけるポータルサイト(注11)を目指す必要がある。市民が地域の情報を得ようとしたとき最初に検索するのは地域自治体のサイトになるはずだからだ。地域ポータルであるためには、行政情報を見やすい形で提示することは当然として、地域の民間団体とも協力し、地域にかかわる情報を統合された形で提供していく必要がある。



行政の場合、リンク先については責任が持てないなどの理由から、民間とのリンクについては消極的だ。しかし、自治体が地域の表玄関であろうとするなら、そのサイトは地域のあらゆる情報を網羅すべきであろう。そのためには民間団体等との協力が不可欠だ。

また、市民が欲しい情報に簡単にアクセスできることが重要だ。分野別・組織別の定型的なインデックスや検索エンジンだけでは不十分といえる。利用者サイドに立った目的別のインデックスを用意したり、各分野の専門家がそれぞれの分野をナビゲートする

注9

「e-Japan戦略」首相官邸
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/>)

注10

「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針」平成一二年二月一〇日行政情報システム各省庁連絡会議了承
(<http://www.rainichi.co.jp/digital/netifier/archives/20010221-3.html>)

注11

ポータルサイト…インターネットの利用者が情報を探るとき最初にアクセスする場所。ポータルの意味は表玄関である。主なポータル・サイトは情報検索サービスを提供しているところであり、代表例として「Yahoo!」<http://www.yahoo.co.jp/>、「Infoseek」<http://www.infoseek.co.jp/>などがある。利用者が多いポータル・サイトは効果的な広告媒体としても注目されている。「日経ITポータル大事典」(〇〇〇一〇〇一二年版) (<http://itndx.nikkeibp.co.jp/>)

「About.com」^{注12}のような仕組みも必要だ。特に行政情報は、いわゆる縦割りであり職員であっても必要な情報を横断的に収集することは簡単ではない。行政情報等を、市民の立場に立って、使いやすく整理して示すことのできる機関や体制の確立が必要だ。さらに、市民からのリクエストを受けて検索を代行するサービスも提供すべきだ。この場合は、適正な費用を徴収することにより、PFIなどで事業化することも考えられる。

併行して、行政サービスそのものも、できるだけワンストップで提供できる体制に変革していかねばならない。大半の自治体は未だ情報化が遅れており、すべてネットワークで処理できるところは少ないだろう。しかし、現状でも申請書類を、Web上からダウンロードできるようにしたり、帳票類を、手書のフォームから、ワープロでそのまま使えるものに変更していくことは可能だ。

(2)自治体内部の情報化

自治体の情報化は市民ニーズを迅速・確実に施策に反映させることが目的だ。予算等の関係から、パソコンの配備はさみだれ式にならざるを得ないだろうが、市民ニーズを得るという観点からは、市民と接するセクションの情報化を優先すべきだ。市民と接する部門が情報を共有化し、市民ニーズを組織の意思決定者にスムーズに伝えられるようにすることが、市民ニーズの施策反映からすれば重要だ。

パソコンの配備は、広く薄くよりは、各セクション毎に集中的に配備したほうが効果をあげやすい。例えば、各課連絡用に共用のパソコンを配備されても、個々の職員からすれば使いづらい。また組織の一部だけがネットワークに接続していても、接続していない部

分との情報のやりとりがボトルネックになってネットワークが充分機能しなくなる。配備するパソコンの台数に限りがあるなら、総花的な配備ではなく、優先度を決め個々のセクションを完全に情報化（パソコンの一人一台体制）をしていったほうが、ネットワークの利用度は上がり、職員の操作能力も格段に向上するはずだ。

また、すでにさみだれ式にパソコンを導入しているのであれば、個人パソコンを認めそれでネットワークの穴を埋めてしまったほうがいい。インターネットとメールが使えるパソコンがあれば業務に支障をきたすといった話も聞く。これでは、管理者がいくら個人パソコンを持ち込むなどしても無理な話である。管理者が、業務用に持ち込まれている個人パソコンを黙殺し、それは個人の責任として管理を放棄するなら、トラブルが発生したときに、組織としてより問題は大きくなるだろう。それならば、一人一台になるまでのつなぎとして、要件を決めて個人パソコンを登録するようにしたほうがよいのではないか。そのほうが、セキュリティ面も高まるはずだ。実際、既に個人パソコンを登録制にしている自治体もある。また、メールについても、一人に一つ設定してしまっただろうが、後々手間がかからないはずだ。

一方、職員のリテラシーに関しては、電子文書を前提としたものとしていくべきだ。パソコン研修だけでなく、文書管理者の研修についてもその点を意識したものに變更していくことが必要だ。例えばホームページや電子文書を作成するときのルール等についても研修が必要だ。また、従来型の文書の決まり、いわゆる役所の文書プロトコルとでもいうものについても、電子文書にあったものに変更

注12 About.com (http://about.com) オールジャパン (http://allabout.co.jp)

注13 電子市役所（一三年度新規採用職員用「勤務のしおり」）

していく必要があるだろう。電子文書化に際しては、情報公開についても、職員の意識を今以上に高めていかねばならない。つまり、Webで公開した際、市民にわかりやすい文書であるか、行政手続の一連の流れは文書化されているか、文書の中に非公開に該当する部分はあるのかといった点に留意していく必要がある。また、市民に対しても、行政情報の公開に付随して限定的にしろ個人情報公開される可能性があるということについて周知していかねばならないだろう。

おわりに

電子政府を目指す国の動きに比べれば、地方自治体の情報化は遅れている。横須賀市のように九七年にはほぼパソコンを一人一台配備しグループウェアの運用を開始した自治体もあるが、これは例外的だ。本市を例にとればパソコンが一人一台体制になるのは、〇三年になる予定だ^{注13}。大部分の自治体の情報化は、財政状況と相談しつつ、総務省の示す霞ヶ関WANに乗り遅れないようにするのがやっとという状況だろう。こうなると、情報化の遅れた自治体ほど、情報化の目標が国のネットワークに接続することに収斂しかねない。自治体の情報化が、国の電子政府のミニチュア版を構築し、金太郎飴的なホームページをネット上につくることになりかねない。自治体としては、クライアントである市民のニーズを常に見失わないようにして、情報化を進めていかねばならない。それが引いては、地方自治独自の情報化、地方自治の本旨につながるのではないだろうか。

新たな産業の創造をめざして

産学連携・この一年の取り組みから

川崎市産業振興財団
産学連携推進課長

小泉幸洋

昨年（二〇〇〇年）の四月、川崎市産業振興財団に「産学連携推進」を担当する組織が新設された。大学の有する技術資源や経営資源、人的な資源などを川崎市内の中小・中堅企業や民間研究機関と結びつけ、企業が新分野に進出したり新事業を展開するのを側面的にサポートしていくというのが狙いである。

新しいコンセプトの事業に対して試行錯誤的にこの一年間取り組んできた。一年間の体験をもとにして、「産学連携推進事業」として進めてきた事業の経過と現状、今後の可能性と課題などについて報告させていただきたい。

なぜ、産学連携か？ 背景と期待

川崎市内には、高度な加工機能を有するものづくり企業や研究開発型の中小・中堅企業、大手のエレクトロニクス関連や素材型の中央研究所、情報関連の企業など我国のなかでもポテンシャルの非常に高い民間企業の技術・研究機能の集積を有している。

民間企業の研究者の数、起業家精神に富んだ中小企業経営者の数、熟練技能者など他の

産業集積地とは比較にならない優位性を持ち高度成長期以降わが国の産業発展をリードしてきた。高度なものづくり機能や研究開発機能集積は全国でもトップレベルの集積があった。しかしながら、高い機能集積もそれぞれが孤立した存在に留まっている限り他地域に對しての優位性には欠ける面があるとも考えられる。

知識経済、グローバル競争、急速な技術革新、スピード経営の時代を迎えて、企業の経営環境は激変しつつある。激変の時代を生き残っていくキーワードのひとつは「提携」であるといわれる。従来は新製品開発や新分野への進出などのダイナミックな動きも各企業内の研究所内部や系列企業間の関係で完結していたが、よりスピードの速い事業展開が求められる時代には、外部の研究資源や人的資源をスピードディーかつ有効に活用して自社の事業展開を進めていく必要に迫られている。

大手や中小・中堅の研究機関の数や研究開発従事者の数が全国でもトップクラスであるということだけでは立地の優位性につながらない。それぞれの企業や研究機関で発明・開発された技術やアイデアが相互に流動し交流

し、新しい事業がビジネスとして展開されていく数の多さこそ、集積の優位性につながる時代である。

川崎の産業集積の持っているポテンシャルを、「提携」や「交流」を通じたより中味の濃い集積メリットへと展開していくため、大学が必要とされるのである。大学の研究機能をテコとして閉鎖的な企業間の研究者おしの交流を進めていくことや、大学から生まれた研究成果や特許を企業に移転し企業の新分野進出を促すこと、川崎の産業集積をより高度化していくための次世代の研究プロジェクトを提案していくこと、などが期待されている点である。

新川崎創造のもりプロジェクト K²(Kスクエア)・タウンキャンパスが 七月にオープン

このような川崎市側の期待と、「地域に開かれた大学」を模索していた慶應義塾大学の思いがタイミグよくマッチしてできあがったのが、K²(Kスクエア)・タウンキャンパスである。

同キャンパスはJR新川崎駅隣接の操車場



跡地内の市有地約二haを活用、鉄骨二階建ての研究棟四棟と厚生棟一棟（延床約六、三〇〇㎡）を川崎市で建設、慶應義塾が建物の賃借を受け研究活動を実施している。二〇〇〇年の四月に建物が完成し、七月からは実質的な研究活動がスタートした。慶應義塾大学の理工学部・環境情報学部・医学部・法学部から、電気自動車開発、DNAサイエンス、プラズマ光ファイバー、マルチメディアベンチャーなど一〇名の研究者が同キャンパスに同居している。いずれも国内外の第一線の先端分野で活躍している教授陣であり、助手、大学院生らと共に実践的な研究活動を展開している。どの研究室とも慶應義塾大学の中でも最も市場や企業に近いところで研究をしているプロジェクトばかりである。

K²（Kスクエア）の命名はKawasakiの頭文字のKとKeioの頭文字のKとをかけたあわせたもの。川崎市の産業や企業が持っている活力・開発力と慶應義塾の持っている研究技術シーズ・人材資源とを相乗効果（二倍ではなくて三乗）として成果をあげていこうという趣旨で名づけられた。K²（Kスクエア）のネーミングの意図を十分発揮させながら川崎の新しい産業創造拠点としての発展を目指している。

連携を推進させるために実施してきた事業
 企業が大学と出会うキッカケづくりをつくる
 さて、川崎市産業振興財団では川崎市とも協力をしながら大学研究者と企業との橋渡しをすべく昨年四月から事業を展開してきた。まず取り組んできたのは、企業関係者が大学という外部の経営資源を知ってもらうキッカケづくりである。

七月にはかながわサイエンスパークで三日

東京新聞

始動 K² キャンパス

先端科学への挑戦

間開催された企業向けの展示会「テクノトランスフォーカわさき（先端技術見本市）」に「新川崎創造のもり・K²キャンパス」コーナー

1を設け来場した企業へのPRを図った。「オープンキャンパス・イベント」と銘打って企業関係者がK²キャンパスの研究室に直

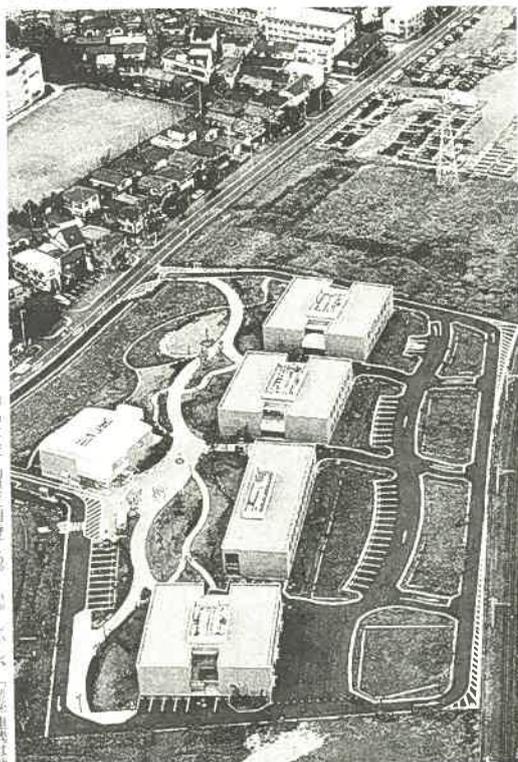


重厚長大産業から脱却へ

川崎市東部の京浜川崎駅がこれである。国を上げて前から建設中。旧国鉄 鶴見駅（東）先頭は、米国防務省跡地に今年三月、レンに追い付き、追い越すというカラーをした五棟の建物が完成。時代は状況、これを加速す。これが慶應義塾大学。 (川崎市産業振興財団の先端科学 研究を撮った、) Nヘイ スクエア タウンキャンパス

「臨海部の産業空洞化から抜け出すには」。同市で九九年、慶大環境情報学部の棟を建設し、慶大の四で高橋三郎教授を専任した協約を結んだ。同市は慶大の進出を促す。川崎市の再生、勉強会の相違の「事業打ち上げ」古書には、電子産業の集積地、慶大と市内の企業との連携、産学連携の必要性を促進し、新技術の研究・開発の内容が盛り込まれた。発案を担った川崎市の目標。報告書が作成された。慶大が「和や日吉などのほか、産業の脱却つくりを構想して」というのだ。

日本の重工業の一端を構想が、高橋教授を通じて、二月、産業の育成、創発的教



「創造のもり」の中心を担うK²キャンパス。幸区で（本社へ「わかっる」かじ

市の接着剤役に期待

技術者市場に認知してもらおうという慶大の思いは、電子産業の脱却つくりを構想して、慶大と川崎市の関係が、昨年「新しい製法が本場に世に出れば素晴らしい」という話の

がもたらす効果に期待する。しかし、「産学連携は動向は昨年、仲介のたきたしばかり。企業と大学のネット費用として、お見せの場を設けて仕掛けなければ」と、小泉さんには表裏に向けた市の役割を強調した。

接足を運んで各研究プロジェクトに触れる機会もつくった。一〇月の二三日、一四日の二日間にわたって開催されたこのイベントでは、K²内の研究室で研究中のテーマのプレゼンテーションを見ながら研究者や研究助手と意見交換ができる内容の濃い見学会で延べ四一五名が出席した。

さらに市内研究機関で構成される研究会や異業種交流グループ・工業団体などのグループでのK²見学会も十数回を数え、市内外の企業にK²キャンパスの研究内容や川崎市の進める産学連携推進事業に対する企業関係者への浸透を図ることができた。

一歩踏み込んだ共同研究事業

セミナー形式から一歩踏み込んだK²研究者と企業との共同研究会も実施した。画像処理の研究で救急医療や交通と組み合わせた制御システムなどで産業界との実践的な研究を進めている中島教授（慶應義塾大学理工学部教授、慶應義塾大学先端科学技術研究センター所長）に協力をいただき、市内中小・中堅企業など一〇社の研究会を設けた。昨年の八月から今年の二月にかけて都合四回の少人数の研究会を開きインタラクティブな雰囲気の中で同研究室が取り組んでいるテーマについて学ぶ場を設けた。研究会終了後には市内の中堅放送機器開発メーカーと研究室で個別での商談会のような場も設けられ、今後の具体的な共同研究を進める動きも起こりつつある。

電気自動車をテーマにした共同研究

K²タウンキャンパスで電気自動車を研究している清水浩教授（慶應義塾大学環境情報学

部）と市内中小企業との共同研究も実施した。同教授はこれまで何台もの電気自動車を試作し、普及に努めてきた。昨年度の共同研究では清水教授の研究テーマである「エレクトリック・ギア」、「インホイール・モーター」という「技術シーズ」を基にした次世代型の乗物について、商品化研究を実施した。清水教授の実証的な研究によると、電気自動車は単に環境に対応した乗物でなく、エンジン部分や駆動部分のスペースが大幅に削減でき非常に設計の自由度が高い乗物が可能になる。

同研究室の学生や多摩美術大学のデザイン研究センターと市内中小企業五社が加わって、既存のガソリン自動車の概念を超えた商品（乗物）について製品コンセプトづくりからデザインのスケッチ、提案できる模型、コンピュータ・グラフィックによるデモンストラーションまでの作成を行った。

昨年度のプロジェクトでは、実際の商品としての電気自動車を開発・試作する段階の一歩手前の商品コンセプト検討、社会ニーズを踏まえたデザイン研究に取り組んだ。参加した中小企業の経営者は、特定の技術シーズから発想して製品化アイデアの検討、スケッチや模型に仕上げる過程や映像プレゼンテーション作成などに間接的に加わり、現実のビジネス感覚としての知恵を学生・研究者に伝えるとともに、商品化過程での「デザイン」の重要性を実感として認識することができた研究会であった。電気自動車の持つ今日的な課題と大きな可能性について、各社の取り組んでいる実際の製品への応用も含めて学ぶとともに、自社製品開発の機会が少ない中小企業にとつてデザインを学ぶ学生・研究者のしなやかな発想力やプレゼンテーションによる提案に接して、相互に刺激を与え合って、新し

いビジネス機会や実践に即した質の高い学習機会を提供できたといえる。

K²タウンキャンパスをきっかけとして慶應義塾の持つ経営資源にアクセスを

新川崎創造のみに慶應義塾大学がK²タウンキャンパスを進出させたのをきっかけとして同キャンパス内の研究者以外の慶應義塾大学全体の研究資源、人的資源と市内企業との連携のチャンスを作り上げていくことも目標のひとつである。

昨年一二月には慶應義塾の「新しい社会人教育事業」として東京駅前に仮オープンした「丸の内シテイキャンパス」、「東京国際フォーラム」を会場として同大学環境情報学部の講師による「産学共同による商品提案」セミナー並びに慶應先端科学技術研究センター主催の二六研究プロジェクトの発表展示会（Keioテクノモール二〇〇〇）見学会を開催した。

川崎市外のイベントにも関わらず多くの市内企業が参加し同大学理工学部の研究者との連携へのキッカケづくりの場をつくることのできた。

大学からの技術移転(TLO)を企業に伝えるシンポジウム開催

川崎市産業振興財団が進める産学連携事業はK²タウンキャンパスの進出が契機であったことは事実であり、慶應義塾大学との連携を深めていくことは当面の戦略の一つではあるが、企業との連携サポーターの相手先は同大学だけで満足できるものではない。

この数年全国の大学で、大学で発明された技術や特許を民間企業に移転するのを促進する機関「TLO（テクノロジ・ライセンズ・オーガナイゼーション）」の設立が相次いでおり、全国で二七の機関が設立されている。

大学で生まれた特許を活用して新たな製品開発やサービスを提供しようとする企業にとっては大いに関心のあるテーマである。今年一月に川崎市産業振興会館を会場として、TLOで先進的な取り組みと実績をあげている東京大学、慶應義塾大学、都立大学、横浜国立大学、東海大学、立命館大学の運営責任者を招いて企業向けのシンポジウムを開催した。各企業とも関心が高く二〇〇名を超える企業経営者・技術者、技術・経営コンサルタントなどが参加し熱気のある議論が展開され、慶應義塾大学以外の大学との技術移転の可能性についての現状と可能性を知る機会となった。

また、市内に本拠を有する理工系の大学である明治大学理工学部にも一五〇名を超える研究者が活動をしており、今後も密接な協力関係をつくっていくことが確認されている。

地元企業の大学に対する期待と現実

さて、実際に川崎市内でビジネスを展開している企業経営者の反応はどうであろうか？

大学に対して敷居の高さを指摘する中小企業経営者が多いのも事実である。経済の構造変化により、タテ系列の取引構造からヨコ連携の時代になりつつあるとはいえ、体質的にはまだ下請構造が強かったり、下請的な構造の中で大手企業とうまく取引できていけばよいというレベルの企業にとっては大学と付き

合うメリットは少ないという声も聞く。

しかしながら閉塞感のある経済状況の中で大学との連携を突破口として新たなビジネスチャンスをつくりたいという期待感を寄せる経営者も多い。中小企業経営者は「自社製品をつくりたい」という潜在的な願望は一〇〇%の人が思っている。いつも発注者から泣かされているので裏返しとして、自立化をしたいと望んでいるのである。

中小企業経営者の中で潜在的な意識として「名聞の知られた大企業ではないので」大学研究室は敷居が高いと感じている向きが多い。しかしながらこの一年間で一〇〇名を超える大学研究者からヒアリングした私の実感では、大企業よりもむしろ中小企業と共同研究を望んでいる大学研究者が多い。意思決定のスピードや研究に対する思い入れなどの点で大企業よりも中小企業のほうが効果的な事業ができるとの指摘である。もちろん相談内容や共同研究、委託研究に対して企業側で明確な内容があることが前提ではある。単なるお付き合いや、なんとなく大学の先生と仲良くしたいという段階を一步超えた目標を持っている企業には大企業以上に真摯な対応と興味を示してくれるといえる。

この原稿を書いている一週間ほど前に中原区の中小企業経営者から私宛に相談の電子メールが届いた。同社が全国何方所かに納めている監視装置をインターネット経由で遠隔操作できるシステムに自社開発したい、そのシステム構築のためのアドバイスを共同研究を共にする大学研究者を紹介してほしいとの依頼であった。このオーダーに近い分野で研究をしている大学研究者に相談したところ、高い関心を示してとりあえず会って話を聞いてみようというアポイントまではとれた。この

相談がどのように展開していくかは未知数だが具体的な提携の一步となることを期待している。

次の展開に向けて

以上この一年間の産学連携として取り組んできた事業の概要を報告してきた。企業と大学とのコーディネート機関として改めて痛感するのは、(1)大学研究者それぞれの研究内容の中で企業に貢献できるテーマは何か、(2)大学など外部の技術資源を有効に活用して新分野にチャレンジしようとしている意欲的な企業家がどこにいいのか、という基礎的で地道な情報収集の必要性である。このような基礎情報をより多く蓄積し、信頼関係の構築を図るとともに大学研究者・民間研究機関・中小企業との間の相互の「提携」や「交流」につながる機会を数多く展開し、川崎の産業・研究機能の質レベルでの厚みを深めていくことを次への目標と考えたい。

また「新川崎創造のもり」のKタウンキャンパスに続くプロジェクトとして「起業支援施設」の整備も計画されているが、産学連携事業と有機的に連動させて川崎に新たな産業を創造していくことを側面的にサポートしていきたい。

加えて、今年四月から川崎市産業振興財団は、新事業創出促進法に基づく「中核的支援機関」として起業家育成や起業家の成長段階に応じた総合的な支援機関（地域ブラットフォーム）として支援メニューも強化・充実させている。

これらの支援体制と連動させながら成果をあげていくことが課題である。

臨海部再編のシナリオ

総合企画局臨海部整備推進室 室長

中村 健

はじめに

川崎臨海部で、工業用地としての埋め立てが始まったのは、二〇世紀の初頭、もう一世紀も前のことである。戦争で壊滅的な打撃を受けたものの、高度成長期には再び新たな埋め立てが行われ、そこに二つのコンビナートが形成され、まさに京浜工業地帯の中核として日本経済の牽引車の役割を担った。しかし、あまりにも急速な工業の集積は、公害問題、都市問題等を引き起した。

国がとった解決策は、この地域の工場の新・増設を禁止することにより、地方への工場の移転を促進させるという工業制限諸制度の創設・改正である。この諸制度は臨海部では移転促進につながらず、逆に工場増設の原則禁止という側面が、企業の設備投資意欲を削いだ。この結果、高度成長期以降、臨海部の工場数そのものは、それほどかわらないものの、従業員数、設備投資額等は著しく減少し、地域の活力の低下を招くとともに、景観としても老朽化した工場群をもたらしたのである。

さらに近年、産業構造の変化、経済のグローバル化により、生産拠点を複数抱えている企業は、工場の敷地・設備の集約化を行い始めた。本市では、このような状況が見えはじめた平成八年に「川崎臨海部再編整備の基本方針」を策定し市としての再編のシナリオを描いている。

まず、そのシナリオを紹介する。

川崎臨海部再編整備の基本方針

基本方針は、①新たな地域産業構造の構築による地域経済の活力の増進、②職・住・遊のバランスのとれた地域形成、③水際線の親水化・市民開放によるアメニティ空間の整備、④地域としての防災性の向上、⑤先導的プロジェクトとしての四つの拠点（南渡田周辺地区、塩浜周辺地区、東扇島地区、浮島地区）整備、⑥臨海部交通体系の整備、の六つの柱で構成している。

また、土地利用の方針としては、臨海部は三層構造となっておりことから、既成市街地と隣接している第一層は、新産業複合市街地としての整備を図る、特に臨海都市拠点と位

置つけた南渡田周辺地区と塩浜周辺地区については、工業に特化した地域から職・住・遊などの都市的機能の導入を図る。

また島部の第二層は、引き続き産業活動の中心となる地域として、研究開発機能との複合化などによる生産機能の高度化を図る。

もっとも海側の第三層は、市民に開かれた海と港が調和する地区として、東扇島地区では高度港湾機能の整備を進め、浮島地区ではスポーツ・文化・レクリエーションゾーンの整備を進めるとしている。

時間軸としては、臨海部全域は約二千八百ヘクタールもの広大なエリアであることから、四つの拠点整備を臨海部全体の再編整備を先導する事業と位置づけ、先行的に整備を進めていくとしている。しかし、策定後、五年間の社会経済状況の変化は激しく、早急に解決を図るべき課題や新たな課題が出てきている。そこで現在の当室での議論もふまえながら、臨海部再編のシナリオを筆者の私見としてまとめてみた。



臨海部再編のシナリオ

(1) 既存産業の集積を再生に結び付けるシナリオ
川崎臨海部はあまりにも工業に特化していたため、近年は老朽化した工場群、工場の移転や閉鎖と、その地盤沈下のイメージは著しい。確かに大量生産の拠点としての地位は低下してきているが、この産業集積を活かしつつ、新たな産業地帯として生まれ変わる潜在的なポテンシャルは秘めている。

現在臨海部に立地している大規模工場は約七〇。このうち研究開発機能を併設している工場が約三〇もあり、生産拠点としてはむかなくとも、新たな素材を開発し、またそれを競争力のある商品として開発できる能力については、世界の中で十分に競争できるレベルにある。この潜在化している研究開発機能のポテンシャルを顕在化させる。

また臨海部周辺の大田区から、川崎内陸部、鶴見区にかけては、高い技術・技能を有する中小工場が多く立地していることから、臨海部の企業との連携を図る仕組みづくりを行うことにより、素材の開発から商品開発、試作・生産までの一連の過程を、臨海部全域の中で、あたかも一つの工場の中で行われているような環境をつくり、世界のものづくりをリードできる産業地帯としても再生させる。

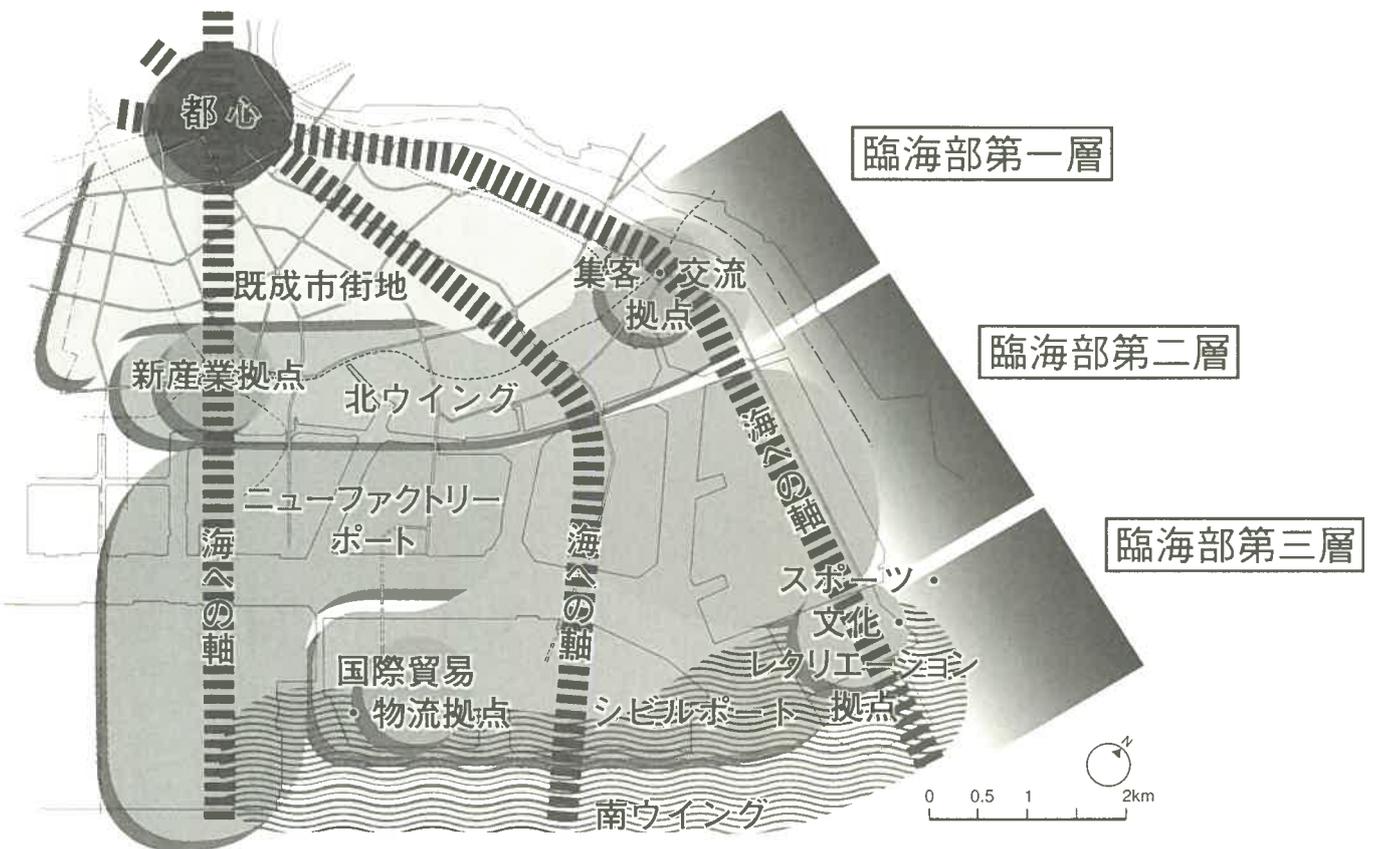
二つ目は、環境という切り口である。臨海部の立地企業は、そのほとんどが基礎素材系の工場であり、製造工程において発生した余剰エネルギーや、通常は廃棄物、排水として扱われている余剰物を、同じ製造工程で何回も再利用する、リサイクルの思想がもともと貫かれている。また、公害という不幸な歴史を背負い、その対策に、長く取り組んできた

ことから、環境対策技術にノウハウを持つ企業も多い。さらに現況の土地利用上も、臨海部のうち約二千ヘクタールが、臨港地区あるいは工業専用地域であり、原則として住宅の建設ができないことから、周辺住民とのトラブルという問題は生じない。しかし、この切り口は、産業廃棄物中間処理場のモザイク状の立地の誘発、既成市街地を通過する廃棄物運搬の問題等課題も多い。あくまでも、ものづくりを通じて資源循環型社会に貢献していくシナリオづくりが必要である。

このような既存産業の集積を生かし、さらにそれを市民にも歓迎されるような再編へと結び付けていくため、まず臨海部の立地企業と行政・学識者を交えた研究会(仮称・川崎臨海部再生リエゾン研究会)を立ち上げることを検討している。この研究会により、各企業の潜在的な能力を顕在化させ、連携させそれがすぐに実行出来るような仕組みづくりを構築するとともに、産業地帯としての再生が市民生活や資源循環型社会にも貢献するというストーリーづくりを行う。しかし求められているニーズは産業再生だけではない。

(2) 臨海部に求められている多様なニーズ

まずは、既成市街地に隣接している臨海部第一層の都市的利用への土地利用転換に関するニーズである。大都市のリノベーション(更新・修復等の意)に資する土地利用転換については、国もその必要性を十分認識している。例えば平成一一年八月に、建設大臣より横浜地域も含む京浜臨海部地域が都市・居住環境整備重点地域の一つに指定されたが、指定理由の中で「当該地域については、工場跡地等を有効活用し、首都圏の分散型ネットワークの形成、隣接する既成市街地の整備等



大都市のリノベーションに資する土地利用転換が求められている」と書かれている。

市民ニーズは、「川崎市民意識実態調査」から把握できる。平成一二年に行われた調査では、「川崎の臨海部」に関する質問がある（有効回答数一、〇四八）。回答の中で、まず、臨海部にほしい施設については、最も多かった回答は「公園」で二八・〇％、続いて、「アミューズメント施設」一六・五％、「ショッピングセンター」一一・三％であった。また、臨海部の将来像について望ましい姿についてきいたところ、最も多かった回答が「複合的な土地利用」で三六・五％、次に「市民が親しめるゾーンの形成」三四・五％であった。この調査結果から、市民は海に親しめる機能や楽しめる機能を求めていることがわかる。

防災への対応も求められている。臨海部の埋め立て地部分は、そのほとんどが、石油コンビナート等特別防災区域に指定されていることから、この地域自体の安全性の向上を指していくことは当然として、大震災時における物資の輸送確保のための耐震パースの設置、広大な敷地を利用した防災拠点の設置や、がれきの一時的な置き場等、被災した市街地の救援・復旧活動に寄与できる体制づくりが求められている。

産業の再活性化だけでなく、このような多様なニーズに応えるためには、発生しつつある低・未利用地の活用を留意しつつ、市全域の約二割、幸区と宮前区をたした面積とほぼ同等の面積を有する臨海部の土地利用に関するシナリオを描く必要がある。

(3)土地利用に関するシナリオ

基本方針を検討していた平成八年時点では、

低未利用地は、既成市街地部に隣接している臨海部第一層にのみ発生することを予想しており、第二・三層では発生しないことを前提として、第二章で述べたとおり、層別の土地利用の方針を示した。

しかし、その後の社会経済情勢の変化はあまりにも激しく、企業間の競争は業種を問わず世界的な規模で行われるようになり、また企業経営に遊休資産の活用・処理が厳しく求められるようになり、低未利用地の発生やその懸念が、産業活動の中心地域である第二層にも及び始めた。この結果かつては生産工場として機能していたが、現在は生産する場としては使われていない、あるいは今後その懸念がある工場用地、いわゆる低未利用地（民間企業の用地に限る）は約二二〇ヘクタールにのぼっている（平成一一年度東京臨海部再編整備協議会調べ）。しかも毎年の決算の状況により、各企業が独自に土地売却の意思決定を行うことから、低未利用地の発生が予想できない。このような状況下では、現時点で想定されるあるいは誘導したい構造物や土地利用を具体的に列挙するような従来型の土地利用計画では対応できない。

そこで、例えば活力と魅力あふれる臨海部というような目指すべき大きな方向性は、市民・企業・行政で十分議論をしつくした上で、合意を図り、その方向性に合致する事業や土地利用であれば、環境や安全の確保に関するルール以外の規制はできるだけ設けないというような新たな手法の検討が必要である。

また、大規模かつ散在している低未利用地を活用して、臨海部に求められている多様なニーズに応えるためには、時代の変化に柔軟に対応できるよう期間を限定した暫定利用を認めるとともに手続きを簡素化する。また暫

定利用に災害等の拠点機能を有する緑地の活用を積極的に図る方策の検討も必要である。

土地利用の転換を促進するには、交通インフラの整備も必要である。高速道路網は、整備されつつあるが、臨海部を貫く一般道路は産業道路だけであり、環境上も大変な負荷がかかっている現状では、産業の活性化を図るにしろ、土地利用を促進するにしろ、市民が臨海部にアクセスするにしろ、臨海部を貫く道路整備は不可欠である。また業務核都市としての機能を果たし、大都市のリノベーションに資するためには、東海道貨物支線の貨客併用化など鉄道網の整備も必要である。

臨海部の再編を推進するために

第三章で述べたような土地利用に関するシナリオは、国からの個々の法規制の緩和だけでなく、現行の土地利用制度自体の見直しが必要であれば実現できない。また交通インフラの整備には多大な整備費用がかかる。

今までも、国に制度の改正や整備費用の重点投資を求めてきたが、前述した研究会等を活用しながら、川崎臨海部の再編が日本全体の産業の活性化や大都市のリノベーションに資するという川崎臨海部の再編の意義を整理し、改めて国に強く働きかけていくとともに、産業・都市の利用・水と緑・防災という従来は混在を避けてきた現行の土地利用規制を安全と環境という観点から必要な規制と不必要な規制に再構築し、多様な用途を容認し、むしろその相乗効果により、活力が生まれる臨海部づくりを目指していきたい。